

番号	大分類	御意見	御意見に対する考え方
1	価格調整スキーム	<p>UKのCfD制度の根幹として、落札された「ストライク・プライス（行使価格）」は、毎年CPIに連動して調整される仕組みが継続・強化されている。一方、日本場合は認められるインフレによるコストアップは事業期間を通じて最大40%だと理解するが、なぜ40%なのか、なぜ毎年のインフレ物価高を考慮しないのか？リスクの配分が、事業者と国（国民）で適正なものになっているのかも一度立ち止まってよく検討して頂きたい。20年30年後に洋上風力が導入されずに原子力とLNGを中心とした世界が本当に国民の望む将来の絵姿なのか、短期的な国民負担の抑制という呪縛を解いて、安全安心やエネルギーセキュリティーも考慮に入れた長期的な視点で判断して頂きたい。</p> <p>UKでは、今回のCfDの結果は、新しいガス火力の新設より40% LCOEが安いと発表している。</p> <p>風車生産と原子力の両方を手掛けるGEのCEOは2024年12月のコメントで次のように述べている。即ち、新しい原子力は\$150/MWh以上。洋上風力はこれと同等である必要があるが、洋上風力は\$100以下で戦わされている。それでは事業ができないと言っている（だから大型風車の生産を止めたのだろうか）。従って原子力をやることで洋上風力より国民負担を抑制するとは言えない。加えて原子力には色々なネガティブな問題点がある。</p> <p>リスクの適正配分で参考になるかもしれないので、LNG産業の例を簡単に紹介する。LNGも洋上風力と同様に開発の期間が非常に長い。10年超も稀ではない。且つ天然ガスの生産地やLNGプラントの立地では、国内洋上風力と異なりカントリーリスクもある。規模にもよるが開発費(CAPEX)は洋上風力よりも更に高い。そういう事業にプロジェクトファイナンスをつけるために産業界が作り出したコンセプトは下記である。</p> <p>量のリスク：LNGの買主が負う。具体的には長期契約の場合はToP (Take or Pay)条項で、買主がLNGを引き取れない時でも決められたLNGの価格を支払うということで量のリスクを買主がとっている。</p> <p>価格（収入）のリスク：売主が負う。つまり、カロリー等価で国際貿易で流動性の高い原油相場にLNG価格を連動させている。過去の実績を見れば20年間の長期契約の間には原油価格は相当のvolatilityを示している。</p> <p>こういうリスク配分を行うことで、プロファイができ、プロジェクトが長期に健全性を保てる。リスクとリワードのバランスが取れているので、売主買主がともにWin-Winとなっている。</p> <p>一方洋上風力に於いては、どちらのリスクも事業者側によっている。</p> <p>量のリスク：風が強くふかない年もあるだろう。場合によっては出力抑制も受け入れなければならない。</p> <p>価格（収入）のリスク：これまではゼロプレミアムを受け入れないと公募に勝てない仕組みだった。そしてもちろんFIT/CfDでなければ電気の相場は日々変動する。</p>	<p>第7次エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）において、「すぐに使える資源に乏しく、国土を山と深い海に囲まれるなどの地理的制約を抱えているという我が国の固有事情を踏まえれば、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく。」との方針が示されています。これは、現時点で単独の完璧なエネルギー源は存在せず、特定のエネルギー源に過度に依存することはリスクが高まるため、多様な電源構成が重要であるとの考え方に基づくものであり、エネルギー危機にも耐え得るエネルギー需給構造を実現するためには、S + 3 Eの大原則の下で、エネルギー源ごとの強みが最大限に発揮され、弱みが他のエネルギー源によって適切に補完されるような組み合わせを持つ、多層的な供給構造を実現することが必要です。また、DXやGXの進展による電力需要増加が見込まれる中、それに見合った脱炭素電源を十分確保できるかが我が国の経済成長や産業競争力を左右する状況にある中で、再生可能エネルギーか原子力かといった二項対立的な議論ではなく、再生可能エネルギーと原子力を共に最大限活用していく必要があります。こうした考え方のもと、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら洋上風力発電を含む再生可能エネルギーの導入を促してまいります。</p> <p>また、価格調整スキームの上限については、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ/交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会合同会議（以下「合同会議」という。）及び調達価格等算定委員会において議論を行い、ウクライナ危機による世界的な物価上昇や急激な円安に伴う影響も踏まえ、十分な物価変動リスクを織り込んだ水準として、40%を基本とすることされています。</p>
2	価格調整スキーム	<p>価格調整スキームに用いる物価指数について、国内の「企業物価指数」だけでなく、「主要な調達国（欧州等）の物価指数」を選択可能とすべきである。改訂案では日銀の企業物価指数等を参照することとしていますが、洋上風力発電設備の主要コンポーネント（風車、ケーブル等）の多くは海外（特に欧州）からの調達に依存しています。</p> <p>国内物価と海外の資機材価格（およびインフレ率）は必ずしも連動しておらず、国内指数のみを用いた調整では、実際の調達コスト上昇分（輸入インフレ）をカバーしきれず、事業採算性が破綻するリスクがあります。</p> <p>運用指針改訂案において、調整式に用いる指数として「日本銀行が作成する企業物価指数」が指定されています。</p> <p>しかし、昨今の風車価格高騰は欧州等のインフレやエネルギーコスト上昇に起因するものであり、日本の物価指数とは乖離があります。実態に即したリスクヘッジを可能にするため、調達の実態に合わせた指数の選択を認めるべきです。</p>	<p>価格調整スキームの計算方法は、プロジェクトの実態等を踏まえて合同会議及び調達価格等算定委員会において議論を行い、当該議論を踏まえて決定しているものです。</p>
3	価格調整スキーム	<p>価格調整スキームにおける「変動前物価指数」の参照期間を、「公募開始日の属する月の直前の1年間」とすべきである。</p> <p>現在案の「変更認定申請日の属する月の前月までの1年間」では、公募開始から認定・変更申請までの数年間に生じた急激なインフレや為替変動（円安）が反映されず、事業者が予見不可能なコスト増を負担することになるため、公募時点からの変動をカバーする制度とすべきである。</p> <p>洋上風力発電事業は公募開始から運転開始までのリードタイムが長く、その間の資機材価格や為替の変動は事業者の努力のみでは回避困難な「非商業リスク」である。</p> <p>調達価格等算定委員会等でも議論されている通り、過去数年で約40%の物価変動が確認されている中、公募開始以降の変動を反映しないスキームでは、事業撤退リスクを十分に低減できず、電源投資の完遂という制度改正の趣旨にそぐわないため。</p>	<p>御指摘の内容は、今回の意見公募手続の対象ではないため、お答えは差し控えます。</p>
4	価格調整スキーム	<p>「供給価格が供給価格上限額から想定供給価格幅を減じた額以下の場合は、当該価格点を一律120点」とあるが、市場価格や現在のコスト構造を網羅しきれていないNEDOモデルを加味した場合、実態と乖離した価格水準になる可能性がある。第一ラウンドの撤退のような事態を招かないためにも、価格調整スキーム以外にも柔軟な価格転嫁や公募開始時点の物価水準を基準としたスライド制を適用頂きたい。</p>	<p>今後実施する公募に適用される供給価格上限額や想定供給価格幅については、今後の調達価格等算定委員会や合同会議の議論を踏まえ、当該公募に係る公募占用指針にてお示しします。</p> <p>また、今後実施する公募で適用される価格調整スキームについては、合同会議及び調達価格等算定委員会における議論を踏まえ、公募開始日から洋上工事開始予定日（工事計画の届出予定日）までの期間における物価変動を調達価格/基準価格に反映することとしています。価格調整スキームの適用対象とならない物価変動項目については、調達価格/基準価格には反映されません。</p>
5	計画変更	<p>12)③セントラル調査の結果をもとに地盤情報が提供されますが、現状では入札時の地盤調査数が十分ではなく、また風車設置ピンポイントではないため、想定と現場不一致が大きいのが現状です。黎明期においては事例も少なく、日本の複雑な地盤条件では、基礎の大型化、それによる工期の延伸、工事費の増額が避けられない状況です。</p> <p>地盤条件の相違によって基礎の大型化や基礎工事の施工方法の変更が生じる場合（工事期間の変更、工事費の増額等）、占有計画の変更を認めるようにすべきと考えます。</p> <p>【理由】</p> <p>R1撤退の要因の一部であり、R2でも同様の課題に直面しているため。</p>	<p>地盤条件の詳細は、公募占用計画認定後の調査により初めて明らかとなる場合があり、想定との差異により、基礎の大型化や施工方法の変更を要するケースが生じ得ることは認識しています。</p> <p>一般海域における占用公募制度の運用指針（改訂案）（以下、「本指針案」という。）では、「設計図書と工事施工環境の乖離等により、施工事業者側から契約変更等の申出があり、一定の要件を満たす場合における施工方法の変更」を、計画変更が認められる「やむを得ない事情」の一例として明記しています。したがって、地盤条件の相違に起因する基礎大型化や工期・工費への影響についても、個別の事情及び第三者委員会の意見を踏まえ、やむを得ない事情に該当するかを判断します。</p>

番号	大分類	御意見	御意見に対する考え方
6	計画変更	<p>「公募占用計画時点では概要でもよいが、計画認定後に必要な調査等を実施し、占用許可申請までに詳細な内容を示す資料を提出することを求める」といった趣旨の記載がありますが、セントラル調査の地盤調査数が十分ではなく、また風車設置ピンポイントではないため、想定と現場不一致が大きいのが現状です。詳細な調査を実施すると、地盤条件によっては基礎の大型化、それによる工期の延伸、工事費の増額が避けられない状況です。地盤条件の相違によって基礎の大型化や基礎工事の施工方法の変更が生じる場合（工事期間の変更、工事費の増額等）、占有計画の変更を認めるようにすべきと考えます。</p> <p>【理由】 R1撤退の要因の一部であり、R2でも同様の課題に直面しているため。</p>	5番の回答をご覧ください。
7	計画変更	<p>2)「設計図書と工事施工環境の乖離等により施工事業者側からの契約変更等の申出等の一定の要件を満たした場合における施工方法の変更」の「一定の要件」として、事業者の責によらない、地盤条件の相違によって基礎の大型化や基礎工事の施工方法の変更が生じる場合（工事期間の変更、工事費の増額等）を追記することを希望します。</p> <p>現状では入札時の地盤調査数が少なく、基礎のピンポイントではないため、想定と現場不一致が大きいのが現状です。黎明期においては事例も少なく、日本の複雑な地盤条件では、基礎の大型化、それによる工期の延伸、工事費の増額が避けられない状況です。そのような場合も、占有計画の変更を認めるようにすべきと考えます。</p> <p>【理由】 R1撤退の要因の一部であり、R2でも同様の課題に直面しているため。</p>	5番の回答をご覧ください。
8	計画変更	<p>「やむを得ない事情」の例示として、「国（JOGMEC等）が提供した海底地盤データ等と、選定後の詳細調査結果との間に、基礎形式や主要な工法の変更を余儀なくされるほどの重大な乖離が確認された場合」を明記し、これに伴う工期遅延・計画変更をペナルティなしで認めるべきである。</p> <p>セントラル方式の調査は基本設計レベルであり、特に日本の複雑な地盤（岩盤の出現や不均一な地層）においては、限られたボーリング調査で全てのリスクを洗い出すことは不可能である。</p> <p>これを「事業者の責任範囲」として片付けた場合、事業者は地盤リスクに対して過大な予備費を積まざるを得ず、LCOEの上昇（国民負担増）を招くか、リスクを軽視した実現性の低い計画が選定される「安かろう悪かろう」の事態を招くため。</p>	やむを得ない事情に該当するか否かは、個別具体的な事情及び第三者委員会の意見を踏まえて判断します。
9	計画変更	<p>“ただし、一度定めた運転開始期限日を安易に変更することは望ましいものではないため、運転開始期限日を公募占用計画に記載した発電事業の実施時期とし、これを超えた場合は、交付期間又は調達期間を短くする方向で、調達価格等算定委員会の意見も聴いた上で定めることとなる。公募参加者はこれに留意し、事業の開始時期を定める必要がある。”</p> <p>No.7 3)の海域占有の開始に紐づくが、公募の前提情報である地盤情報が、公募占用計画の骨子を策定するにあたっての基本基礎設計に対して圧倒的に不足しており、公募占用後の地盤調査後に公募占用計画の基礎計画の変更が余儀なくされ、工事数量や設計および工事期間が変わる可能性が高い点から、現状の制度上では、運転開始期限日を後方に設定せざるを得ない。</p> <p>セントラル調査の点数に紐づき設計計画や建設計画が変更する不可抗力のリスクを鑑みると、運転開始期限を公募占用計画にて原則守ることとしつつも、公募占用後の地盤調査で発生する地盤の前提条件の変更に伴う不可抗力相当での期間変更は認めて頂く様、明示頂きたい。</p>	<p>海洋再生エネ整備法適用案件における運転開始期限日は、選定事業者が初めて公募占用計画の認定を受けた時点で公募占用計画に記載されている海洋再生可能エネルギー発電設備による運転開始予定日となります。</p> <p>その上で、今般、公募占用計画について、柔軟性を確保するために、全公募参加者は実現可能性の高い運転開始までのスケジュールを検討し、当該スケジュールに乗せて公募占用指針で定める予備期間を設けなければならないこととしたため、公募占用計画に記載する運転開始予定日は当該予備期間を考慮した上で設定することとなります。</p> <p>なお、上記の運転開始期限日の延長が認められるのは、他の促進区域の選定事業者や港湾区域内に海洋再生可能エネルギー発電設備を設置するために港湾法第37条第1項に基づく許可を受けた者との間で、促進区域と一体的に利用する港湾を使用する時期に重複があり、経済産業省及び国土交通省が調整せざるを得ないとして公募占用計画に記載された運転開始予定日を遅らせた場合に限ります。</p>
10	計画変更	<p>2)「設計図書と工事施工環境の乖離等により施工事業者側からの契約変更等の申出等の一定の要件を満たした場合における施工方法の変更」について明記いただいたことは評価いたします。</p> <p>一方で、「一定の要件」とは具体的にどのような要件を想定しているか明記した方がよいと思います。</p> <p>【理由】 適切な表現に改定されたため。 また、抽象的な表現が残っているため。</p>	御指摘の「一定の要件」は、事業環境、契約状況、施工実態等を踏まえて個別具体的に判断する性質のものです。そのため、本指針案に画一的な要件の列挙は行っていませんが、地盤条件・海象条件の大幅な相違など、事業者の責めに帰さない合理的理由がある場合には、計画変更が認められる場合があります。いずれにせよ、個別の事情及び第三者委員会の意見を踏まえ、やむを得ない事情に該当するかを判断します。
11	計画変更	<p>改訂案では「変更を認める場合の基準」として「公募占用指針に定める事項及び評価の基準に照らし、審査及び評価の結果が下がる方向での変更は好ましくない。」となっているが、以降に続く「…ため、その変更理由が真にやむを得ないものであるか確認することが必要である。」という部分を削除する理由は何か。</p> <p>認定公募占用計画の変更は慎重に審査されるべきであり、変更理由が真にやむを得ないものであるか確認することは必要ではないかとの観点から、本文言は現行通り残すべきではないかと考える。</p> <p>【理由】 変更の意図を明確にしていきたいもの。</p>	本指針案のP24には、「本法第21条第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合すると認める場合に限り、変更の認定をする」との記載があり、海洋再生エネ整備法第21条第2項第2号の内容は「公共の利益の増進又はやむを得ない事情があること」であることから、繰り返しの表現を解消する趣旨で御指摘の文言を削除しました。なお、「公共の利益の増進又はやむを得ない事情があること」に該当するか否かは、引き続き、個別具体的な事情及び第三者委員会の意見を踏まえて判断します。
12	計画変更	<p>変更が認められる「やむを得ない事情」とは、2026年1月21日の第42回洋上合同WGの資料3に記載の状況（以下①②の何れも満たす状況）と理解して良いか。</p> <p>第30回洋上風力促進WG（2024年11月21日）に取りまとめたとおり、以下の2点をいずれも満たす場合には「やむを得ない事情」があると認め、風車メーカー等の変更が可能です。①インフレ等の影響により、公募占用計画に記載されたリスクシナリオを遥かに上回る状況が生じるなど、事業継続が困難な状況であること。②相手側（風車メーカー等）との価格交渉の結果、相手側から契約解除の申し出があった場合や入札時に取得した見積り等を著しく上回るような条件が提示された場合など、事業継続のために変更せざるを得ない状況であること。</p> <p>【理由】 洋上合同WGで整理された「やむを得ない事情」が運用指針上に明記されておらず、解釈の齟齬を防ぐため、明確にしたい。</p>	合同会議第42回の資料3のP2における御指摘の記載については、「やむを得ない事情」の一例として挙げたものです。その他の計画変更の内容について、やむを得ない事情に該当するか否かは、個別具体的な事情及び第三者委員会の意見を踏まえて判断します。

番号	大分類	御意見	御意見に対する考え方
13	計画変更	「設計図書と工事施工環境の乖離等により施工事業者側から契約変更等の申出等の一定の要件を満たした場合における施工方法の変更」が公募占用計画の変更のやむを得ない事情として追記されている。これは、例えば想定している地盤・海象条件と、実際の環境条件が詳細な地盤調査で異なる事が判明した場合の施工方法を想定しているか。	5番の回答をご覧ください。
14	計画変更	第30回洋上風力促進WG（2024年11月21日）において、事業計画に柔軟性をもたせることでコントラクター・設備等の選定における自由度を高め、コスト低減を図ることを目的として、公募占用計画の変更を認める条件である「やむを得ない事情」が以下の①②の通り整理されたものと理解しているが、その内容が運用指針にすべて反映されていないように見受けられるため、より詳細に運用指針に記載すべきではないか。具体的には、①及び②入札時の見積を著しく上回る場合等が運用指針では反映されていないのではないかと。特に②に関しては、コスト増を回避する努力は積極的に採用できる環境を整備すべきであると考えため、代替先のコントラクター・設備等に十分な能力が確認できる場合は柔軟に変更できる旨を付記頂きたい。 ①インフレ等の影響により、公募占用計画に記載されたりリスクシナリオを遥かに上回る状況が生じるなど、事業継続が困難な状況であること。 ②その上で、相手側との価格交渉の結果、相手側から契約解除の申し出があった場合や入札時に取得した見積り等を著しく上回るような条件が提示される場合など、事業継続のために変更せざるを得ない状況であること。 【理由】 運用指針の明確化のため。	12番の回答をご覧ください。
15	計画変更	風車以外の資機材・役務を供給するサプライヤーから契約解除の申出があった場合は、P.42に規定する「やむを得ない事情」に該当するのか、あるいは、「やむを得ない事情」が認められる資機材・役務が認められるのは風車に限られるのか、明示頂きたい。 【理由】 事業計画の実現可能性を担保するため。	12番の回答をご覧ください。
16	計画変更	やむを得ない事情の例示として、「設計図書と工事施工環境の乖離等により施工事業者側から契約変更等の申出等の一定の要件を満たした場合における施工方法の変更」が追加されたが、本記述における「一定の要件」とはどのような要件か、明記いただきたい。 【理由】 修正内容の明確化を求めるもの	10番の回答をご覧ください。
17	計画変更	今回の運用指針変更は、洋上風力の事業完遂も指針変更のテーマと理解しており、事業者決定後の風車等の変更が発生した場合の協議・交渉期間等も考慮いただいた上で、「事業計画の迅速性」の評価項目を「適切な予備期間を設けた上で、」と修正されたと理解しております。 かかる中で、事業完遂のためのやむを得ない事業計画を容認する上で、港湾スケジュールの変更を伴う公募占用計画の変更を原則認定しないこととする。と言いつ切るのは同テーマと不整合ではないでしょうか。以下のような修正案をご検討いただけませんか。 また、港湾利用スケジュールの変更については、～（中略）、公募占用計画の変更を原則認定しないこととするが、当該変更が真に必要な不可欠かつ他の事業者の事業計画との調整余地があり、公共の利益の増進に該当すると考えるものについては、公募占用計画の変更可否について、慎重に検討するものとする。 のような計画変更余地を含むものと修正するのが望ましいと考えます。 【理由】 過去の洋上WG合同会議にて、以下内容を踏まえての意見です。（以下、第42回洋上WG合同会議資料_資料1のP12） また、第1ラウンドの事業撤退の要因分析において、事業環境の課題として風車メーカーやサプライヤー等との価格交渉力の確保のしづらさが挙げられたが、第2・第3ラウンドにおいても、年単位の遅延が通常見込まれる風車メーカー等の変更が可能なだけの予備期間を設けたスケジュールにはなっておらず、特に当該変更により迅速性評価が下がる場合、計画変更の認定に当たっては慎重な判断が必要となる。 そこで、風車メーカーやサプライヤーとの価格交渉力を確保させる観点から、スケジュールが年単位で遅延する計画変更も可能な柔軟性を確保した計画とするため、通常の工程で想定される運転開始時期に2年間の予備期間を設けることとする。	港湾の利用スケジュールの変更を伴う公募占用計画の変更を原則認定しない訳ではなく、他の事業者の事業計画に支障を与えるなど公募の公正な実施に支障を及ぼす場合には、原則として変更を認めないこととしています。 一方で、洋上風力事業の特性上、事業完遂に不可欠なやむを得ない事情が生じ得ることは認識しており、その場合には、個別の事情及び第三者委員会の意見を踏まえ、公募の公正な実施に支障を及ぼさないことを確認した上で、やむを得ない事情に該当するかを判断します。 したがって、一般海域における占用公募制度の運用指針（以下、「運用指針」という。）の基本方針は維持しつつも、御意見は今後の運用検討の参考とします。
18	計画変更	認定公募占用計画の変更を認める場合の第2の基準として「公共の利益の増進又はやむを得ない事情」としていくつかの例が掲載されていますが、これら第2の基準を満たしていると認められるために必要な証憑、承認手続き、目安となる審査期間についてお示しいただけますでしょうか。 【理由】 効果的なりリスク管理という観点から必要な情報であるため。	やむを得ない事情に該当すると認められるために必要な証憑、手続、審査期間等は、個別具体的な事情によって異なるため、指針において具体的にお示しすることは困難です。
19	計画変更	2025年12月17日付「洋上風力事業を完遂させるための事業環境整備」では、公募占用計画に係る柔軟な対応は第2、第3ラウンドのみが対象とありますが、「公募占用計画に従って事業を実施するに当たり、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3及び第19条の5に基づき、適正な請負代金及び工期を設定し、工期等に影響を及ぼす事象が発生した場合には、同法第20条の2に基づき、適切に対応すること」と追加されたことを踏まえ、将来のラウンドでも影響を及ぼす事象が発生した場合には計画変更は認められるという認識であってはいかがでしょうか。 【理由】 2025年12月17日付「洋上風力事業を完遂させるための事業環境整備」では公募占用計画変更に係る柔軟な対応は第2・第3ラウンド事業者のみが対象との記載があるため	建設業法は、事業者が遵守する必要のある関係法令の1つであり、すべてのラウンドで適用される一般的な規律です。公募占用計画の変更については、海洋再エネ整備法第21条第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合すると認める場合に限り、変更が認められます。

番号	大分類	御意見	御意見に対する考え方
20	計画変更	より精緻な事業実現性の採点について、主なチェック項目の例として、風車の配置、ケーブルルートなどについて、根拠と共に具体的に示されていることが評価項目として挙げられているが、選定後に何らかの事情で風車やレイアウトの変更を行うことは、認められるのでしょうか。あるいは、評価点が下がることになるので認められないのでしょうか。 【理由】 2026年1月21日付「洋上風力事業を完遂させるための新たな公募制度」 II.より精緻な事業実現性の採点 計画変更の柔軟性について明確にするため。	12番の回答をご覧ください。
21	計画変更	国（JOGMEC等）が提供する調査データの精度に起因して生じたコスト増・工期遅延については、事業者の免責事項とし、価格・期間の調整を認める規定を設けるべきである。 セントラル方式により初期調査リスクが軽減される一方で、提供データの精度不足（例：想定外の地盤不良）が判明した場合のリスク分担が不明確です。国のデータを正として入札を行う以上、そのデータと実態との乖離により生じた追加工事費用や遅延損害については、事業者が負うべきではありません。調査の効率化というセントラル方式の趣旨に鑑みれば、データの瑕疵担保責任やリスク分担を明確にすべきです。 このリスクが事業者に残る場合、事業者は入札時に過大なリスクプレミアム（予備費）を積まざるを得なくなり、国民負担の低減という目的に逆行します。	やむを得ない事情に該当するか否かは、個別具体的な事情及び第三者委員会の意見を踏まえて判断します。 その上で、JOGMECの提供データを踏まえ、登録適合制審査に必要な追加調査やそれに伴う期間等を発電事業者ごとに見積り、公募占用計画を策定していくものと考えております。調査海域ごとの個別事情を踏まえた具体的な調査内容については、「セントラル方式としてJOGMECが実施するサイト調査の基本仕様（経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室、令和6年11月21日策定）」に記載のとおり、JOGMECは、個別仕様の検討にあたっては、対象区域の自然的条件に加えて地元の漁業操業等の調整、有識者や事業者等に対する意見聴取を実施しながら調査仕様を検討していくこととしており、この場合、事業者が追加で調査を行うことはJOGMECによる調査が不十分又は不備や瑕疵があったと判断すべきではなく、国やJOGMECの帰責によらないケースもあり得ると考えています。
22	計画変更	2024年1月19日に結果公示された公募占用指針に対するパブコメ回答No16では評価の結果が下がる方向での変更は認められず、3カ月以内の変更であっても認められないと明記されています。一方、特に昨年の選定事業者撤退以降、再エネ海域利用法に基づくルールや運用が大きく変化し、2nd/3rdの事業者選定済み案件に対してもルール変更が生じています。黎明期においては今後も試行錯誤が続く可能性があるものと思いますが、ルール変更という事業者には予見不可能な事態が起こった場合の認定公募占用計画の変更は認めることを明記すべきではないでしょうか。事業者選定後のルール変更は既に起こっていることであるため、価格調整スキーム導入時と同様、事業者選定済み案件の占用指針にも遡及して変更を認めることを明記すべきと考えます。変更を認める期間としては、課題が顕在化した時から新たなルール・仕組みが確定するまでの期間が考えられると思います。	合同会議第41回の資料2のP.12において「第2・第3ラウンドの事業完遂の重要性を踏まえ、第2・第3ラウンドの事業については事業の継続のためにやむを得ない場合には、長期脱炭素電源オークションの活用や風車メーカー等の変更、これらに伴う資金収支計画の変更やスケジュールの遅れ等により審査及び評価の結果が下がる方向での変更を含め公募占用計画の変更を柔軟に認めることと整理する。ただし、公募の公平性に与える影響の大きさには留意し、計画変更の認定の判断に当たっては、必要に応じて学識経験者又は第三者委員会の意見を聴取することとする。」としたことを踏まえ、今後第2・第3ラウンドの公募占用指針について、必要な改訂に向けた検討を進めることを予定しています。
23	基地港湾	利用可能期間は期間のみならず、利用可能な年月を記載いただくことをお願いしたい。 【理由】 利用可能な時期を明確にするため。	公募占用指針において、促進区域と一体的に利用できる港湾における港湾法第55条の2第1項及び第4項の規定に基づく行政財産の貸付けを受け、当該埠頭を独占排他的に利用することのできる期間を明示することとしており、その年月日を記載します。
24	基地港湾	原状回復に関する事項を本運用指針に明記されたい。 【理由】 原状回復の規模の多寡が、コスト、ひいては事業実現性に大きく影響するため。	運用指針は、占用公募制度の具体的な運用方針を記載したものであるため、港湾の原状回復に関する事項を明記することはできかねますが、基地港湾を利用するにあたっては、国及び港湾管理者と賃貸借契約を締結する必要があり、その中で原状回復について規定しているところです。「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（案）」第24条及び第34条の規定を併せてご参照ください。
25	基地港湾	既に多くの基地港湾が指定されているが、今後追加の基地港湾の指定基準を見直して頂きたい。 台湾では、台中港（建設）、高雄港（製造）、彰化港（運用）と主要機能を点在させず各機能を各港湾に集約させることでサプライチェーン構築を図りコスト低減を図っている。また、台湾では港湾機能を公的資金で整備することにより、事業者が直接投資する際に柔軟なサプライチェーン構築やインフラ整備コストの低減に寄与している。このようなモデルケースが既にあることから、国内においても今後基地港湾を更に増やすのではなく、リソースの集約化を図ることでサプライチェーン構築やコスト低減につなげるための方策を検討頂きたい。	頂いた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
26	海域の占用許可	占用許可の更新の審査に係る3つの基準について、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議（第35回）では、占用許可の更新の基準について「もっと基準を明確にすべきではないか」との委員質問に対して、「事業者の意見も聞きながら基準は明確にしていく」との事務局回答がなされているが、当該会議で示された記載内容からの変更はない。当該会議後に事業者の意見を聞いた結果、より詳細な基準があれば明記いただきたい。	合同会議での委員の御意見も踏まえ、②を具体化し、「選定事業者が公募占用計画の認定の有効期間の終了後も本促進区域内外海域の占用を希望する場合、①当該促進区域を引き続き促進区域として指定することが妥当であること、②選定事業者が事業を継続することが、電力の安定的・経済的な供給の観点から合理的であること、③選定事業者による占用が占用許可審査基準に適合していることの全てを満たすと国土交通大臣及び経済産業大臣が判断したときは、原則として、国土交通大臣は、当該占用に関して、法第13条第1項に規定する許可を与えるものとする」と修正しました。なお、実際に有効期間が終了となる約30年後の洋上風力発電を取り巻く環境や、海域利用の条件を予見することは困難なため、現時点でより詳細な判断基準を示すことは困難ですが、事業者の意見を踏まえながら引き続き検討してまいります。
27	海域の占用許可	近年の台風の大規模化・激甚化を踏まえると、一般海域での占用が増えることに安全面の不安があります。 特に、漁業が盛んな地域（例：和歌山の沿岸）では、占用物の漂流・破損が漁船の航行や避難、漁場に影響する懸念があります。 撤去基準・緊急時対応・責任体制を占用許可の条件として明確化し、厳格な安全対策を求めます。	占用許可の審査基準は、各地方整備局において定められる海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内海域占用等許可規則に規定されているところです。頂いた御意見も参考にしながら今後公募占用指針の内容を検討してまいります。

番号	大分類	御意見	御意見に対する考え方
28	海域の占用許可	9/11第36回洋上WG合同会議 P11 海域の占用期間に係る公募占用指針の改定案について 第6章(2)3) i) … ※「公募占用計画の認定の有効期間の終了後における促進区域内海域の占用許可の更新を前提とした公募占用計画の作成・提出は認められない。」と記載があるが、FCまでの間に事業期間（20年～25年）よりも設備寿命の方が長期（30年以上）と高い蓋然性を示せる場合においては、占用期間の延長が認められるという理解で良いか。 【理由】 占用期間終了時の判断では、事業の採算性や融資条件等の改善に寄与する蓋然性がないため。	公募占用計画の認定の有効期間の終了後における促進区域内海域の占用許可の更新を前提とした公募占用計画の作成・提出は認められませんが、公募占用計画の認定有効期間終了後においても、新たに占用許可を取得し、運転を継続することを妨げるものではありません。加えて、公募占用計画の認定の有効期間の終了後の取扱いについては、26番の回答をご覧ください。
29	海域の占用許可	占用許可の更新に必要な手続きと標準的な処理期間あるいは更新手続きを開始すべき適切なタイミングを明記すべきではないか（例：遅くとも占用期間の有効期限の〇年前に手続きを開始すること。） 本事項は、海洋再エネ法における制度の運用に係る事項であるため、本運用指針に明記されることが適切であると思われる。 【理由】 事業期間の想定をより明確化できるようにするため、説明の追加を求めるもの。	標準処理期間は各地方整備局において定められる海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内海域占用等許可規則に規定されています。認定有効期間の終了後の占用の許可を希望する事業者は、当該占用により影響を受ける関係者の理解を得ることや国土交通大臣の許可の判断に一定の期間を要することも考慮し、十分に余裕をもって国土交通省に御相談ください。
30	海域の占用許可	海域占用許可の更新が認められる場合、どのようなタイミング・スケジュールでこの更新に関わる手続きを行うことになるのか？また、海域占用の許可延長に際して、公募占用計画も修正・変更する必要があるという理解で良いか？ 【理由】 公募占用計画が事業権、海域占用許可が実施許可の性質とそれぞれ理解しており、海域占用許可の期間は公募占用計画の有効期限内で設定することとされている。海域占用許可が更新される場合、公募占用計画として認定されている期間を超えて海域占用することとなるが、この場合、改めて計画の修正・変更を行い、認定を受ける必要があるのか、その場合どのようなスケジュールで認定取得・更新の許可通知を受けることとなるのか、伺いたい。	選定事業者が公募占用計画の認定の有効期間の終了後も本促進区域内海域の占有を希望する場合、占用許可期間の終了前に改めて占用許可申請する必要があります。その際、運用指針案第4章1. (2)2)のとおり、公募占用指針に記載された維持管理、撤去の方針に沿った新たな占用計画（占用の期間を含む。）を国土交通大臣に提出することになります。公募占用計画の認定の有効期間の終了後に係る事業については、公募占用計画の変更は不要です。 また、国土交通省への相談の時期については、29番の回答をご覧ください。
31	海域の占用許可	占用の期間は、当初の認定有効期間を超えて記載することも可能とするとすべき 【理由】 第2章2. (1)2)①の最後に、当該占用許可の更新が認められることを原則とする と書かれており、事業性改善のため、当初から占用期間30年を超える計画にて事業性改善を行った計画を立案したい場合に、占用期間を当初の有効期間内とすれば矛盾が生じる上、原則延長とした意味が失われる 現状の風車は、当初より運転期間を30年～35年とするのが通例であり、現行法により当初の占用期間の上限が30年とすることに意義は無いが、計画そのものは期間の更新を前提とすることを認めないと事業性の改善が得られない 最初の占用期間が終了後、仮に何らかの事情で延長が認められない事態が発生したとしても、それは事業者の責任として、当初は延長して運転継続するとの事業者の事業性改善の意思を尊重すべきである 現状の改定案では、すべての事業者が占用期間30年を前提に公募占用計画を策定して応募せざるを得ず、事業者による自主的な事業性改善努力を国が禁止すると表明するに等しい 当初の認定有効期間を超えて記載することも可能とすることで、何ら追加的な措置を行うことなく洋上風力発電の発展に寄与することができる	海洋再エネ整備法上、認定有効期間を超えた占用の許可は認められません。選定事業者が公募占用計画の認定の有効期間の終了後も本促進区域内海域の占有を希望する場合の運用に係る規定については、26番の回答をご覧ください。
32	海域の占用許可	認定有効期間の終了後の占用許可の更新について、30年を超える場合の最大占用期間（総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会合同会議（第41回）資料2 P24では、「認定公募占用計画の有効認定期間が終了した後、選定事業者が占用許可を更新し、事業を継続する場合、許可が認められる占用期間は最大10年となる。」とされている）について、現在想定されている期間を公募占用指針に明記いただきたい。	一度の占用許可における最大の占用期間は海洋再エネ整備法上、最大30年間であり、占用の期間は公募占用計画の認定有効期間内となります。選定事業者が公募占用計画の認定の有効期間の終了後も本促進区域内海域の占有を希望する場合の運用に係る規定については、26番の回答をご覧ください。 その上で、公募占用計画の認定の有効期間の終了後に再度、占有を許可する場合の占用期間は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行令（平成31年政令第46号）第5条第1項第3号に基づき最大10年となりますが、当該占用期間も許可に当たっての審査対象であるため、想定する占用期間を一概に公募占用指針に明記することは困難です。
33	海域の占用許可	「港湾に関する事項」について、占用許可の更新が最大10年間原則認められる場合、30年以上の賃貸借契約が必要となる可能性もあり得ると考えます。30年以上の賃貸借契約は可能でしょうか。 【理由】 2025年12月17日付「洋上風力事業を完遂させるための事業環境整備」	賃貸借契約期間が30年を超える場合は、再度賃貸借契約を締結いただくことを想定しております。
34	海域の占用許可	港湾の利用に係る貸付料は、賃借期間にかかわらず一定額に設定され、当該金額が貸付年数に応じて配分される形式となりますか。 【理由】 2025年12月17日付「洋上風力事業を完遂させるための事業環境整備」	基地港湾の貸付料については、現行制度と同様に、発電量按分によって算定されます。
35	海域の占用許可	認定有効期間の終了後の占用について、いつまでに継続を希望するかを明確にすべきではないか。 認定有効期間の終了前までに希望すれば継続可能という理解で良いか。 【理由】 選定事業者が事業継続の判断をいつまでに実施しなければいけないかを確認しておきたいため。	29番の回答をご覧ください。

番号	大分類	御意見	御意見に対する考え方
36	海域の占用許可	「占用開始の時期は公募占用計画の認定から原則6年以内とする」について、合理的な理由が認められる場合には延長を可能とする明確な基準を設けて欲しい 【理由】 環境アセスメントの実施にあたり追加調査を求められた場合や、追加漁業調整の長期化などに対応するため	「原則」とあるとおり、事業者選定後に、やむを得ないものとして公募占用計画の変更認定を受けた場合には、例外的に認定から6年を超えてからの占用開始が認められますが、個別の事情及び第三者委員会の意見を踏まえて判断されるため、具体的な基準をお示しすることは困難です。
37	海域の占用許可	「各種調整に要する期間を考慮し1年程度の余裕」と記載がありますが、「各種調整等」として、「等」を付け足す表現が正しいと考えます。 【理由】 他箇所においても、各種調整等という表現が使用されているため。具体的には、前段において、「発電設備の詳細設計のために必要な調査・調整や、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく手続及び施設の設計等（以下「各種調整等」と総称する。）」とされており、この直後にも「各種調整等に5年程度の期間を要する」と統一して、「各種調整等」という表現が使われているため。	御指摘を踏まえ、「各種調整等」に修正します。
38	海域の占用許可	3)「占用開始時期は、公募占用計画から原則6年以内とする」とありますが、予備期間2年間を含め、柔軟に対応するような記載にすべきではないでしょうか。 【理由】 合同会議では、「計画変更を柔軟に認める」との結論だったため。	36番の回答をご覧ください。
39	海域の占用許可	占用の開始の時期の目安（「公募占用計画の認定から原則6年以内」）の妥当性について再考いただきたい。具体的には、各海域の特性や事情に応じて個々に適切な占用開始時期を設定いただきたい。 【理由】 占用の開始の時期は、建設期間（選定から運転開始までの期間）と対であるべきと考えるが、今回の改訂案では迅速性評価の中で建設期間に関して絶対的な基準（例：同期間5.5年を満点とする）を設けず事業者間の相対比較で配点することになっている。つまり、新ルール適用後は案件ごとに建設期間が異なることが十分想定されるため、占用開始時期についても国として所望する運転開始時期から逆算するなどして案件ごとに定めるのがよいのではと考える。例えば、案件によっては調査状況や系統の接続可能時期などにばらつきがある可能性もある。	占用の開始時期の目安については、原則は6年以内としています。海域の特性等を踏まえ、6年以上に設定することもあり得ます。
40	配点の見直し	今回でなくても今後の公募指針や運用指針でトレードオフの関係をもう少し整理するのが良いのではないかと。 ●今回は迅速性と実行面についてはバランスをとりながら見直しがされたことと承知する。 ●供給価格と地域の調整、地方経済への波及効果もトレードオフの関係にあると思われる。 供給価格が高ければ、自然と波及効果が高くなるし、安ければその逆となる。経済波及効果そのものは産業連関表を使えば、各公募参加者との差はそれほど大きくならないのではないかと。ダイナミックプライシングではないが、供給価格が高い事業者の経済波及効果の点数は価格が低い人よりも低いウェイト付けにするとか、その逆もありではないかと思料する。 ●地域経済波及効果と国内経済波及効果もある程度のトレードオフの関係（あるいはゼロサムの関係）にあるのではないかと。供給価格の高い公募には、仮に合計が20点のままとしても、国民負担の観点から国内経済波及効果により重点をおいて、地域経済波及効果の配点を下げるような調整を行っても良いのではないかと。	今後の見直しの際の参考とさせていただきます。
41	配点の見直し	本項目に対する配点（25点）は過大であると考えます。 本項目には運転開始後の取組内容が多く含まれており、占用計画の提出時点から数年～10年以上先を見据えた提案となります。このように時間的隔たりが大きい事項は、外部環境の変化等により履行の不確実性が高く、提案の実現性を客観的に担保することが困難です。にもかかわらず、25点という配点は事業者選定結果に与える影響が極めて大きく、実現可能性よりも「見栄えの良い提案」が相対的に有利となるおそれがある点を懸念いたします。 外部環境の変化に起因するやむを得ない不履行等は一定程度許容されるべきと考える一方で、公募時点で実現性の乏しさを認識しつつ恣意的に提案する行為を、制度としてどのように抑止するのか、考え方を明確にしていきたいと考えます。制度的な抑止が困難である場合には、本項目の配点を引き下げ、より確実性の高い評価項目の比重を高めるべきと考えます。 あわせて、高評価の獲得を目的として実現性の低い提案がなされた場合、審査段階において実現可能性をどのように評価・判別するのか、また選定後に当該提案をどの範囲まで義務として担保するのかについて、具体的な取扱いの提示を求めます。 【理由】 公募上の評価明確化のため。 実現性の担保が不十分な提案の抑止のため。	まず、公募における「電力安定供給・サプライチェーン形成」の項目を含む事業実現性評価においては、公募占用計画中の提案について、根拠とともに適切な検討がされていることがチェック項目となっており、根拠が示されていない場合又は十分でない場合には、当該チェック項目を満たしません。なお、当該チェック項目を満たすか否かは、第三者委員会の意見も踏まえた上で判断します。 次に、選定後においては、選定事業者は海洋再エネ整備法第22条第1項に基づき、公募占用計画に従って事業を行う義務があります。また、選定事業者は、公募占用計画を変更しようとする場合においては、同法第21条第1項に基づき、経済産業大臣及び国土交通大臣の認定を受けなければなりません。
42	配点の見直し	供給価格の評価と事業実現性に関する要素の評価の配点について「当面は、1:1とする」とあるが、その趣旨や目的（なぜ現段階では事業実現性に重点を置いた配点ではないのか）を明記すべきと考える。 【理由】 令和7年12月の「洋上風力発電に係る第1ラウンド公募事業の撤退要因等の分析」では「事業実現性評価点による点差よりも価格点による点差が大きく、事業者選定に際し価格点が大きく作用した」「安価な供給価格も本件事業撤退を招く一因となった側面は否定できない」と分析されている中、単に継続性のみを理由として第1ラウンドの1:1という配点比率を継続すると、公募結果が第1ラウンドと同様になるおそれがあると考えられるため。例えば、実現性の評価方法を加減方式に変更することでこちらの評価に差が付きやすくなったと考えるのであればそれを記載しておくことで事後的な評価や効果的な見直しが可能になると考える。	洋上風力事業の公募については、国民負担の抑制と事業の確実な実施の両立が大原則であることから、供給価格と事業実現性評価の配点を1:1としています。その上で、本指針案のP.6に記載のとおり、「供給価格上限額における価格点は、国民負担の抑制、適正な競争環境の確保及び洋上風力発電に係る電源投資の確実な完遂の観点から踏まえて設定すること」としており、例えば供給価格上限額における価格点を100点と設定した場合には、価格点による差は最大20点となります。

番号	大分類	御意見	御意見に対する考え方
43	より精緻な採点	「基準を満たす」という解釈は不明瞭であり、これが入札の不確実性を増大させる要因と考える。採点は完全な二項(満たすか満たしていないか)とし、部分的な判断を許さないようにして頂きたい。また、「認められる証票の例」も本運用指針に示されたい。	本指針案においては、P8に記載のとおり、事業実現性に関する要素の評価において、チェック項目を満たした数に応じて採点することとしており、各チェック項目については、原則として満たしているか満たしていないかの2択で判断することを予定しています。また、公募占用計画における提案は、事業者によって多種多様であることから、基準を満たしていると認められるために必要な証憑も多種多様となるため、運用指針において具体的にお示しすることは困難です。
44	より精緻な採点	①基礎的な基準について、その定義を具体的に明記されたい。 ②高度な基準について、その定義を具体的に記述されたい。 【理由】 公募参加判断および公募参加とした場合の入札戦略に大きく影響すると考えるため。	①基礎的な基準は、事業を完遂する上で検討が必要な項目を公募占用計画の様式に記載する予定であり、それらが記載されていることが基準となります。 ②高度な基準は、原則として、基礎的な基準として記載すべき内容をより詳細又は具体的に検討していること及びその内容が適切であることが基準となります。
45	より精緻な採点	公募占用計画のチェック項目について、「基礎的な基準」とは設定された項目の記載の有無のみを評価し、「高度な基準」とは設定された項目における詳細性、具体性、適切性、確実性等を評価するものとの理解で正しいか。また、基礎的な基準を評価する項目と高度な基準を評価する項目は同じ内容について設定されるものであるか(どちらかでしかチェックしない項目はあるのか)ご教示いただきたい。	前段については、御理解のとおりです。後段については、基礎的な基準と高度な基準のうち、いずれか1つでのみチェックする項目も想定しています。
46	より精緻な採点	「基礎的な基準による評価」と「高度な基準による評価」が記載されていますが、「高度な基準」にはどのような内容が想定されているのでしょうか。また、両者はそれぞれ分けて明示されるのでしょうか。 【理由】 2026年1月21日付「洋上風力事業を完遂させるための新たな公募制度」 II.より精緻な事業実現性の採点 「具体的には、以下のように事業実現性を採点する。 ・評価項目ごとに、事業を完遂する上で検討が必要な項目を公募占用計画の様式に記載し、それらが記載されているかをチェックする基礎的な基準と、当該記載内容をより詳細又は具体的に検討しているか、また、その内容が適切であるかをチェックする高度な基準を設ける」	高度な基準の具体的な内容(チェック項目)については、公募の競争性を確保するとともに、公募占用計画の創意工夫を促す観点から回答を差し控えます。基礎的な基準については、チェック項目そのものではなく、評価の要素を公募占用指針においてお示しすることを想定しています。
47	より精緻な採点	適切性についてはどのような観点・根拠をもって評価するのか、具体的な基準を示して頂きたい。 【理由】 制度の目的に合致する事業計画を提案するため	公募占用計画の記載内容の適切性や確実性については、当該記載内容とそれを担保する証憑等を確認し、第三者委員会の意見等も踏まえ、判断します。
48	より精緻な採点	確実性についてはどのような観点・根拠をもって評価するのか、具体的な基準を示して頂きたい。 【理由】 制度の目的に合致する事業計画を提案するため	47番の回答をご覧ください。
49	より精緻な採点	「基礎的な基準」と「高度な基準」を設けるとあるが、「基礎的な基準」が不十分な状態で「高度な基準」が採点されることはあるのか、確認させていただきたい。 【理由】 採点基準の明確化を求めるもの。	各項目について、基礎的な基準を満たさない場合、当該項目の高度な基準を満たすことはありません。
50	より精緻な採点	もし、「基礎的な基準」で一定以上の水準が満たされない計画では「高度な基準」の採点が行われないのであれば、当該「基礎的な基準」において求められる最低要件が設定されることについて、本運用指針において明記されるべきではないか。 【理由】 採点基準の明確化および運用指針への明記を求めるもの。	頂いた御意見も参考にしながら今後、公募占用指針の内容を検討してまいります。
51	より精緻な採点	①「実施体制の適切性」の判断基準を具体的に明記されたい。 ②「親和性のある事業」を具体的に明記されたい。 【理由】 現表記では基準が不明瞭であることから、公募占用計画の策定に当たり、評価者の目線との齟齬が生じる恐れがあるため、これを回避したい。	①47番の回答をご覧ください。 ②「親和性のある事業実施実績」を含め公募占用計画に記載を求める事項については、公募占用指針に定める様式でお示しします。
52	より精緻な採点	評価方法の例で記載内容が修正されている「事業実施体制の適切性や当該公募事業と親和性のある事業実施実績の有無を評価」について、わが国ではいまだ洋上風力プロジェクトの実績が乏しい状況であるところ、海外の実績も評価対象となると理解してよろしいか。 【理由】 修正内容の明確化を求めるもの	51番の回答をご覧ください。
53	より精緻な採点	(1)資金・収支計画について、「直近の経済動向や資材価格、将来の環境変化等を考慮した財務計画の適切性を評価する」とありますが、ここでいう「財務計画の適切性」は、どのような観点や判断基準に基づき評価されるのでしょうか。特に、経済動向や資材価格の変動、将来見通しの不確実性を、評価においてどのように整理・反映することが想定されているのかをご教示ください。	具体的な基準の内容については、46番の回答をご覧ください。 記載内容の適切性や確実性については、47番の回答をご覧ください。その上で、財務計画の適切性における経済動向等に伴う不確実性への対応については、想定されるリスクシナリオに対する対応策で評価することを想定しています。

番号	大分類	御意見	御意見に対する考え方
54	より精緻な採点	評価方法の例として「将来の環境変化等を考慮した財務計画の適切性を評価」とありますが、将来の環境変化をどのように考慮するのは各社それぞれの将来に対する見方に左右されるものであるため、その結果を評価する基準を設けることは困難であり公平な評価ができないと思われます。そのため、考慮した内容ではなく、考慮されているか否かを評価するか、あるいは評価方法から将来の環境変化の考慮をはずすべきと思われます。	財務計画の適切性における経済動向等に伴う不確実性への対応の評価については、53番の回答をご覧ください。
55	より精緻な採点	「将来の環境変化等」を考慮とあるが、過去に公募専用指針中の資金・収支計画に関する評価の考え方で示された、考慮すべきリスクシナリオのことを意味しているのか。それを念頭に評価方法の例を具体化した、という趣旨と理解してよいか。趣旨の明確化のため。	財務計画の適切性における経済動向等に伴う不確実性への対応の評価については、53番の回答をご覧ください。なお、必ずしもリスクシナリオに対する対応策のみを評価するものではなく、各公募参加者が想定するリスクへの対応策も評価します。
56	より精緻な採点	今般の改正において、電力安定供給に加えてサプライチェーン形成が追加された趣旨を明示頂きたい。 上記の変更によって、評価基準が従前とどのように変化するのか、明示頂きたい。 【理由】 制度の目的に合致する事業計画を提案するため	我が国の洋上風力は黎明期にあり、現状、エネルギー安全保障やコスト低減に資する国内サプライチェーンの構築や人材育成等の産業基盤の確立はまだ緒についたばかりであるところ、初期の案件形成を着実に進めることで、産業基盤を構築していく必要性が高い状況です。また、第1ラウンドの撤退の要因分析によれば、国内サプライチェーンの構築が十分ではなく、風車等の設計や調達に時間を要するほか、特殊施工船の需給逼迫リスクが顕在化しています。こうした状況を踏まえ、今般、サプライチェーン形成を評価項目へ追加しています。 評価基準については、従前の「電力の安定供給」の観点での評価項目であった、安定供給や故障時の早期復旧に資するようなハード・ソフトに係るサプライチェーンの強靭性を評価することに加え、「サプライチェーン形成」の観点での評価項目については、エネルギー安全保障やコスト低減に資する国内サプライチェーンの構築や人材育成等の産業基盤の確立につながる取組を評価します。 なお、具体的な基準の内容（チェック項目）については、公募の競争性を確保するとともに、公募占用計画の創意工夫を促す観点から、回答を差し控えさせていただきます。
57	より精緻な採点	サプライチェーンの強靭性をどのような尺度で評価する方針でしょうか。（例：経済効果、国内（地域）調達比率、重要部材に限定した国内調達比率、等）	56番の回答をご覧ください。
58	より精緻な採点	「サプライチェーン形成」とは具体的にどういったポイントが評価を受けられるのか。今回の改定案で、評価方法の例に「国内および地域の産業基盤等の観点から」という文言が追加されたが、事業計画で描くサプライチェーンの中に、国内企業・地元企業を多く組み込められれば高得点が獲得できるという理解か。	56番の回答をご覧ください。
59	より精緻な採点	より精緻な事業実現性の採点について、サプライチェーン形成に関する主なチェック項目の例として、サプライヤーの候補先を証憑を付けて記載することが挙げられているが、候補先にリストアップしていなかったサプライヤーを使うことは計画変更にあたり、基本的に認められないのでしょうか。また、サプライヤーの候補先を多く挙げたほうが、リスク対応策を入念に検討したとして評価されるのでしょうか。あるいは、絞り込めていないとして評価しないのでしょうか。どちらに軸足を置くべきか明確にしてください。 【理由】 2026年1月21日付「洋上風力事業を完遂させるための新たな公募制度」 II.より精緻な事業実現性の採点 サプライヤー候補の評価の方法の明確化のため。	計画変更については、合同会議第30回の資料1のP42に記載されているとおり、風車メーカーの撤退等の一定の要件を満たした場合に限り主要製品の変更も認めるなど、考え方を整理しています。 公募占用計画に記載を求めるサプライヤーについては、原則としてメインとなるサプライヤーの記載を求める予定ですが、事業者選定後の交渉余地確保等の観点から、複数のサプライヤー候補の記載も認める予定です。その際、そのサプライヤーが候補となり得る証憑が必要となります。
60	より精緻な採点	今回の運用指針改定では、事業実現性評価点の評価項目内に、「サプライチェーン形成」や「国内及び地域の産業基盤確立等の観点から」という文言が加わり、評価点も引き上げられた。これらのサプライチェーン形成や産業基盤確立のための施策は、OEMメーカーとの調整や交渉が不可欠で、場合によってはコスト増になることも多いものと思料する。したがって、「電力安定供給・サプライチェーン形成」を評価する際は、メーカーとの交渉内容やコスト増を踏まえたうえで、実現可能なものとなっているかを確認するため、「資金・収支計画」、「地域への経済波及効果」、「国内への経済波及効果」の対象別紙との整合性確認が非常に重要であるものとする。「サプライチェーン形成」等の施策に関して、公募占有計画のチェック項目を作成する際には、関連する他別紙との整合性を十分考慮したうえで作成いただき、実現可能性を適切に評価できるよう、評価基準を明確にしてほしい。 【理由】 採点上で重要な事項であるため。	チェック項目は別紙ごとに設定することを想定していますが、関連する別紙との整合性を確認するチェック項目を設けることを想定しています。 具体的な基準の内容については、46番の回答をご覧ください。
61	より精緻な採点	今回更新で、「電力安定供給」と、「サプライチェーン形成」が同じ対応別紙内で評価されることが明確化されたが、実態として、「サプライチェーン形成」は「電力安定供給（従来の主たる評価項目であった調達リードタイムや故障時の影響最小化）」に掛かるものだけではないと思料する。調達リードタイムや故障時の影響最小化にかかるサプライチェーン形成のみを評価とするのか、調達リードタイムや故障時の影響最小化にかかわらない部分も含めた広範のサプライチェーン形成についても、同対応別紙内での評価となるのか確認させていただきたい。また同対応別紙内の評価区分と評価の考え方では、「電力安定供給」と「サプライチェーン形成」の評価は個別評価を想定しているか、または一体的評価を想定されているのかご教授いただきたい。 【理由】 検討内容が異なってくるため。	56番の回答をご覧ください。
62	より精緻な採点	より精緻な事業実現性の採点について、サプライチェーンの育成に関する調達先候補の評価について、安全保障上のリスクが想定される中国からの調達について、どの部品が認められ、どの部品は評価されないのか、部品ごとにチェック項目を示し、評価基準を示していただきたい。 【理由】 2026年1月21日付「洋上風力事業を完遂させるための新たな公募制度」 II.より精緻な事業実現性の採点 中国からの調達についての評価があいまいであるため。	特定の調達先についての回答は差し控えさせていただきます。

番号	大分類	御意見	御意見に対する考え方
63	より精緻な採点	評価方法の例に「国内及び地域の産業基盤確立等の観点から」という文言が追加されていますが、具体的にどのような尺度をもって評価されるのでしょうか。また、入札という事業の初期段階において、当該観点での客観的かつ信頼性のある評価は可能なのでしょうか。	「電力安定供給・サプライチェーン形成」の評価については、56番の回答をご覧ください。 「客観的かつ信頼性のある評価」については、46番の回答をご覧ください。
64	より精緻な採点	【事業実現性に関する評価項目（例）】表中、中項目「電力安定供給」が「電力安定供給・サプライチェーンの形成」へと修正され、今後の公募においてはサプライチェーンの形成が重視されることが明確化されているが、当該変更に関して、具体的にどのようなサプライチェーンの形成が求められるかについては、個別公募占用指針において具体的かつ詳細に記載されるものと理解してよろしいか。 【理由】 修正事項についての明確化を求めるもの。	56番の回答をご覧ください。
65	より精緻な採点	単一の事業で実現するには非常に大きいテーマであり、事業者の創意工夫を期待しつつも、主として、公募占用計画の中で国が認定制度や補助事業等で支援を行っているサプライヤー及びサプライチェーンを活用することを推奨している、という理解でよいか？非常に大きなテーマであり、実現にむけて官民が業界全体として同じ方向を向いて取り組む必要があると考えます。逆に事業者単独での取り組みでは長期的な視点での取組の持続性や実現可能性、サプライチェーン形成への貢献度といった観点で評価ができないのではないのでしょうか。	特定の調達先を推奨しているものではありません。 サプライチェーン形成について、官民が同じ方向で取り組む必要があることは、ご指摘のとおりです。そのため、洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会において2025年8月に策定した「洋上風力産業ビジョン（第2次）」では「国内産業基盤の充実」を柱の1つとしており、産業界において国内調達比率目標を掲げ、政府においては技術開発や設備投資の支援をしてきているところです。
66	より精緻な採点	評価方法の例に記載されている「風車部品等の安定供給や故障時の早期復旧、国内及び地域の産業基盤確立等の観点からハード・ソフトに係るサプライチェーンの強靱性を評価」について、サプライチェーンの構築における地域が担うべきサプライチェーンの役割について、本運用指針または公募占用指針において明確にしていきたい。 基本的には、サプライチェーンの強化には、集約化と大規模化が必須である。その観点では、サプライチェーンの構築は日本全国規模で考えるべきものであり、促進区域の地域ごとに個々別々の産業基盤を構築した場合、産業基盤が分散化されてしまい、到底国際競争力を持つものになりえない。 しかしながら、ある特定のサプライチェーンについては地域で構築すべき、あるいは有利に構築可能なものもあり得ると考えられるのでその範囲を明確にしていきたい。これを事業者任せにした場合、先々の我が国全体のコスト低減につながりづらい取組が実施される懸念がある。 【理由】 修正事項についての明確化を求めるもの。 また、サプライチェーンの形成において、国家全体と地域の役割を明確化することで、より適切な国内サプライチェーンの構築が期待されるため、そのような記述を求めるもの。	56番の回答をご覧ください。
67	より精緻な採点	地域の産業基盤確立とありますが、この場合の「地域」とは都道府県単位や市町村単位など、明確な基準を教えてください。 【理由】 検討事項を明確にするため。	「地域」とは公募を実施する海域のある都道府県を指します。
68	より精緻な採点	評価方法の例に記載されている「・風車部品等の安定供給や故障時の早期復旧、国内及び地域の産業基盤確立等の観点からハード・ソフトに係るサプライチェーンの強靱性を評価」について、「国内および地域の産業基盤確立等の観点から」が追記されているが、この場合における「地域」の定義について、明確にしていきたい。特に、公募が実施される促進区域に面する地域を意味するものではないことを明確にしていきたい。 サプライチェーンの強化には、集約化と大規模化が必須である。その観点では、サプライチェーンの構築は日本全国規模で考えるべきものであり、促進区域の「地域」ごとに個々別々の産業基盤を構築した場合、産業基盤が分散化されてしまい、到底国際競争力を持つものになりえない。 【理由】 修正事項についての明確化を求めるもの。 また、サプライチェーンが地域に分散化されることによる産業競争力低下を懸念するもの。	「地域」の定義については、67番の回答をご覧ください。 なお、「地域の産業基盤」とは、長期の発電事業を実施する上で重要となるメンテナンス人材の適切な確保等を念頭に置いています。
69	より精緻な採点	関係市町村名は海域ごとに明記されるという理解でよいか？ 【理由】 調整範囲は事業実施計画に影響を及ぼすため。	必ずしも個別の市町村名が明記されるわけではありません。
70	より精緻な採点	より精緻な事業実現性の採点について、関係行政機関長等との調整能力に関する評価項目で、過去の調整実績の記載が例として挙げられているが、新しい公募制度でも、調整実績を運開している事業について、国内洋上風力発電、国内陸上風力、海外洋上風力等で差をつけて評価されるのでしょうか。国内洋上風力発電の実績は限られた事業者しか有しておらず不公平であり、より広範なインフラ整備に関する行政機関長等との調整能力を評価する項目を設定していただきたい。 【理由】 2026年1月21日付「洋上風力事業を完遂させるための新たな公募制度」 II.より精緻な事業実現性の採点 関係行政機関長等の調整能力の評価項目を明確化するため	46番の回答をご覧ください。
71	より精緻な採点	本運用指針案の表記では、「地域との調整、地域経済の等への波及効果」の評価も、チェック項目で評価すると解せる。その理解でよいか。そうでないなら、この項目の採点手法を「事業の実施能力」の記述と整合するよう、本運用指針に明記されたい。特に、知事評価の採点方法について、他の項目と同様に本運用指針に明示されたい。 【理由】 本運用指針案では「地域との調整、地域経済の等への波及効果」の評価の採点方法が不明であるため、また、「事業の実施能力」の評価レベルと整合させるために、明確化されたい。	御理解のとおりです。

番号	大分類	御意見	御意見に対する考え方
72	より精緻な採点	チェックシートの中身は、各海域で変わるのか。占用指針に記載されるのでしょうか。 【理由】 海域によっては事業実現性のチェックポイントが異なるため、適正な評価のために明確にする必要がある。	チェック項目を公表することは想定していませんが、都道府県知事の意見を最大限尊重することとしている項目を除き、チェック項目の内容は海域横断で同じものとする想定です。
73	より精緻な採点	公募占用計画のチェック項目について、このチェック項目は公募毎に異なるものが用意・使用されるのか。異なるものが用意される場合、事業実現性の評価の配点のうちどの項目（中項目及び小項目）が変更となることを想定されているのかご教示いただきたい。	72番の回答をご覧ください。
74	より精緻な採点	県知事の評価について、各海域で変わるのか。占用指針に記載されるかを伺いたい。 【理由】 海域毎に状況が変わってくるため、適正な評価のために明確にする必要があるため。	公募占用計画の評価に当たっての都道府県知事への意見聴取は海域ごとに行うことを想定しています。
75	より精緻な採点	洋上風力促進ワーキンググループでは、各評価項目の中項目及びそれに対応する別紙に応じて、リスクの特定に関するチェック項目が設けられることが示されている。リスクの特定に関する具体的なチェック項目は、評価項目や別紙により異なるのか。あるいは、リスクレジスターによる整理や、重要度の高いリスクの特定といった、分野横断的・一般的なチェック項目が共通して設けられるのか。 【理由】 制度の目的に合致する事業計画を提案するため	リスクの特定に関するものを含め、チェック項目は別紙ごとに設定することを想定しています。
76	より精緻な採点	チェック項目の内容は占用指針に記載し公開していただきたい。 【理由】 公開することで、公募を実施する国側が何を期待しているのかを事業者が適切に把握できるようになり、官民双方にとってより良い事業計画が立案される可能性がたかまるとともに、評価の透明性も向上される。	46番の回答をご覧ください。
77	より精緻な採点	「公募占用計画のチェック項目を定め」とあるがチェック項目については、公募占用指針で公表すべき旨を本運用指針に明記されたい。 【理由】 入札書類を作成するにあたり、プロジェクト評価において重視するポイントを知る必要があると考えるため。	46番の回答をご覧ください。
78	より精緻な採点	評価基準を明確にするために、全ての評価項目について、公募開始時点で公開して頂きたい。 【理由】 基礎的な基準による評価と高度な基準による評価の評価基準と評価方法を明確に示して頂きたい	46番の回答をご覧ください。
79	より精緻な採点	「公募占用計画のチェック項目を定める」とあるが、当該チェック項目の具体的内容については、公募開始前に事前に公開されたい。その内容について改めてパブリックコメントを実施されたい。 【理由】 今回の改訂により、入札書類を作成するにあたり、定性面をどのように評価するかがポイントとなるため、各チェック項目についての不明点を明確にする必要がある。	46番の回答をご覧ください。
80	より精緻な採点	公募占用計画のチェック項目について、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議（第42回）資料3「各委員の御意見及び事務局の回答」p.1の事務局の回答において、「チェック項目に対応する評価の要素については、公募占用指針の議論の際にお示しする予定です。」とあるが、当該会議における公募占用指針（案）の議論にあたっては、すべてのチェック項目および対応する評価の要素が示されるとの理解でよいか。	46番の回答をご覧ください。
81	より精緻な採点	公募占用計画のチェック項目について、透明性の高い評価を行う観点から全て開示いただきたい。	46番の回答をご覧ください。
82	より精緻な採点	「具体的には、公募占用計画の様式において、事業を完遂する上で検討が必要な項目を設定し、提出された公募占用計画について、それらの項目の記載の有無を確認する基礎的な基準によるチェック項目と、当該記載の内容の詳細性、具体性、適切性、確実性等を確認する高度な基準を設ける。」とあるが、現在、洋上風力促進小委員会等で公表されているチェック項目以外のチェック項目も含めて公募占用計画の様式に全て記載され、非公開となるチェック項目は無いということでしょうか？ 【理由】 評価基準の確認。	46番の回答をご覧ください。
83	より精緻な採点	チェック項目は、個別の公募占用指針に記載される情報の範囲内で容易に想定できる範囲のものであり、不明な要素は含まれないものと理解してよいか。 【理由】 新規に制定されたチェック項目制度についての明確化を求めるもの。	46番の回答をご覧ください。
84	より精緻な採点	「事業計画の迅速性以外の評価項目については、公募占用計画のチェック項目を定め、当該チェック項目を満たした数に応じて採点する。具体的には、公募占用計画の様式において、事業を完遂する上で検討が必要な項目を設定し、提出された公募占用計画において・・・」とありますが、チェック項目の具体的な内容や判定基準はどの程度まで公表されるのでしょうか。詳細なチェック項目が「記載要領および様式集」で明示されるのでしょうか。 【理由】 2026年1月21日付「洋上風力事業を完遂させるための新たな公募制度」 II.より精緻な事業実現性の採点 「具体的には、以下のように事業実現性を採点する。 ・評価項目ごとに、事業を完遂する上で検討が必要な項目を公募占用計画の様式に記載し、それらが記載されているかをチェックする基礎的な基準と、当該記載内容をより詳細又は具体的に検討しているか、また、その内容が適切であるかをチェックする高度な基準を設ける」	46番の回答をご覧ください。

番号	大分類	御意見	御意見に対する考え方
85	より精緻な採点	公募評価項目・基準におけるチェック項目は開示予定かどうかご教示いただきたい。また開示する場合もしない場合も、その方針とした理由をご教示いただきたい。 【理由】 公募評価の明確化のため。 占用計画の精度向上のため。	46番の回答をご覧ください。
86	より精緻な採点	公募占用計画のチェック項目は本指針に掲載されていないが、公募占用指針に掲載されるとの認識で正しいか？ 【理由】 採点上で重要な事項であるため。	46番の回答をご覧ください。
87	より精緻な採点	チェック項目は事前に公表されるのでしょうか。されない場合、事業者が検討していたものの記載がないために評価されないというリスクを避けるために、事業者としては冗長に多くの文章を記載することになりかねないと考えます。事業者、評価者双方の業務効率化のために事前にチェック項目は公表したほうが効率的な公募資料作成／評価につながると考えます。	46番の回答をご覧ください。
88	より精緻な採点	事業者が公募において求められる内容をより精微に理解し、これに沿った提案を行っていくためにも、公募占用計画のチェック項目を事前に公開することを検討すべきではないか。事前に公開することが難しい場合も、事後的に公開されるべきではないか。チェック項目に該当しない、求められていない提案内容は結果として過剰余剰であり、事業の更なるコスト低減及び国民負担の低減を妨げることになる。 これまでの公募で同様のリストを作成されている場合は、それらが公開されることで、事業者によるより公募でのニーズに直接合致したより良い提案も可能となるため、ぜひご検討いただきたい。	46番の回答をご覧ください。
89	より精緻な採点	個別のチェック項目は、公募占用指針において詳細に開示いただきたい。 チェック項目が不明な状況では、公募の採点の不透明性が残され、公平性、公正性において懸念が残る。加えて、公募占用計画策定において、本来必要のない要素も含めて検討せねばならず不要なコストが発生し、公募参加者への過度な負担となる。このような状況は、洋上風力産業の発展を阻害する恐れがあることが危惧される。 なお、国土交通省で多数実施されている総合評価方式では、「入札説明書」において、「評価項目」、「評価基準」、「評価点」などの入札参加者が記入する際に必要となる情報が明記されている。本公募制度は、国土交通省の公共事業とは必ずしも同等の政策的位置づけにあるものではないが、選定プロセスにおいては、少なくとも同等の透明性が確保されるべきと考える。 【理由】 (参考) 「公共建築工事総合評価落札方式適用マニュアル・事例集」P135-139 https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001355144.pdf 「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」P23・28 https://www.cbr.mlit.go.jp/hinkaku/pdf/guideline_honpen.pdf	46番の回答をご覧ください。
90	より精緻な採点	個別のチェック項目が公募占用指針において詳細に開示されない場合、当該公募終了後の一定期間が経過したのちに開示されるべきである。少なくとも、次の公募が開始されるよりも前のタイミングで公表されなければ、公募制度の発展にはつながらない。 また、チェック項目の公表については、評価委員の公表と同様、本運用指針で明記すべきである（本運用指針改正案P20参照）。 チェック項目の開示は、今後の公募参加事業者の自主努力を促し、公募占用計画作成の高度化が見込めるため、わが国洋上風力産業の発展において重要なものである。 【理由】 産業発展のために必要な制度制定を求めるもの。	チェック項目については、公開することにより、以降の公募の競争性や公募占用計画の創意工夫を阻害する可能性があることを踏まえ、公募後においても非公開とします。
91	より精緻な採点	個別のチェック項目が公募占用指針において詳細に開示されないのであれば、当該チェック項目が各公募参加者において適切に想定できるよう、（１）詳細かつ具体的な評価の観点あるいは、（２）総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議（第41回）資料3に例示されているような「評価要素」を詳細かつ具体的に開示いただきたい。 【理由】 (参考) 総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議（第41回）資料3 P8-P11 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/yojo_furyoku/pdf/041_03_00.pdf	基礎的な基準における評価の要素は、公募占用指針でお示しすることを想定しています。

番号	大分類	御意見	御意見に対する考え方
92	より精緻な採点	個別のチェック項目が公募占用指針において詳細に開示されないのであれば、開示しないとした判断について、政策的に妥当な理由を明確に説明していただきたい。この場合においては、国土交通省で多数実施されている総合評価方式では、「入札説明書」において、「評価項目」、「評価基準」、「評価点」などの情報が明記されていることを踏まえ、ご説明いただきたい。 【理由】 チェック項目の明確化は産業発展に必要なものであるところ、仮に開示しない場合にその理由の明確化を求めるもの。 (参考) 「公共建築工事総合評価落札方式適用マニュアル・事例集」P135-139 https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001355144.pdf 「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」P23 - 28 https://www.cbr.mlit.go.jp/hinkaku/pdf/guideline_honpen.pdf	46番の回答をご覧ください。
93	より精緻な採点	チェック項目の策定に当たっては、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議」あるいはそれに相当する審議会において、透明性を確保した形で議論していただきたい。 【理由】 チェック項目の策定の透明性確保を求めるもの。	公募の競争性や公募占用計画の創意工夫を阻害する可能性があることを踏まえ、チェック項目の内容については、作成段階で外部の知見も活用するとともに、外部専門家からなる第三者委員会においても、その妥当性を確認していただいた上で設定します。
94	より精緻な採点	公募占用計画のチェック項目は、公募開始時点で入札事業者（あるいは公に）に開示される想定でよいか。また、当該チェック項目の作成には、洋上風力発電事業(開発・地域振興・建設・運営管理・ファイナンス・保険・電力小売分野を想定するが、これらに限らない)に関する深い知識や豊富な経験を有する人材による主導または協力が不可欠と考えられるが、そのような人材が起用される見通しか。	チェック項目の開示については、46番の回答をご覧ください。 チェック項目の作成については、93番の回答をご覧ください。
95	より精緻な採点	公募占用計画採点時のチェック項目内容は公募占用指針に明示されるということで良いか。 また、チェック項目は国内サプライヤー、建設会社等の意見も反映したものとなるのか。 【理由】 採点方法の概要のみが記載され、チェック項目の内容が不明瞭であり、欧州基準での施工日数や調達日程などを基準とすると、国内でのPJとの差が生まれる。国内での資機材・施工調達を目指す場合では国内での調達量や施工船数などは重要となるため。	チェック項目の明示については、46番の回答をご覧ください。 チェック項目の作成においては、これまでに合同会議等においてヒアリングした業界等の御意見も踏まえ検討します。
96	より精緻な採点	電力安定供給・サプライチェーン形成の評価のチェック項目を公募開始前に公表されたい。電力安定供給・サプライチェーン形成が、チェック項目で評価されない場合は、その評価手法を本運用指針において具体的に明示されたい。 【理由】 洋上風力全体のサプライチェーンを1案件の事業者が作り上げることは現実的ではない。サプライチェーンについて評価される項目を明確にさせていただきたい。	46番の回答をご覧ください。
97	より精緻な採点	「地域との調整、地域経済等へ波及効果」の採点方法についても、本運用指針に示されたい。 【理由】 「事業の実施能力については、具体的に採点方法が示されていることを踏まえ、「地域との調整、地域経済等への波及効果」との整合性を確保していただきたいため。	「地域との調整、地域経済等へ波及効果」の評価の考え方は公募占用指針においてお示しします。
98	より精緻な採点	地域との調整、地域経済等への波及効果の採点方法はこれまでと変更があるか？ 【理由】 価格点、事業実現性評価の方法が変更となっているため、該当箇所の変更の有無を確認いただきたい。	地域との調整、地域経済等への波及効果についても、他の項目と同様に、従来の評価区分を廃止し、チェック項目を用いた評価を行います。
99	より精緻な採点	三菱商事の撤退は公募時の杜撰な計画を見抜けなかったことへの課題も指摘されており、合同WGや業界団体の提示資料でも、評価体制の実力不足が懸念されている。 本指針に学識経験者だけでなく、“洋上風力事業の実施に携わった経験を持つ専門家”と記載いただき、従来の学識経験者や投資経験のみの専門家に留まらず、実際に国内外のプロジェクト（洋上風力か、少なくとも海洋の石油ガス開発）の建設・運営を経験し、リスクを承知している経験者の意見がきちんと反映された採点となるようにしていただきたい。 【理由】 三菱商事の撤退のような事態が二度と起こらないよう、実現性を正しく評価できる体制を整備することが必要であり、そのためには官僚と学識者の机上の検討だけではカバーできない領域があるため	評価に係る第三者委員会については、インフラ関連ビジネス等に知見のある有識者を加えることや、第三者委員会の審査作業を支える「サポートチーム」を構築することを検討しています。
100	より精緻な採点	以前より評価者の質が課題となっていることから、公募占用計画の評価者の選定の考え方を本運用指針に明示されたい。 【理由】 チェック項目で評価する場合においても、判断が不明となる場合があると想定される。この場合、知見を有する者の判断が重要であることから、評価の公平性・継続性を確保する観点から評価者の選定基準を示されたい。	第三者委員会に対しては、公募参加者の公募占用計画における（１）事業実施能力、（２）地域との調整や地域への経済波及効果について意見を聴取するため、過去の公募においては、事業実施能力の確認にあたって風力発電および海洋構造物といった洋上風力発電事業の中心となる分野に関する専門知識を持つ者や、中長期に渡る大規模な投資を伴う社会インフラ事業であり、財務・収支計画が適切な計画となっているか評価するための財務・ファイナンスの専門知識をもつ者、地域との共生や地域経済波及効果を評価するため、地域の実態に関し知識や経験を有する者、総合的なプロジェクト評価に関する専門的な知見を有する者を委員として選定してきました。今後、これらに加え、インフラ関連ビジネス等に知見のある有識者を加えることを検討しております。また、第三者委員会の委員に選定に当たっては、公募参加者との利害関係がないことを確認します。

番号	大分類	御意見	御意見に対する考え方
101	より精緻な採点	第三者委員会の助言については、評価の公平性はどのように担保されるのか事前に開示頂きたい(例:議事録、採点論理、助言内容などは後に開示されるかなど)?	第三者委員会の委員となる有識者等の選定に当たっては、公募参加者との利害関係がないことを確認します。 なお、第三者委員会の議事録や、採点内容、助言内容等については、公開することにより率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれ等があることや、公募占用計画が企業情報を含むこと等から、第三者委員会における審議に関する情報が行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1項第2号イ及びロ並びに同項第5号の規定に該当する場合にあっては、審議過程を非公開とすることとしています。
102	より精緻な採点	新たな採点方法として、事業計画の迅速性以外の評価項目については、チェック項目を定め、当該チェック項目を満たした数に応じて機械的に採点されるものと理解しております。 上記チェック項目の採点については、第三者委員会の意見を踏まえた上で、全て経済産業省及び国土交通省が行うという理解で合っておりますでしょうか。 それとも、地域との共生に関する事項におけるチェック項目の採点については、都道府県が行うことになるのかご教示願います。 【理由】 評価基準に含まれる事項のうち、地域との共生に関する事項については、経済産業大臣及び国土交通大臣は都道府県知事の意見を参考聴取し、その意見を最大限尊重して評価を実施すると記載があるものの、あくまで意見の聴取に留まっており、採点過程には都道府県知事は加わらないと認識しております。 他方で、地域との共生に関する事項については、地域の代表としての都道府県知事の意見を反映させることが重要であり、採点方法のプロセスを確認したいため。	全てのチェック項目の採点について、第三者委員会の意見を踏まえた上で、経済産業省及び国土交通省が行います。 その上で、地域との共生に関する事項におけるチェック項目の採点については、都道府県知事の意見も聴取し、これを最大限尊重します。
103	より精緻な採点	(2)財務計画の適切性評価について、将来の経済環境や資材価格といった不確実性の高い要素を含む中で、評価者による判断のばらつきをどのように抑制し、評価の公平性・透明性を確保することが想定されているのでしょうか。共通的な判断軸や考え方があればご教示ください。	評価者による判断のばらつきを極力少なくする観点から、チェック項目を具体的に設定するとともに、評価に当たっては当該チェック項目を満たしているか満たしていないかの2択で判断することを予定しています。その上で、第三者委員会の意見を取りまとめる際には、丁寧な議論を経て全委員の合意を取ることとしています。 評価の公平性・透明性については、101番の回答をご覧ください。
104	より精緻な採点	1月21日付「洋上風力事業を完遂させるための新たな公募制度」8頁の運転開始までのスケジュール（別紙5）の項目で、「海底地盤調査、技術基準の適合性確認、環境アセス、関係者との協議等に係るスケジュール」に関して、適合性確認における具体的な評価基準が存在しないかつ、評価については各委員の意見に左右される中で、どのように適切な作業期間を設定するのでしょうか、またどのようにその妥当性を評価するのでしょうか。 【理由】 2026年1月21日付「洋上風力事業を完遂させるための新たな公募制度」 II.より精緻な事業実現性の採点 明確な評価基準がない中で、適切な期間を設定することが難しいかつ、評価についても曖昧になってしまう恐れがあるため。	適合性確認におけるスケジュールが適切かどうかは、インフラ関連ビジネス等に知見のある第三者委員や、委員会の審査作業を支える「サポートチーム」の助言等を踏まえて評価することを想定しています。
105	より精緻な採点	「事業計画の基盤面・実行面の合計点が満点の5割を超える公募参加者の建設期間のうち、最も短い」建設期間が、「迅速性」の採点基準となる。必然的に、各事業者から提案された事業計画が、国内の現環境下で現実的なものかを審査側で判断できることが前提となる。そういった対応が可能な、洋上風力発電事業(開発・地域振興・建設・運営管理・ファイナンス・保険・電力小売分野を想定するが、これらに限らない)に関する深い知識や豊富な経験を有する人材が、審査メンバーに含まれる見通しか。	100番の回答をご覧ください。
106	より精緻な採点	事業者選定の際に意見聴取をする2名以上の学識経験者のうち、少なくとも1名以上は、本運用指針改正案における他の修正内容を踏まえ、プロジェクトマネジメントの専門知識を有する者を加える必要があると考えられる。日本国内での洋上風力プロジェクトの実績が少ないことを踏まえると、当該者は、特に初期の段階においては、海外の専門家も候補として検討するべきである。 また、当該者による、収入とコスト、早期運転開始、事業内容（サプライチェーンの構築等）の間のバランスの適正性を評価する仕組みが必要である。そのような仕組みがなければ、非現実的な計画が高い評価を受けることとなってしまい、再度事業撤退が生じてしまう懸念がある。 【理由】 本指摘箇所については、本運用指針改正案の修正箇所ではないが、本運用指針は全体で一体の文書であることから、他の修正箇所の内容に応じて適正な対応を求めるもの。	前段については、99番の回答をご覧ください。 後段については、評価の詳細は公募占用指針において定めることとしており、今後、御指摘を踏まえて検討いたします。
107	より精緻な採点	事業者選定の際に意見聴取をする2名以上の学識経験者のうち、少なくとも1名以上は、海外での洋上風力の知見が豊富な者を加える必要があると考えられる。 また、洋上風力事業は、電力、風車機器、土木、船舶、海洋環境ほか様々な工学分野の技術が関わることから、ゼネラルな専門家のみをごく少数選定するのではなく、これら各分野に対応する専門家で、かつ、海外での洋上風力経験が豊富な多様な専門家を、国内外の人材問わず、複数名入れるべきである。 【理由】 本指摘箇所については、本運用指針改正案の修正箇所ではないが、本運用指針は全体で一体の文書であることから、他の修正箇所の内容に応じて適正な対応を求めるもの。	100番の回答をご覧ください。

番号	大分類	御意見	御意見に対する考え方
108	より精緻な採点	陸上の自営送電線・変電開閉設備を実現性評価対象に加えるべき。 Round1で生じた事業者撤退を防ぐためには、単に技術的な課題だけでなく、地権者交渉や許認可の特定、許可先との協議が十分になされているかも含めて、評価としないと、案件の遅延、さらには収益性悪化による撤退に繋がりにくい。 【理由】 陸上送電線、変電開閉設備は道路占用が必要になることも多く、地権者交渉や許認可権原者との協議も時間を要する。 工期的にクリティカルパスになることも多いため、風車基礎設計や環境アセスが終わらない段階でリスクを負って契約を行う事業者も少なくない。 このような点を評価せずに事業全体の実現性や工期の妥当性は評価したことにならないため。	頂いた御意見も参考にしながら今後、公募占用指針の内容を検討してまいります。
109	より精緻な採点	「迅速性の評価に当たっては事業計画の実現性を十分考慮するため、事業計画の基盤面・実行面の合計点が5割未満の場合は0点とし、5割以上の場合は配点に対する同合計点の比率を迅速性評価の素点に乗じた値を迅速性評価点とする」として算定式を設定していることも踏まえても、「より精緻な事業実現性の採点」において、陸上送変電設備のルート（変電設備設置場所含む）・工法・工期等の妥当性を評価することが公平かつ適切な評価につながると考えるものです。 【理由】 法・工期等の妥当性を評価する必要があると考えます。 青森南案件のような長距離かつ架空線と地中線を混ぜざるを得ないような、技術的にも土地確保のような商務面的にも難易度が高い送電線ルート設定になる案件において、その観点を事業実現性の評価を行わず、迅速性の素点側だけで評価するのは評価として適切ではないのではないかと。	頂いた御意見も参考にしながら今後、公募占用指針の内容を検討してまいります。
110	より精緻な採点	今後も陸上送配電線整備の実現性、迅速性については評価項目とはならないのでしょうか。連系点までの距離が非常に長い場合が多く、工期の長さや費用が事業に与える影響は大きいと言えます。事業の実現性や迅速性を評価する上で陸上送配電線整備は必須項目ではないのでしょうか。また、陸上送配電整備に係る実勢を加味した費用は適切に上限価格に折り込まれると理解して良いでしょうか。	具体的な基準の内容については、46番の回答をご覧ください。その上で、陸上送変電設備等に関する評価は、頂いた御意見も参考にしながら今後、公募占用指針の内容を検討してまいります。
111	より精緻な採点	事業実施体制の適切性について、発電事業者が協力会社等に過度に責任を転嫁するのではなく、発電事業者自身が施工・O&Mを安全かつ確実に遂行するための管理・実施体制を有しているかを評価していただきたい。そのための評価として、①発電事業者自身が施工・O&Mに関わるリスクを適切に管理できるか、②自社内に十分な技術力・安全管理体制が存在するか、③協力会社任せではなく、最終責任者としての監督能力を有しているか、といった点を評価項目に入れていただきたい。 【理由】 事業の実行段階では、施工・運転・保守（O&M）における安全確保や品質管理の責任は最終的に発電事業者が負うものであり、協力会社へ依存しすぎる事業構造はリスクの顕在化につながる。とくに、世界的なインフレやサプライチェーン逼迫により、外部委託先の変更や代替調達が生じやすい環境にあるため、発電事業者自身の事業管理能力の重要性は増している。	記載内容の適切性や確実性については、47番の回答をご覧ください。その上で、発電事業者における実施体制は、頂いた御意見も参考にしながら今後、公募占用指針の内容を検討してまいります。
112	より精緻な採点	事業者によっては投資ピークを経由して投資するケースがあるが、その場合でも主体である事業者の実施体制や実績を評価していただけるようにして頂きたい。 【理由】 企業間の関係性の記載に時間を割くことは入札図書の本質とは言えず、できるだけ簡潔にしたい。	111番の回答をご覧ください。
113	より精緻な採点	評価方法の例に記載されている「直近の経済動向や資材価格、将来の環境変化等を考慮した財務計画の適切性を評価」について、事業環境の変化については各事業者にて設定する内部収益率（IRR）でそのリスクを見込むこととなるが、10年物国債の利回りが2.1%を超えるなど、全体的に金融コストが上昇局面にあり、現行のFIP上限価格の算定に用いられているプロジェクトIRR6%の想定では、過去の低金利時代と比べてリスクへの対応力が限られている状況である。 このような状況に対応するためまずは、FIP上限価格の算出において、近年の金利上昇を適切に反映することが必要ではないか。その上で公募制度において将来の環境変化等を考慮した財務計画の策定を求めるのが妥当である。 仮に、FIP上限価格において金利上昇への対応がない場合には、将来の環境変化への対応力が削減されてしまうため、適切な対応を財務計画に織り込むことは困難となり、再度、事業撤退が発生することが懸念される。 【理由】 公募占用計画提出後の事業環境変化については事業者の責任で対応するが、公募開始時点までに発生している事業環境の変化については、国の制度設計において適切な対応を求めるもの。	供給価格上限額については、①経済産業大臣が定める基準価格が「再エネ電気の供給が効率的に実施される場合に通常要する費用」等を基礎として定めていること、②入札制の目的が「事業者間の競争をより進め、更なるコスト低減を促し、国民負担の抑制を図ること」であること等を踏まえて入札上限価格の設定が行われてきたことから、再エネ特措法における入札上限価格と同様の考え方で設定してきました。引き続き、資本費・運転維持費・設備利用率など様々なコストデータに基づき、調達価格等算定委員会における議論を踏まえ、その意見を尊重して適切に設定してまいります。 将来の環境変化等を考慮した財務計画の策定については、53番の回答をご覧ください。
114	より精緻な採点	まず、我が国洋上風力産業の将来の発展を見据えれば、国内を中心としたサプライチェーンの確立が重要であることに賛成する。 しかしながら、現時点で、我が国洋上風力産業は黎明期であり、電力安定供給や事業完遂のために必要なサプライチェーンが国内に十分にあるとは言えない状況である。そのため、特に初期の案件においては、グローバルな視点も含めたサプライチェーンの確立が重要になるものと考えられる。 よって、サプライチェーンに関する評価においては、国内のみに注目するのではなく、グローバルも含めた事業完遂に最適なバランスのとれたサプライチェーンかどうか評価の項目として加えるべきではないか。 【理由】 修正事項が的確に遂行されるために必要となる要件の検討を要望するもの。	頂いた御意見も参考にしながら今後、公募占用指針の内容を検討してまいります。
115	より精緻な採点	個別チェック項目の評価に加えて、計画全体のバランス・一貫性・実現性を総合的に評価できる指標の導入を検討していただきたい。 【理由】 チェック項目方式では、スケジュールとサプライチェーンが矛盾しているなど、個別項目は高評価でも計画全体の整合性が欠如した計画が高得点となる懸念がある。	60番の回答をご覧ください。

番号	大分類	御意見	御意見に対する考え方
116	より精緻な採点	実務面の手続きとして、本項目において必要な資料は、実績を証明できる資料を提出するのか、証憑資料に基づいて記載した資料を提出するのか、どちらになるのでしょうか。 【理由】 本項目以外の項目（例えば④～⑥など）においては、「に基づいて記載する。」としているが、関係行政機関の長等との調整を行うための体制及び能力に関する事項においては、「資料とする」と記載されております。 上記を踏まえて、実務面の手続きとして、詳細を確認させていただきたいと考えているため。	これまでの公募と同様、公募占用計画として提出された別紙の記載内容を評価することとし、その記載内容の確からしさ等を説明する資料として、添付資料の提出を求めることを想定しています。その上で、御指摘を踏まえ、本指針案のP16の「⑩関係行政機関の長等との調整を行うための体制及び能力に関する事項」については、他の項目と同様に、「資料に基づいて記載する」との表現に修正します。
117	より精緻な採点	「（略）把握できる資料とする」から「（略）把握できる資料に基づいて記載する」に修正されているが、当該修正は、評価の対象が添付資料等そのものではなく、添付資料等に基づき記載された別紙の内容であることを明確化するためのものと理解してよろしいか。 【理由】 修正内容の明確化を求めるもの。	116番の回答をご覧ください。
118	より精緻な採点	他の項目（③、④、⑤、⑥、⑧、⑩および⑫）では「（略）把握できる資料とする」から「（略）把握できる資料に基づいて記載する」に修正されているが、⑪に関しては引き続き「（略）把握できる資料とする」のままである。これは、他の項目とは異なり、資料が審査対象となることを意味すると理解してよろしいか。 仮に他の項目と同様の取扱いとなるのであれば、適切に修正いただきたい。 【理由】 修正内容の明確化を求めるもの。	116番の回答をご覧ください。
119	より精緻な採点	高度な基準によるチェック項目では記載内容の詳細性、具体性、適切性、確実性等が評価されることになると記されているが、これは一定の基準を満たしたと判断されることでチェックされる絶対評価なのか、もしくは競合するコンソーシアムの記載内容と比較し優越する記載であればチェックされる相対評価なのか、いずれの評価軸となるのか。項目ごとに混在するようであれば、チェック項目とともに評価軸についても明示されることが望ましいと思料する。 【理由】 絶対評価であれば各コンソーシアムが条件を満たすような記載とする以上、事業実現性における得点が全体として高くなり差が現れにくくなるほか、実際の検討断面での疑義を払拭するため事前の確認として意見を提出する。	43番の回答をご覧ください。
120	より精緻な採点	本運用指針改正案において、採点方法は相対評価から「チェック項目を満たした数に応じて採点する」（本運用指針改正案P8-9参照）形式に変更されるものと認識している。 図中「計画の評価」における「定性的・相対的に評価するための基準を策定」という記述は、改正後のチェック項目による評価制度においても、引き続き相対評価が基本となることを意味するものと解されるが、正しいか。 もし、改正後のチェック項目による評価制度が、他計画との相対的比較ではなく、純粋に公募占用計画が必要な要件を満たすかどうかで判断されるのであれば、本件記述における「定性的・相対的に評価するための基準」は、「チェック項目により評価するための基準」と修正されるべきではないか。 なお、本運用指針改正案P19の「2）選定及び学識経験者の意見の聴取」の項目においては、「評価基準が定性的な基準であることを踏まえ」から「評価基準の中には定性的なものが含まれることを踏まえ、」に修正されており、修正後の評価方法において、定性的な評価はあくまで一部に過ぎないものに変更されたと理解している。 【理由】 表現の明確化および適正化を求めるもの。	評価方法については、43番の回答をご覧ください。その上で、頂いた御指摘を踏まえ、本指針案P18の図中の記載については、「計画を評価するためのチェック項目を設定」に修正します。
121	より精緻な採点	個々のチェック項目を満たしているか否かの判断は、提出された一つの公募占用計画を対象に絶対基準で判断するのか、あるいは当該公募占用計画を他の公募占用計画と比較し相対評価により判断するのか、明示頂きたい。 【理由】 制度の目的に合致する事業計画を提案するため	43番の回答をご覧ください。
122	より精緻な採点	得点は提案者が満たしたチェック項目数によって決定するため、チェック項目ごとの重要度は考慮されない評価方法になるということか？ もしくは、チェック項目に重みづけをするなど重要度に応じた得点配分となるのか？ 【理由】 適切な評価のため、重要度を平準化したチェック項目を設定することができるのか疑問である。	チェック項目ごとの重みづけを行うことは想定していません。
123	より精緻な採点	チェック項目数によって採点がなされるので、重要度が違う場合は、項目毎に重みを付けるなどの方法を検討頂きたい。また、海域特徴に大きな差異がある場合は、海域毎にチェック項目の見直しを検討頂きたい。 【理由】 採点上で重要な事項であるため。	チェック項目ごとの重みづけについては、122番の回答をご覧ください。 海域ごとのチェック項目の設定については、72番の回答をご覧ください。

番号	大分類	御意見	御意見に対する考え方
124	より精緻な採点	まず、採点方法をこれまでの相対評価方式からチェック項目方式に変更したことについて、公募制度の発展につながるものであり、感謝申し上げます。 「当該チェック項目を満たした数に応じて採点する」とあるが、これは、単純に満足するチェック項目の数の積み上げにより採点されるものであり、個別チェック項目の重要度に応じた重みづけ（例：あるチェック項目は3点分、それ以外は1点分 など）はなされないと理解してよいか。 【理由】 採点方法の明確化を求めるもの。	122番の回答をご覧ください。
125	より精緻な採点	今般、評価基準が従前の5段階評価から、チェック項目による採点に変更されているが、従前の評価基準では公募占用指針において示すこととされていたリスクシナリオは、今後は示されるのか、明示頂きたい。 【理由】 制度の目的に合致する事業計画を提案するため	リスクシナリオに関する評価の考え方については、公募占用指針でお示しします。
126	より精緻な採点	今般、評価基準が従前の5段階評価から、チェック項目による採点に変更されているが、従前の評価基準では、トップランナー基準では「独自に行ったリスクの特定・分析」が求められていたが、今後も同様の要件が求められるのか、明示頂きたい。 【理由】 制度の目的に合致する事業計画を提案するため	125番の回答をご覧ください。
127	より精緻な採点	「将来の環境変化等」について、過去の資金・収支計画評価区分トップランナーの評価の考え方に記載のあった「公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析」を含めないでいただきたい。 どういったリスクが発現するのか、現在採択されている事業において生じているリスクが提案された公募専用計画の中で正確に予想されていたものなのか、審査の時点でその予測の正しさについて正解を出すことは困難であり、想定されるべきシナリオについて、過去のトップランナーが独自に設定したシナリオで他の事業者も考慮すべきものなども参照する形で公募専用指針にすべて明記されるべきではないか。	125番の回答をご覧ください。
128	より精緻な採点	外部知見を活用してチェック項目を設計するに際しては、数百に及ぶチェック項目のそれぞれが国内の実情に即した適切な評価項目となるよう、国内で先行している洋上風力発電事業（秋田港・能代港、石狩湾新港、響灘、五島市沖）で実績のある発電事業者、風車メーカー、建設会社等からヒアリングの機会を持ったうえで策定されたい。また、今回評価項目に加えられたサプライチェーン形成に関しては、その形成実現の確度を適切に評価できるようなチェック項目を設定するようし、公募提案が中身を伴わず単なるビューティーコンテストとなり、実現可能性に乏しいサプライチェーン形成計画が徒に高い評価を得ぬよう、「サプライチェーン形成に関する事業実現性」の厳正な審査をお願いしたい。 また、第三者委員会やサポートチームによる評価体制を立ち上げるに際しては、拙速なスケジュール提示などが無いか評価できるよう、洋上風車設置や海上工事に知見あり、かつ日本の海象や日本の法制度にも明るい専門家の方を入れて頂きたい。また、サプライチェーン形成の実現可能性を適切に評価できる、風力発電のグローバルサプライチェーンや地元企業との連携に知悉した専門家の方も入れていただきたい。 【理由】 外部知見を活用してチェック項目を設計、第三者委員会で妥当性確認、評価作業を支えるサポートチーム構築という方向性は明確になってきたが、「外部」「第三者委員」「サポートチーム」のメンバーが、国内の洋上風力開発や、グローバルサプライチェーン形成に知見のある方なのかどうか不透明であるため、実効性の上がる審査となるか、依然として不透明な部分があると考えている。	チェック項目の設定については、46番の回答をご覧ください。 第三者委員会等の体制については、100番の回答をご覧ください。
129	より精緻な採点	チェック項目の策定に当たっては、不必要なチェック項目の設定を防ぐためにも、海外での経験が豊富で洋上風力プロジェクトの実態を熟知する者の参画が必要と考える。日本人に限らず、外国人の専門家も含めて幅広く必要な人材を確保したうえで、検討体制を構築していただきたい。またその際には、産業界とも意見交換を積み重ねていただきたい。 【理由】 妥当性のあるチェック項目の策定のために必要なプロセスを求めるもの。	100番の回答をご覧ください。
130	より精緻な採点	電力安定供給・サプライチェーンの評価方法の例欄において、「国内及び地域の産業基盤確立の観点から」と記載があるが、過去公募において選定された事業者は、当該施策の確実性の観点から非落札事業者と比べ相対的に優位となることが予見される。特にチェック項目での評価に変更となっていることから、この差は生じやすく、公平性に欠ける評価制度となっていると考えられる。この制度下において、どのようにして公平性を確保するのかご教示いただきたい。尚、公平性が確保することが難しい場合は評価方法を再考いただきたい。	電力安定供給・サプライチェーン形成の項目の考え方については、56番の回答をご覧ください。その上で、各海域における発電事業を通じてどのようなサプライチェーンを構築するかは、各応募者による創意工夫の余地が十分にあることから、必ずしも過去の公募の選定事業者であることが他の応募事業者と比べて有利になるものではありません。
131	より精緻な採点	公募占用計画の取消しを受けた場合において、次回以降の公募に参加する際、当該取消しの事実が事業の実施能力の評価点にマイナスの影響を与えることはあるか。 【理由】 評価基準の明確化のため。	過去に公募占用計画の取消しを受けていることのみをもって、評価が下がることはありません。

番号	大分類	御意見	御意見に対する考え方
132	より精緻な採点	調達価格等算定委員会第111回において、岩船委員より、価格低減のために中国メーカーの検討についての言及があった。公募占用計画上、中国メーカーを選択した場合、欧州メーカーと同等のスケジュール／サプライチェーンであった場合、中国メーカーということのみで採点において不利になる可能性はあるのか。 【理由】 風車調達及びサプライチェーンを検討することにあたって、採点に影響が及ぶのか事前に確認したい。	特定の国のメーカーであることのみをもって、評価の優劣をつけることはありません。
133	より精緻な採点	基礎的な基準によるチェック項目を100%満たしていなくても失格にはならないのか、確認させて頂きたい。 【理由】 新しいコンセプトであるため、事業を完遂する上で検討が必要な項目の記載が確認できない公募占用計画（＝基礎点が100%に満たない計画）についての評価上の扱いを誤解なく理解したい。	満たしていない基礎的な基準があることのみをもって、失格となることはありません。
134	より精緻な採点	「それらの項目の記載の有無を確認する基礎的な基準によるチェック項目と、当該記載の内容の詳細性、具体性、適切性、確実性等を確認する高度な基準を設ける。」の記述は、「それらの項目の記載の有無を確認する基礎的な基準によるチェック項目と、当該記載の内容の詳細性、具体性、適切性、確実性等を確認する高度な基準によるチェック項目を設ける。」と改められたい。また、高度な基準がチェック項目によらない場合は、その旨を記述されたい。 【理由】 基礎的な基準による評価と高度な基準による評価の関係を明確にしたい。	御指摘のとおり修正します。
135	より精緻な採点	「事業計画の迅速性以外の評価項目については、公募占用計画のチェック項目を定め、当該チェック項目を満たした数に応じて採点する。」は、「事業計画の迅速性以外の評価については、公募占用計画の内容を評価するための項目（以下、チェック項目という。）を定め、当該チェック項目を満たした数に応じて採点する。」に改められたい。 【理由】 原文では、意味が理解しにくいため。	御指摘を踏まえ、「事業計画の迅速性以外の評価項目については、公募占用計画を評価するためのチェック項目を定め、当該チェック項目を満たした数に応じて採点する。」と修正します。
136	より精緻な採点	運転開始までの事業計画の評価方法の例欄において、従来の記載である「設備構造」から「発電設備構造」と変更となっている。発電設備に限定した意図をご教示いただきたい。また、一体で開発を行う蓄電設備については発電設備に包含されないものと理解して良いかをご教示いただきたい。	公募占用計画の様式に示す別紙の名称に合わせた記載としました。したがって、一体で開発を行う蓄電設備を排除する趣旨ではありません。
137	より精緻な採点	運転開始までの事業計画の評価方法の例欄において、従来の記載である「スケジュール、風車等の配置、・・・」から「風車等の配置計画、スケジュー ル、・・・」へと記載の順番が変更された意図をご教示いただきたい。	公募占用計画の様式に示す別紙の順番となるように記載を修正したものです。
138	より精緻な採点	1月21日付「洋上風力事業を完遂させるための新たな公募制度」8頁の占用の区域及び配置計画（別紙4）の項目で、「予測される発電量の記載と根拠」について、近隣の陸上・洋上ウィンドファームからのウェイクロス率は、数%から10%程度のオーダーになる可能性があり、適切に評価することが求められますが、ウェイク補償等の指針が国から公表されていない中で、どのようにロスの計算を行うことが望ましいのでしょうか、またその計算の妥当性はどのように評価されるのでしょうか。 【理由】 2026年1月21日付「洋上風力事業を完遂させるための新たな公募制度」 II.より精緻な事業実現性の採点 統一的な方針がない場合、事業者によって評価が様々となり、適切な評価が難しくなるため。	具体的なウェイクロスの計算方法は、各海域の状況や複数のモデルが存在することから、国が一律にお示しすることは困難であると考えます。 計算の妥当性については、公募占用計画に記載された内容と、その計算の確からしさを示す証憑の内容を踏まえ、第三者委員会等の専門家の意見も参考にして評価を行います。
139	より精緻な採点	駐日欧州連合(EU)代表部は、日本の再生可能エネルギーへの移行の支援に引き続き取り組み、この重要な課題における継続的な協力を期待している。 駐日欧州連合(EU)代表部は、日本が第1ラウンドの公募案件の再入札に適用される「一般海域における占用公募制度の運用指針」の改定に集中的に取り組まれたことを高く評価したい。コスト競争力と事業実現性の両面を考慮したよりバランスの取れた評価制度の導入は、日本の洋上風力セクターの長期的な成功の確保に向けた前向きな進展である。さらに、価格幅の仕組みの導入は、安定した予見性のある市場環境の醸成に向けて日本が取り組んでいることを示している。 しかし、改訂案に関する駐日欧州連合(EU)代表部の意見をいくつか申し上げたい。サプライチェーン形成を重視することは理解できる一方、評価項目において国内サプライチェーンに具体的に言及することは、非日系企業に潜在的な不利益が生じることが懸念される。日本国内のサプライチェーンの供給能力に依然として制約があることから、市場は引き続き国外からの資材の供給、特に信頼性や先進技術、専門知識、投資をもたらす欧州企業からの供給に依存することになる。また、評価の配点を国内サプライチェーンに重点的に再配分することは、欧州の利害関係者の機会を意図しない形で制限し、結果として日本の洋上風力セクター全体の競争力やイノベーション力を低下させる恐れがある。 これらの懸念を解消するため、駐日欧州連合(EU)代表部は日本政府に対し、評価基準の公開性と透明性を維持し、欧州企業の入札意欲の低下や評価段階での競争上の不利益につながるような措置を避けることを勧める。 駐日欧州連合(EU)代表部は、EU加盟各国と欧州委員会担当部署と連携し、日本との更なる対話を通じて、洋上風力発電事業の公募プロセスに関するベストプラクティスを共有する用意がある。包摂的かつ競争的な公募プロセスを維持することで、引き続き質の高い国際的なパートナーを日本に誘致することができ、ひいては日本の洋上風力産業の強化や地球規模の気候目標への貢献につながる。	電力安定供給・サプライチェーン形成の項目の考え方については、56番の回答をご覧ください。その上で、頂いた御意見も参考にしながら今後、公募占用指針の内容を検討してまいります。
140	より精緻な採点	本評価項目につき、入札時点において、どれ程のコミットメントが求められるのか明確にすべきではないか。また、コミットメントの審査基準についても、具体的にどのようなレベルの確証があればチェック項目を満たしているとなるのかなど、明確化して頂きたい。 【理由】 これまでも公募時点での表明内容と事業者選定以降の実施状況や実現度に乖離が疑われるケースがあるとされており、所謂「書いたもの勝ち」が生じないよう、審査基準等を明確にすべきである。	サプライチェーンや事業のスケジュールに大きく影響する風車メーカーを除き、入札時点において、特定のサプライヤーに決定し、一定以上のコミットメントを求めることは想定していません。公募占用計画に記載を求めるサプライヤーについては、59番の回答をご覧ください。

番号	大分類	御意見	御意見に対する考え方
141	より精緻な採点	<p>今般P.28②で追加された事項はチェック項目による採点の対象になるのか、明示頂きたい。</p> <p>その場合、P.12以下の事業実現性に関する評価項目のどの中項目に該当するのか、明示頂きたい。</p> <p>【理由】 制度の目的に合致する事業計画を提案するため</p>	<p>御指摘の第2章2、(1)2)②の事項は、評価の対象となる別紙1から別紙16ではなく別の様式に記載を求めることを予定しているため、チェック項目による評価の対象外とする予定です。</p>
142	より精緻な採点	<p>R2-R3では、コーポレートPPAに基づく事業者の収支計画も想定されており、実際にそうした提案が多くありました。一方で、公募入札段階において結ぶ関心表明書に法的拘束力を持たせることは困難で、結果として多くの事業者が採算性の面で苦勞しております。こうした状況において、今後も関心表明書を用いた評価をR2やR3同様に実施する方針でしょうか。</p>	<p>資金・収支計画の確実性を担保する観点から、PPAの評価において、適切な価格、期間、容量等の商務条件が示された関心表明書等の証憑が添付されている場合には高く評価する予定です。</p>
143	より精緻な採点	<p>公募占用計画の様式にて事業を完遂する上で検討が必要な項目を設定するとされますが、運転開始に至った事例が非常に限定的な国内洋上風力事業を対象にしてどのように設定項目の妥当性を評価するのでしょうか。海域毎のサイトコンディションの違いも大きいですが、事業完遂に必要な項目は海域毎に定めるのでしょうか。</p>	<p>評価の方法については、46番の回答をご覧ください。</p> <p>また、チェック項目を海域ごとに定めるかどうかについては、72番の回答をご覧ください。</p>
144	迅速性評価	<p>表現の明確化のため、第41回洋上WG合同会議_資料3_P13に記載されているように、予備期間は2年間である旨を明記すべきと考えます。</p> <p>今後変わらうものであれば、運用指針では現在の表現に留め、明確な期間は公募占用指針に記載すべきと考えます。</p> <p>【理由】 公募上のルール明確化のため。</p>	<p>本指針案のP.9に記載の「適切な予備期間」は、風車メーカーの変更等のスケジュールが年単位で遅延する計画変更も可能な柔軟性を確保した計画とするため、全公募参加者が一律に確保しなければならない予備期間のことであり、その具体的な期間については、各公募の実施時点の事業環境を踏まえ、各公募占用指針においてお示しします。</p> <p>なお、選定事業者は当該予備期間を使わずに運転開始ができるように事業を進めることが大前提であることから、公募参加者は、必要な手続や様々なリスクを踏まえ、実現可能性の高い運転開始までのスケジュールを検討し、当該スケジュールに上乗せで公募占用指針で定める予備期間を設ける必要があります。</p>
145	迅速性評価	<p>「ii)事業計画の迅速性については、各公募参加者の公募占用計画における事業者選定から適切な予備期間を含めた上で設定した運転開始まで期間」とあるが、具体的な予備期間は、第39回洋上風力促進WG（2025年11月19日）で示された2年を前提として、各公募占用指針において個別に示される理解であっているか。</p> <p>【理由】 迅速性の評価に影響するため。</p>	<p>144番の回答をご覧ください。</p>
146	迅速性評価	<p>本運用指針改正案において追加された「適切な予備期間」について、明確な定義、あるいは詳細な説明を記載していただきたい。</p> <p>【理由】 修正内容の明確化を求めるもの</p>	<p>144番の回答をご覧ください。</p>
147	迅速性評価	<p>新たに加えられた「適切な予備期間」について、なんらの定義や説明がないため、どのようなものか不明であるため、明確な定義あるいは説明を記載いただきたい。当該「適切な予備期間」は迅速性の評価にも関連する重要な項目であり、明確化が必要であると思われる。</p> <p>【理由】 記載内容の明確化を求めるもの。</p>	<p>144番の回答をご覧ください。</p>
148	迅速性評価	<p>事業計画の迅速性における適切な予備期間について、公募占用指針で明記されることとなるのか。明記されない想定である場合、指標と考えている年数（例えば、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会合同会議（第41回）における資料3のP13では、「通常の工程で想定される運転開始時期に2年間の予備期間を設けることとする。」とされている。）を公募運用指針に記載いただきたい。</p>	<p>144番の回答をご覧ください。</p>
149	迅速性評価	<p>「適切な予備期間」の設定根拠、予備期間を考慮することのできる要件を公募占用指針に明記いただきたい。予備期間を前提とした事業計画を策定した事業者と前提としていない事業者であれば後者が評価されるべきではないか。</p>	<p>144番の回答をご覧ください。</p>
150	迅速性評価	<p>「事業計画の迅速性」について、「適切な予備期間を設けた上で、事業実現性が認められる計画の運営開始時期の迅速性を評価する」とありますが、ここでいう「適切な予備期間」の適切性は、どのような観点・基準に基づき判断されるのでしょうか。</p> <p>具体的には、技術的準備期間、資材調達、許認可・制度対応、外部環境（市場動向等）などが考えられますが、評価において重視される考え方や整理の方向性をご教示ください。</p>	<p>144番の回答をご覧ください。</p>
151	迅速性評価	<p>『事業者選定から適切な予備期間を含めた上で設定した運転開始までの期間』とされますが、予備期間が適切かどうか、どのように評価するのでしょうか。また、予備期間を十分に確保しなかった事業者が選定され、事後的に遅延が生じることにより予備期間を十分に確保するも落札できなかった事業者の点数が逆転することになった場合、どのように対応されるのでしょうか。</p>	<p>144番の回答をご覧ください。</p>
152	迅速性評価	<p>もし「適切な予備期間」として2年が設定されると、実際には建設に5年かかると考えている提案者でも、競争に勝つために工期を3年まで短くした計画を作って入札せざるを得なくなり、結果として選定事業者の工期は、予備期間の2年を足して、ようやく達成できるような無理のあるスケジュールになりかねないのではないでしょうか。従って、「適切な予備期間」が採点方法に影響せず有効に機能するよう、公正且つ合理的な仕組みが必要なのではないでしょうか。</p>	<p>144番の回答をご覧ください。</p>
153	迅速性評価	<p>予備期間の定義を確認したい。</p> <p>海域ごとに予備期間は異なるのでしょうか。</p> <p>また、予備期間は2年間固定であり、1年間のように任意な期間は設定できない認識で良いのでしょうか。</p> <p>【理由】 予備期間設定の明確化のため。</p>	<p>144番の回答をご覧ください。</p>

番号	大分類	御意見	御意見に対する考え方
154	迅速性評価	迅速性評価における「適切な予備期間」を一律で2年としているが（第41回洋上WG合同会議）、各公募段階での市況やその後の推移、また各海域特性由来の事象等により適切かどうか言えない為、一律の適用は避け、各海域の公募占用指針で定めるべきでないか。	144番の回答をご覧ください。
155	迅速性評価	“適切な予備期間”について、第47回交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 資料1 p.12 においては、“風車メーカーやサプライヤーとの価格交渉力を確保させる観点から”2年間の予備期間を設けたとあります。この予備期間はあくまで調達（および風車変更による再設計期間）に関連する予備期間として想定されているでしょうか。あるいは、対象を限定する意図はないでしょうか。つまりは、設計の予備期間、工事の予備期間など、として想定した公募資料での記載も可能でしょうか。	144番の回答をご覧ください。 当該予備期間は、適用対象を特定の事由に限定するものではありません。
156	迅速性評価	選定時に公表される運転開始予定時期は予備期間を含めたものとなるでしょうか。 また、港湾利用スケジュールは、予備期間を考慮したものとなるでしょうか。	144番の回答をご覧ください。 選定時には、公募占用指針において定める予備期間を含めた運転開始予定時期が公表されることとなります。 また、港湾利用スケジュールにおいては予備期間を考慮しません。
157	迅速性評価	「各公募参加者の公募占用計画における事業者選定から適切な予備期間を含めた上で設定した運転開始までの期間（以下「建設期間」という。）に応じ、その中で最短の建設期間（以下「公募参加者の最短建設期間」という。）を満点とする相対評価を行う。」と記載されているが、運転開始の定義を明確に示して頂きたい。 なお、第2ラウンドのパブコメNo.16において以下回答があるが、発電設備全台が市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を開始した時点が運転開始を示すと理解して良いか。 「本公募における運転開始予定日としては、再エネ特措法第9条第4項の事業計画認定を受ける発電設備単位毎に運転開始予定日（市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を開始する予定日）を記載ください。迅速性評価に当たっては、運転開始予定日が複数ある場合は、最も遅い日を基準とします。 なお、運転開始に当たっては、電気事業法第51条に基づく使用前自主検査を完了していることが必要です。」 【理由】 商業運転開始なのか、コミショニング後の運転開始なのか、全台運転している必要があるのかによって、最短建設期間の評価が平等に実施出来ない。 また、全台運転している必要がある場合、風車台数が多いプロジェクトほど建設期間が長くなることが予想される。	海洋再生エネ整備法に基づく公募における運転開始とは、海洋再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した電気について、市場取引等による供給（FIT制度の場合は、特定契約による電気事業者に対する供給）を開始することを指します。公募における迅速性評価に当たっては、運転開始予定日が複数ある場合は、最も遅い日を基準とします。
158	迅速性評価	風車メーカーの変更等で遅れる場合の2年の予備期間を設ける場合の各制限期間（占用開始時期や運転開始時期、各保証料支払い時期など）のずれがどうなるか 明記すべきではないか。	占用開始時期については、36番の回答のとおりですが、前提として予備期間を考慮するものではありません。運転開始時期については、144番の回答をご覧ください。保証金の納入期限は選定された日が基準に基準になるため、予備期間を設けることによる影響はありません。
159	迅速性評価	第42回洋上WG合同会議（2026/1/21）の資料1では、「通常の工程で想定される運転開始時期に2年間の予備期間を設けることとする」と記載されている。 この点について、事業計画の迅速性における「適切な予備期間」とは、この2年間を指すという理解でよいか。それとも、海域毎の特性を踏まえ、「適切な予備期間」は海域毎に異なる期間が設定されるのか。 【理由】 洋上WG合同会議では「予備期間」について「2年」という具体的な期間が明示されていたが、本指針では「適切な予備期間」とのみ記載されているため、その解釈を明確にしたい。 なお、予備期間を含めて相対評価をする場合、実際に選定事業者が予備期間を利用しなかった際には迅速性評価に変動はなく、事業者間の競争条件は維持されるが、万が一予備期間の活用が必要となった場合に、次点の提案者の通常工程の方が短くなるケースでは、選定事業者の迅速性評価が相対的に下がる可能性がある。 したがって、事業計画の迅速性の評価方法においては、予備期間を除外した通常工程ベースで比較する方が、事業者間での予備期間・リスクの取り方における認識差を除外し、最短で建設可能な時期を純粹に比較できるため、相対評価の公平性が高まるのではないかと考える。	144番の回答をご覧ください。
160	迅速性評価	表現の明確化のため、第41回洋上WG合同会議_資料3_P13に記載されているように、予備期間は2年間である旨を明記すべきと考えます。 今後変わりうるものであれば、運用指針では現在の表現に留め、明確な期間は公募占用指針に記載するべきと考えます。 【理由】 公募上のルール明確化のため。	144番の回答をご覧ください。
161	迅速性評価	「事業計画の迅速性について、適切な予備期間を設けた上で事業実現性が認められる計画の運転開始時期を評価する」との記述については、例示ではなく、予備期間の年数を本運用指針において定量的・具体的に記述されたい。 また、P9の迅速性評価点の算定式の「建設期間」に予備期間2年が含まれる旨明記されたい。 【理由】 「第41回洋上WG合同会議（2025/12/17）において、予備期間2年を考慮することが結論付けられた。本手法は、海域にとらわれるものではなく、統一基準となるものであるから、本運用指針で明記すべきである。 「第41回洋上WG合同会議（2025/12/17）において、予備期間2年を考慮することが結論付けられた。本手法は、海域にとらわれるものではなく、統一基準となるものであるから、本運用指針で明記すべきである。記述案では建設期間に予備期間が含まれるか否かが不明である。	144番の回答をご覧ください。
162	迅速性評価	事業計画の迅速性評価の対象は、予備期間を含めての評価となるのか。 【理由】 予備期間の設定と運転開始時期の考え方の明確化のため。	144番の回答をご覧ください。 本指針案のP.9に記載のとおり、迅速性評価は予備期間を含めた「建設期間」に基づいて行います。

番号	大分類	御意見	御意見に対する考え方
163	迅速性評価	<p>新たに加えられた「適切な予備期間」の事業計画上の位置づけを明確化していただきたい。</p> <p>公募において提出する公募占用計画では、「適切な予備期間」を加味した計画の策定が求められるものと理解してよいか。</p> <p>【理由】 記載内容の明確化を求めるもの。</p>	144番の回答をご覧ください。
164	迅速性評価	<p>迅速性の評価が絶対評価（5.5年で満点）から相対評価（最短建設期間÷提案者建設期間）になっているため、また無理な建設工期の設定が助長されるのではないかと危惧します。2年の予備期間を含んで5.5年の建設工期を設定することも可能となります。</p> <p>【理由】 5.5年の建設期間+予備期間2年の7.5年を満点ラインと設定のうえ、それより長期に及ぶものは相対評価としていただきたい。</p>	144番の回答に記載のとおり、選定事業者は公募占用指針で定める予備期間を使わずに運転開始ができるように事業を進めることが大前提であることから、公募参加者は、必要な手続や様々なリスクを踏まえ、実現可能性の高い運転開始までのスケジュールを検討し、当該スケジュールに乗せて公募占用指針で定める予備期間を設ける必要があります。
165	迅速性評価	<p>事業計画の迅速性の評価方法について、「事業計画の基盤面」と「事業計画の実行面」の評価点比率（満点45点に対する比率）を乗じた値を事業計画の迅速性評価点とする」とあるが、「事業計画の基盤面」のうち「資金・収支計画」については他の基盤面・実行面の項目と比してスケジュールに影響が及びにくい項目である。一方、評価の配点としては45点中14点と3割を超える比率となっており、スケジュールの現実性を評価する観点で、本来着目されるべき他の項目が相対的に低くなってしまふ。事業実現性の観点から迅速性をより正しく、公平な評価とするために「資金・収支計画」を当該項目より削除するか、または比率構成を調整していただきたい。</p>	「事業計画の基盤面」と「事業計画の実行面」の評価点比率（満点45点に対する比率）を乗じた値を事業計画の迅速性評価点とする趣旨は、公募参加者が迅速性のみを重視し、事業計画の実現性をないがしろにすることを抑止することです。この点、迅速性を求めて無理なスケジュールを組もうとした場合、資金・収支計画に影響することも考えられることから、「資金・収支計画」の項目も含めた「事業計画の基盤面」の評価点に基づいて迅速性評価を行うこととしたいと考えています。
166	迅速性評価	<p>次のように例において、提案者の建設期間は何年と評価されるでしょうか。（各期間に重複はないものと考えます）</p> <ol style="list-style-type: none"> 設計期間3年、調達期間1年、工事期間2年、風車メーカーやサプライヤーとの価格交渉力を確保させる観点からの予備期間2年（延べ合計8年） 設計期間3年、調達期間1年、工事期間2年、（風車変更によらない）設計予備期間1年、工事予備期間1年（延べ合計8年） 設計期間4年、調達期間1年、工事期間3年（延べ合計8年、予備期間に関して公募資料内で記載なし） 	144番の回答をご覧ください。
167	迅速性評価	<p>洋上風力市場において、事業者は多く存在するが、洋上工事に必要なSEP船、ケーブル敷設船が過度に不足している。最速での運転開始は、エネ基で掲げる導入目標達成へ寄与するが、船舶やサプライチェーンが構築されない中での過度の競争環境は、事業の着実な完遂に観点から工程遅延に繋がる状況を作るため、市場環境が整うまでは迅速性評価を撤廃頂きたい。</p>	本指針案においては、エネルギーミックス等の政策目標も踏まえ、引き続き迅速性を評価することとしていますが、本指針案のP.7に記載のとおり、今後エネルギー政策の目標等の状況変化も踏まえつつ、必要に応じて評価の考え方は適宜見直しを検討してまいります。
168	迅速性評価	<p>事業計画の迅速性にあたり、工事計画届の審査期間について、とくに「技術基準の適合性確認」の標準的な審査期間を設定していただきたい。また、それを超えて審査に時間がかかる場合などは、事業者の責によらない遅延にあたることにし、公募占用指針上にその旨を記載いただきたい。</p> <p>【理由】 審査期間がどの程度かかるか、国内での洋上風力の先行事例が少ないため不透明です。 陸上風力やこれまでの洋上風力の審査期間を参照することになりますが、洋上風力では海洋地盤の状況など海域ごとに状況が大きく異なっています。審査期間が長くなってしまうことが懸念です。</p>	頂いた御意見は、今後の検討の参考にさせていただきます。
169	迅速性評価	<p>事業実施において「適切な予備期間」を活用した場合の計画の変更の可否、罰則適用の有無等事業者が必要となる事項については、公募占用指針だけでなく、本運用指針において明確に記載すべきではないか。</p> <p>【理由】 記載内容の明確化を求めるもの。また、本運用指針への明記を求めるもの。</p>	144番の回答をご覧ください。 なお、公募占用指針に定める予備期間の活用の有無によらず、公募占用計画に記載しているスケジュールを変更する必要がある場合には、海洋再エネ整備法第21条第1項に基づき、経済産業大臣及び国土交通大臣の認定を受けなければなりません。
170	迅速性評価	<p>迅速性評価点算出の際に乗じられる「事業計画の基盤面」と「事業計画の実行面」の評価点比率（満点45点に対する比率）には、「i」事業計画の迅速性以外の評価項目で新たに規定された「基礎的な基準」は含まれないものと理解してよいか。</p> <p>その場合、「高度な基準」の評価点のみが対象となることを明記すべきではないか。</p> <p>【理由】 記載内容の明確化を求めるもの。</p>	本指針案のP.9に記載している「事業計画の基盤面」と「事業計画の実行面」の評価点比率（満点45点に対する比率）」は、「基礎的な基準」による評価点と「高度な基準」による評価点の合計点に基づきます。
171	迅速性評価	<p>迅速性評価点算出の際に乗じられる「事業計画の基盤面」と「事業計画の実行面」の評価点比率（満点45点に対する比率）において、「高度な基準」のみが対象となる場合、「基礎的な基準」の評価が「高度な基準」の評価よりも低い計画についてはどのように取り扱われるのか、明記いただきたい。</p> <p>また、上記のような計画においても、迅速性評価点は同じ計算式で算出されるものと理解してよいか。</p> <p>【理由】 記載内容の明確化を求めるもの。また、評価の在り方の明確化を求めるもの。</p>	170番の回答をご覧ください。
172	迅速性評価	<p>以下のとおり変更してはどうか。</p> <p>案： 「事業の実施能力について、エネルギー政策目標との整合性やサプライチェーンの状況等を鑑み、事業計画の迅速性を評価する」</p> <p>【理由】 これまでのラウンドは、「事業の実施能力について、エネルギー政策目標との整合性の観点から事業計画の迅速性を評価」となっており、結果として事業者目線の工期設定が行われた。サプライチェーンの現状等を鑑みた工期設定の必要性が現状の文言では不明瞭のため。</p>	御指摘の箇所については、事業計画の迅速性を評価する趣旨を示したものであり、サプライチェーンの状況を含めた事業計画の実現性を考慮することについては、本指針案のP.9に記載しています。

番号	大分類	御意見	御意見に対する考え方
173	迅速性評価	<p>現行は調達期間における事業開始日は、公募占用計画の認定を受けた日から8年を上限として、公募の参加者が自ら設定すると認識していますが、事業開始日の上限設定の際には、以下2点を考慮すべきです。</p> <p>①迅速性評価で新設される予備期間 ②海域ごとの特性（大型案件や難工事の案件等）</p> <p>【理由】 現行の8年上限は、第55、89回調達価格等価格算定委で定められている。 各項目（予備期間、海域特性）を設定すべき理由は以下の通り。（第55回 調達価格等算定委員会 資料2 P23、第89回 調達価格等算定委員会 資料1 P37） 次回の公募より2年間の予備期間を設けることになったことを考慮に入れるため。（第42回 洋上WG合同会議 資料1 p12） 海域毎に開発に要する期間は異なり、大型案件や難工事の案件は、一律上限年数を設定すると、FIT/FIP期間短縮により事業採算性が悪化する可能性が高いため。</p>	<p>公募参加者が運転開始予定日として設定することができる日の範囲は、各公募占用指針においてお示ししますが、その際の参考とさせていただきます。</p>
174	迅速性評価	<p>通常の工程で想定される運転開始時期に間に合わないことが判明した場合でも、予備期間の使用が認められるのは、届け出た計画変更が、第3章3.（2）の「変更を認める場合の基準」を満たすと評価された場合に限られるという理解で良いか。</p> <p>【理由】 評価段階の標準スケジュールに「2年間の予備」を組み込む方針は、遅延＝即アウトという従来の構造から脱却し、より事業の完遂を重視されていることは理解するが、一方で、風車メーカー等の変更を相対的に選択しやすくする誘因となり、当初計画のままであれば予定通り運開可能であった海域においても、結果として想定以上の遅延を招くことを危惧する。 したがって、スケジュールの柔軟性を確保しつつ国の導入・案件形成目標を達成を図る観点からも、通常の工程で想定される運転開始時期(最短建設期間)を前提として事業が遂行されることが望ましい。 そのうえで、公募の透明性の観点からも、選定後に予備期間の活用が不可避の事態となった場合の手続（例えば、計画変更の届出・申請の要否や、迅速性評価への影響の有無等）については、あらかじめ明示されていることが適切かと考える。</p>	<p>御理解のとおり、公募占用指針に定める予備期間の範囲内でのスケジュール変更を含め、公募占用計画に記載しているスケジュールを変更する必要がある場合には、海洋再エネ整備法第21条第1項に基づき、経済産業大臣及び国土交通大臣の認定を受けなければなりません。</p>
175	迅速性評価	<p>予備期間の設定は風車メーカーやEPC等の変更を行いやすくする可能性があり、その結果として選定期間が遅れ、プロジェクトスケジュール全体の遅延を招くことが危惧される。予備期間を設けているのは、あくまで不測の事態に備えてのものであり、風車メーカーやEPC等を容易に変更することや、選定期間を遅らせることを認めるものではないとの理解でよいか。</p> <p>【理由】 発注時期等の不透明化や突然のメーカー変更は、サプライチェーン形成計画にも大きな影響を及ぼす為、今回迅速性の評価に適切な予備期間が反映された主旨を明確にさせて頂きたいもの。</p>	<p>御理解のとおり、選定事業者は公募占用指針で定める予備期間を使わずに運転開始ができるように事業を進めることが大前提であり、風車メーカー等を変更する必要がある場合には、海洋再エネ整備法第21条第1項に基づき、経済産業大臣及び国土交通大臣の認定を受けなければなりません。</p>
176	価格点	<p>「想定供給価格幅」の設定にあたっては、第1ラウンドにおいて公募参加時の安価な供給価格が事業撤退を招く一因となったことを踏まえると、事業者に過度にリスクをとらせて創意工夫を促すことを想定するべきではなく、また、GHGプロトコルの改訂など制度的な不確実性もあり需要家が再エネ価値へのコミットに慎重になっていることや金利・建設費の上昇など、足元の事業環境を適切に考慮する必要があると考えます。</p>	<p>合同会議第42回の資料1のP.15に記載のとおり、想定供給価格幅については、供給価格上限額を基に、供給価格上限額の算定の前提となっている運転期間である20年間を超える運転等による発電コストの更なる低減や長期PPAの締結による市場価格以上の収入の確保等を考慮し、各公募時点の事業環境に応じて設定することとします。また、その内容は合同会議において議論する予定です。</p>
177	価格点	<p>洋上風力は期待される一案件当たりの規模、周辺産業への期待、国家安全保障にとっての重要性など、の観点で他の陸上における再エネ電源種とは異なる部分があり、すべての案件が善く実行されることが重要である。 同等の期待を持てる再生可能エネルギー源が見つからない期間（恐らく向こう十年程度）においては、一案件の規模が比較的小さな他の再エネ電源との比較ではなく、洋上風力として確実に実現可能な供給価格設定（海域ごとの弾力性適応を含めて）を、調達価格等算定委員会とは切り離して設定できる制度を検討いただきたい。</p> <p>【理由】 例えば供給価格低減が既実現されている事例として比較される太陽光は中国製製品（パネル）への依存が高い。風力産業でも現在の要求される供給価格水準では、安価な中国製風車の流入は不可避である。 一方で、風車という構造物の特性上、安全保障の観点を適用するならば（適用すべきであるが）、中国製風車の導入に疑念が生じるのは尤もである。これまでの不都合なことに目を瞑り、リスクを事業者に押し付けるエネ庁の姿勢では、何も進まないまま民間企業のリソースの無駄遣いを誘発していることをご認識いただき、官庁としてのしかるべき責任を持って対応すべきである。</p>	<p>公募占用指針のうち、供給価格上限額に関する事項については、海洋再エネ整備法に基づき、調達価格等算定委員会の意見を尊重して決定することとされています。引き続き、公募占用指針における供給価格上限額については、資本費・運転維持費・設備利用率など様々なコストデータに基づき、調達価格等算定委員会における議論を踏まえ、その意見を尊重して適切に設定してまいります。</p>
178	価格点	<p>供給価格の額の上限額とあるが、この上限額とともに、下限価格もしくは想定供給価格幅についても、公募時に公表される旨を本運用指針に明記されたい。</p> <p>【理由】 P6①評価基準の基本的考え方のなかで、「想定供給価格幅」を設定し、、、と記載されており、設定された幅を公開するのか、非公開にするのかが不透明である。</p>	<p>供給価格上限額については、海洋再エネ整備法第16条第6項において、公募の効果的な実施のため必要があると認めるときは、公示しないことができることと規定されています。これを踏まえ、想定供給価格幅についても、公示するか否かは公募ごとに判断し、公示する場合には公募占用指針においてお示しします。</p>
179	価格点	<p>6)合同会議で新たに定義された「想定供給価格幅」の記載が必要と考えます。</p> <p>【理由】 合同会議で議論されていたため。</p>	<p>本指針案のP4～P.12の「公募占用指針に定めるべき事項」においては、海洋再エネ整備法第16条第2項各号において公募占用指針に定めなければならないと規定されている事項について記載しているため、当該事項に含まれない想定供給価格幅については記載していません。</p>
180	価格点	<p>公募占用指針には供給価格上限額を記載いただくのに併せて、想定供給価格幅も記載いただけるのか？また、上限価格は海域毎にご提示いただきたい。</p> <p>【理由】 建設・維持管理にかかるコストが海域ごとに異なるため</p>	<p>供給価格上限額及び想定供給価格幅の公示については、178番の回答をご覧ください。また、供給価格上限額については、海域ごとに設定するか海域横断で設定するかを含め、調達価格等算定委員会の意見を尊重して決定します。</p>

番号	大分類	御意見	御意見に対する考え方
181	価格点	まず、供給価格上限額と「想定供給価格幅」を設定することで最高得点を得られる価格を規定することにより、過度な低価格競争を抑制していただいたことに感謝申し上げます。 「想定供給価格幅」の設定において想定される「創意工夫」は、黎明期にある我が国洋上風力産業においては、参入企業数も限られており、その余地は限定的である。このことを踏まえ、「想定供給価格幅」については、適切な範囲内に設定していただきたい。 【理由】 供給価格上限額と「想定供給価格幅」により算出される最低価格は、事業が実現可能である範囲内である必要があるため。	176番の回答をご覧ください。
182	価格点	事業者の実態を踏まえながら、適正なエビデンスに基づいた設定を要望します。加えて、価格幅の水準について、現実的かつ事業完遂可能な価格幅を設定すべきです。 【理由】 供給価格幅は発電コストの更なる低減や長期PPAの締結先の確保等の環境を踏まえて設定されるとある。(第42回 洋上WG合同会議資料1の15ページ) 今回の洋上風力の事業完遂のための、環境整備で価格点の重みが小さくなったと理解している。 ただし、入札が価格幅の下限に張り付くリスクを踏まえると、上限価格および想定供給価格幅の水準が事業完遂のために、肝要であるため。	176番の回答をご覧ください。
183	価格点	想定供給価格幅を提示する際には、その算定根拠も合わせて公募占用指針に明記されたい。 【理由】 新しい評価基準になったことから、算定根拠を示していただきたい。	178番の回答をご覧ください。
184	価格点	「供給上限価格、その他は調達価格等算定委員会の意見を聴いた上、これを尊重して定める」とあるが、過去のラウンドで上限価格決定の指標としていたNEDOモデルについて、その不備を指摘されている。価格決定の指標とすべき事業性評価モデルは、公募開始前に公開されたい。 【理由】 価格算定モデルの内容は、事業のリスクを適切に評価を行う上で必須項目であることから事前に明示されたい。	御指摘のNEDOモデルについて、モデルにおける式や考え方等の詳細は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構のHPにおいて洋上ウィンドファーム等の事業性評価に関する検討 中間報告として公表されているものと承知しております。
185	価格点	(1)供給価格上限額の設定について 供給価格上限額は、海域ごとの自然条件、施工条件、送電条件等のサイト特性を考慮して設定されるものと理解してよろしいでしょうか。 また、その場合、具体的にはどのような要素(例:水深、海象条件、港湾条件、系統接続条件等)を考慮して決定されるのか、考え方をご教示ください。	これまでの着床式洋上風力発電の公募における供給価格上限額については、同時期における公募ごとに、商用案件の国内実績がない等のデータ制約を踏まえ、国内外における着床式洋上風力発電の複数のコストモデル事例や欧州における実績等を参照して資本費、運転維持費、設備利用率等を定式化したNEDO着床式洋上風力発電コスト調査の算定式に、対象区域の平均的な自然条件等を代入(=①)し、①で得られた資本費や運転維持費、撤去費を、現状の内外価格差を踏まえて適正な水準となるように補正し、①で考慮されていない、陸上変電所より電力系統連系点側の範囲の接続費について、接続検討回答において電力会社が提示した接続費(洋上風力)の全国的な分布を踏まえて、加味した上で、適切なIRRを加味して算定しております。今後の供給価格上限額については、こうした点を踏まえながら、調達価格等算定委員会における議論を踏まえ、適切に設定してまいります。
186	価格点	(2)想定供給価格幅の考え方について 想定供給価格幅についても、各海域や公募時点の事業環境に応じた特性や前提条件を踏まえて設定されるものと理解していますが、どのような特性や要素(技術成熟度、資材価格、施工リスク、金融環境等)を考慮して価格幅を設定するのか、その基本的な考え方をご教示ください。	176番の回答をご覧ください。
187	価格点	「供給上限価格および想定供給価格幅は、海域毎の特性(例えば、海域によって条件が異なる地盤、風況、陸上送電線の設備規模等)を反映するとともに、各公募を実施する時点の事業環境を考慮して設定することとする」としてはどうか。 【理由】 各促進区域の個別の事業環境が考慮されるか現状の記載では不明瞭なため。	180番の回答をご覧ください。
188	価格点	2025年12月24日の「電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 次世代電力系統ワーキンググループ」の資料(※「再生可能エネルギー出力制御の短期見通し等について」)によると再エネの導入拡大により出力制御エリアは全国に拡大していることが記載されている。実際に風力事業においても出力抑制は事業性を圧迫する大きな要因となっている。供給価格上限額及び想定供給価格幅を考慮するにあたっては将来的な出力抑制率の見通しを加味したうえで設定いただきたい。	供給価格上限額については、①経済産業大臣が定める基準価格が「再エネ電気の供給が効率的に実施される場合に通常要する費用」等を基礎として定めていること、②入札制の目的が「事業者間の競争をより進め、更なるコスト低減を促し、国民負担の抑制を図ること」であること等を踏まえて入札上限価格の設定が行われてきたことから、再エネ特措法における入札上限価格と同様の考え方で設定してきました。今後の供給価格上限額については、こうした点を踏まえながら、調達価格等算定委員会における議論を踏まえ、適切に設定してまいります。 想定供給価格幅については、176番の回答をご覧ください。
189	価格点	「事業者が現実的な創意工夫を講じることを想定した価格」と「供給価格上限額」の算定ロジックは、今後それぞれ明示されるのか。また、もし両価格ともベースとなる計算ロジックが同一である場合、単に前者が政府による"楽観的"価格案、後者が同"保守的"価格案に過ぎないのではないか。前者の価格算定においては、現実的な「創意工夫による価格低下」の余地を確かめるため、事前に事業者にはヒアリング等が行われる可能性はあるか。	178番の回答をご覧ください。
190	価格点	供給価格は当該海域の自然条件・社会条件のみならず、想定風車のパワーカーブおよび各種ロスを考慮した発電量に基づき算出されるものです。公募開始時に設定される上限価格および想定供給幅を算出する上で根拠となった各種条件を明確にしていきたいと思っております。具体的にはこれまでの占用指針別紙3で記載が求められる粒度でのCAPEX(kWあたり)・OPEX(kw/年あたり)を根拠と共に示し、国が事前に調査した風況調査結果に当てはめる現実的な風車パワーカーブ、ウェイク・機械・送電等によるロスおよび将来にわたって想定している出力抑制率を明確にし、当該海域で年間何kWhの発電が期待されているかを示していただきたいです。それが明確になると、設定される上限価格や想定価格供給幅が妥当なものなのかどうか、客観的に判断できると思っております。勿論、与えられた条件で『現実的な創意工夫』して極力発電量を増やす努力を行い、それに事業性を加味した価格を事業者は応札時に示しますが、それらと比較可能な設定方法で国が価格算出していないと、応札者が示す根拠が妥当なのかどうかの確認もできないのではないのでしょうか。1stラウンドの事業者撤退の要因となった安値入札を避けるためにも、適切かつ納得感のある価格設定をお願いします。	178番の回答をご覧ください。

番号	大分類	御意見	御意見に対する考え方
191	価格点	<p>公募占用計画の実施において、建設業法を遵守すべき旨が明記されたことについては、大いに歓迎する。</p> <p>公募選定事業者が、当該規定に基づき、適正な請負代金等を設定し、また、工期等に影響を及ぼす事象へ対応するためには、そもそも、本制度に基づく再エネ発電事業において適正な収入が得られることが前提となる。</p> <p>そのためにも、上限価格および「想定供給価格幅」については、当該規定も踏まえて適切に設定いただきたい。</p> <p>一般的に本事業で適正な収入が得られない場合、コスト削減が必要となるため、そのしわ寄せとして請負事業者が強い負担を強いられることが懸念される。当該請負事業者には建設業者が含まれる可能性がある。</p> <p>【理由】 本事業実施において適正な制度適用を求めるもの。</p>	<p>今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
192	価格点	<p>セントラル方式・非セントラル方式に依らず、自然条件・社会条件の整理が不十分な中で上限価格や想定供給価格幅を設定するのは難しいように思います。例えば、非常に限定的な地盤調査結果からどのようにして海域全体を対象にしたコストを算出し、上限価格や想定価格供給幅に反映するのでしょうか。そのコスト試算が大きく外れており、実際には上限価格を上回る供給価格でない事業性が担保できないことが事業者選定後に判明した時、どのように対処するのでしょうか。また、国内実績が少なく、公募時点の情報が限定的である中、事業者選定後に起こる事態を想定したチェック項目を策定するのも非常に困難であるように感じます。チェック項目以外のことで選定事業者の事業性が担保できないことが起こった場合、他案件への影響含め、どのように対処されるのでしょうか。このようなことを考えると、昨年12月3日の合同会議（第40回）にて委員より言及された入札制度そのものの在り方を見直し、領海内においても2段階公募を早期導入すべきと考えますが、いかがでしょうか。</p>	<p>供給価格上限額については185番の回答、想定供給価格幅については176番の回答をご覧ください。</p> <p>また、公募参加者は、様々なリスクを想定した上で実現可能性の高い事業計画を策定する必要がありますが、事業者選定後、公募占用計画を変更しなければならないやむを得ない事情が生じた場合には、同法第21条第1項に基づき、公募占用計画の変更について経済産業大臣及び国土交通大臣の認定を受けなければなりません。</p> <p>2段階方式については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
193	価格点	<p>資金・収支計画の評価方法の例として、『直近の経済動向や資材価格、将来の環境変化等を考慮』とされています。この観点は供給価格の上限価格及び想定供給価格幅にも反映されるものと考えて良いでしょうか。長期間となる発電事業において将来の環境変化の適切性を評価するのは容易ではないと思いますが、供給価格の考え方においては根拠と共に将来想定が折り込まれ、それを踏まえた適切性が資金・収支計画の評価にて為されるべきだと思います。</p>	<p>今年度の調達価格等算定委員会では、今後のFIT/FIP制度における価格算定のあり方として、昨今のインフレによる建設費等の上昇が見られる中で、再生可能エネルギーの自立化を実現していくという制度の前提を踏まえ、各電源の特性を考慮しつつ、①自立化に向けた取組がなされているか、②コストデータの上昇について、当該電源の中でも事業が特に効率的に実施されている場合においても生じているものかを確認した上で、総合的に判断しながら足下のコストデータの上昇について適切に調達価格等/基準価格等への反映を行うこととして、令和8年度以降の調達価格等に関する意見が取りまとめられました。引き続き、調達価格等については、資本費・運転維持費・設備利用率など様々なコストデータに基づき、調達価格等算定委員会における議論を踏まえ、その意見を尊重して適切に設定してまいります。</p>
194	価格点	<p>供給価格上限額の設定において、直近の欧米における金利上昇、資機材価格の高騰、および急激な円安の実勢を適切に反映した水準とすべきである。特に、過去10年の平均為替レート等を用いるのではなく、足元の実勢レートや将来予測を加味した現実的なコスト積算に基づく上限設定を求める。海外ではインフレや金利上昇により洋上風力事業の撤退や入札不調が相次いでおり、英国等では上限価格の引き上げが行われている。日本の公募においても、実勢と乖離した低い上限価格が設定されれば、事業者は過度なリスクを負うか、または入札への参加を見送らざるを得なくなり、日本の洋上風力導入目標の達成が危ぶまれるため。</p>	<p>御指摘の点については、今後の政策立案の参考といたします。</p>
195	価格点	<p>「想定供給価格幅」の設定は、上限価格との組み合わせが重要であるので、個々別々に議論するのではなく、両者を総合的に検討していただきたい。</p> <p>両者の組み合わせによっては、再度、過当競争が発生し、選定事業者による事業が実現できないケースが生じることが危惧される。</p> <p>【理由】 供給価格上限額と「想定供給価格幅」により算出される最低価格は、事業が実現可能である範囲内である必要があるため。</p>	<p>176番の回答をご覧ください。</p>
196	価格点	<p>(3)設定主体および妥当性確認について</p> <p>供給価格上限額および想定供給価格幅は、どの主体が、どのようなプロセスで設定するのでしょうか。また、これらの水準や幅の妥当性については、どのような方法で検証・確認が行われるのか、ご説明いただけますでしょうか。</p>	<p>供給価格上限額については、海洋再エネ整備法に基づき、調達価格等算定委員会の意見を尊重して経済産業大臣が決定することとされています。</p> <p>想定供給価格幅については、その妥当性を含め合同会議での議論を経て、経済産業大臣が設定する予定です。</p>
197	価格点	<p>「事業完遂のために必要と考えられる水準を前提とした上で、事業者が現実的な創意工夫を講じることを想定した価格」については、どのような手法・枠組みによりその判断・算定が行われる予定でしょうか。</p>	<p>176番の回答をご覧ください。</p>
198	価格点	<p>想定供給価格幅を決定される際には、事業者が現実的な創意工夫を講じることを想定されていますが、なにをもって現実的な判断するのは調達価格等算定委員会にて議論される事項でしょうか。</p> <p>事業者の創意工夫による効果を検討される際は、経済金融の専門家以外にも、洋上土木工事など、幅広い専門性を持たれた方の意見を伺うことを要望します。</p> <p>国内にて商業規模洋上風力の事例が限られている中においては、創意工夫を講じる前に、予定どおりに完工するだけでも事業者としては大変な努力をすることとなります。公募という競争下において過度に事業者に創意工夫を求めることは、再度の撤退につながりかねないと考えます。</p>	<p>176番の回答をご覧ください。</p>
199	価格点	<p>上限価格および「想定供給価格幅」の設定においては、わが国洋上風力産業が黎明期であり経験豊富な開発事業者が少ないこと、これまでにすでに複数の事業で撤退が発生していることを踏まえ、産業界と密に意見交換を積み重ねていただきたい。</p> <p>【理由】 実際の公募においては、実質的に、供給価格上限額と「想定供給価格幅」により算出される最低価格での入札が集中すると考えられることから、当該“最低価格”が産業界として受け入れ可能なものになっていなければ、再度、事業が停滞し、日本の洋上風力産業の発展に大きな障害となるため。</p>	<p>想定供給価格幅の設定の考え方及びプロセスについては、176番の回答をご覧ください。その上で、洋上風力政策一般について、産業界との意見交換は適切に行っていきたくと考えています。</p>
200	価格点	<p>価格点の上下限での差を最大10点程度とし、事業実現性に配点の重みを置くようにしてはどうか？</p> <p>【理由】 あまり工夫の余地がない供給価格と事業者によって特色を出すことが可能な事業実現性、地域貢献策の配点は後者に配点を傾けてもよいのではないかと考え。</p>	<p>供給価格上限額における価格点は、国民負担の抑制、適正な競争環境の確保及び洋上風力発電に係る電源投資の確実な完遂の観点を踏まえ、各公募占用指針においてお示ししますが、その際の参考とさせていただきます。</p>

番号	大分類	御意見	御意見に対する考え方
201	価格点	11)①「供給価格が供給価格上限額から想定供給価格幅を減じた額以下の場合は、当該価格点を一律120点とする」という記載に対し、黎明期にあっては過度な価格競争を強いることのないよう、供給価格上限額から想定供給価格幅を減じた額以下の場合は失格とすべきです。あるいは、供給価格上限額以下から想定供給価格幅の間は120点として、それ以下は失格とするなどの改定が必要です。（もし想定供給価格幅が明示されない場合、実質的にこれまでと公募制度を変わず、過度な価格競争が改善されないことを懸念しています） 【理由】 黎明期に価格競争を強くないため。	供給価格が供給価格上限額から想定供給価格幅を減じた額以下の場合の価格点については、第2・第3ラウンドにおいて供給価格がゼロプレミアム水準以下の場合は、価格点を一律120点とするとしていたことを踏まえて、失格とはせず、一律120点としています。
202	価格点	下限額を下回る入札価格の札入れの場合は失格とすべきと考えます。 【理由】 事業実現性の向上のため。 R1以降の公募制度における課題点の解決にならない可能性があり、国内洋上事業のペースが整うまでは決めた価格範囲を有効な札入れとするルールにすべきと考える。	201番の回答をご覧ください。
203	価格点	黎明期にある国内洋上風力事業において、どのようにして公募開始時点で妥当性を持って『事業者が現実的な創意工夫を講じることを想定』するのでしょうか。その想定内容が現実的なものであることが根拠と共に占用指針に記載されるのでしょうか。	176番の回答をご覧ください。
204	価格点	「供給価格が供給価格上限額から想定供給価格幅を減じた額以下の場合は、当該価格点を一律120点」とする以上、公募参加事業者は「供給価格が供給価格上限額から想定供給価格幅を減じた額以下」で入札すると想定される。「事業者の現実的な創意工夫」が真に現実的か否か審査できる体制・仕組みが必要と考える。一定の金額以下を一律120点とするのではなく、創意工夫が現実的ではないと判断される場合は点数を下げるなどの対応策を考慮いただきたい。	公募参加者が提案している供給価格で事業を完遂できるか否かについては、事業実現性の評価において確認されます。
205	価格点	「想定供給価格幅」の設定において想定している「創意工夫」について、今後の洋上風力産業の発展に資するよう、公募参加事業者に期待する内容を明確にしていきたい。 【理由】 供給価格上限額と「想定供給価格幅」により算出される最低価格は、事業が実現可能である範囲内である必要があるため。	176番の回答をご覧ください。
206	価格点	「想定供給価格幅」の設定において想定している「創意工夫」について、仮に電力消費事業者との売電契約（CPPA）が含まれる場合、現行のFIP制度ではFIP+CPPAのモデルでの収益性の確保は容易ではないことを加味してご検討いただきたい。 基本的に、現行FIP制度は、市場（JEPX）での売電を想定して設計されており、市場価格に連動してプレミアム額が変動する。そのため、仮に固定価格型のPPAを締結した場合、プレミアム額の変動に伴い収入の不確実性が生じてしまう。そのため、固定価格型のPPAの締結に大きな制約が生じ、再エネ活用の阻害要因となる懸念がある。 なお、PPAには固定価格型や市場連動型など、いくつかの基本的な類型が想定されるが、過去のFIP制度設計における議論では、PPAの各類型との整合性については検討されていなかったものと思量。 【理由】 現行支援制度に適合しない無理な価格低減への要求は回避されるべき。	想定供給価格幅については各公募占用指針においてお示ししますが、その際の参考とさせていただきます。
207	価格点	多くの開発事業者は、粗々の事業の採算性を確認してから公募への参加を決定する。 このことを踏まえると、公募への参加者を増やして、洋上風力産業を活性化させ、また、競争を促すために、上限価格および「想定供給価格幅」は、極力早期に決定し公表していきたい。 なお、洋上風力以外の再エネ電源のFIT/FIPの上限価格については、毎年、2年後の価格まで公表されている。 【理由】 入札の最低価格が不明なままでは事業採算性を見込むことはできず、公募参加に踏み出せない事業者が多いため、早期の決定と情報開示を求めるもの。	今後の検討の参考とさせていただきます。
208	価格点	⑦を以下にするのはいかがでしょうか。 以下、文案 ⑦供給価格の額の上限額（以下「供給価格上限額」）および想定供給価格幅 【理由】 12/17 第41回洋上WG合同会議 資料3 P15 「事業完遂のために必要と考えられる水準を前提とした上で、事業者が現実的な創意工夫を講じることを想定した価格」と「供給価格上限額」の間の価格幅として、新たに想定供給価格幅を設定し、公開する。 と記載があるため。	179番の回答をご覧ください。
209	価格点	「事業環境」とは具体的に何を指しているのか。 例えば、海域毎の特性、インフレ等でしょうか。 【理由】 より適正な供給価格を算出するうえで詳細な条件が必要。	176番の回答をご覧ください。
210	落札制限	1 GWルールに関してのルールを明確に記載頂きたい。特に落札後の将来的な持ち分売却やコンソーシアム間の再編などによる1 GWルールへの抵触の可能性についてどのような制限を受けるのか記載頂きたい。	落札制限は事業者選定の際に適用されるルールであり、選定後のSPCの構成員の変更については、各公募占用指針の記載に従うこととなります。
211	落札制限	洋上合同WGにて落札の上限が設けられるとの議論があったが、各海域毎の公募占用指針にて明記されるとの理解で良いか。 【理由】 第2ラウンドでは、（別添6）公募参加者一人あたりの落札制限に関する事項が記載されていた為、同様の対応となると理解して良いか。	御理解のとおりです。

番号	大分類	御意見	御意見に対する考え方
212	撤退ルール設定	AR1のように複数海域に同じSPCあるいは違うSPCでも同一構成員がマジョリティをとる実質同じと思えるようなSPCの場合、将来のどの占用公募に参加できないか明確にすべきと思われる。新しい公募が別の複数海域で同時に行われる場合とか、撤退した海域の再公募が年を違えて行われる場合などが想定できるのではないかと。 具体的にはシンプルに分かりやすくするために、撤退したSPCの何れの構成メンバーも、時間の経過に係わらずその撤退した海域のほとんどを含む次の占用公募には参加できずれば、良いのではないかと。撤退がやむを得ない事情の場合は、撤退した海域とは異なる新しい海域の占用公募には撤退の翌年からでも参加を認めても良いのではないかと。ある程度の競争環境を作っていくことも国民負担の抑制には必要だと思料する。	公募占用計画の認定の取消しを受けた事業者のその後の占用公募への参加資格については、公募占用指針でお示ししますが、その際の検討の参考とさせていただきます。
213	撤退ルール設定	公募占用計画の認定の取消しを受けた場合、選定事業者等は、当該取消の後初めて事業者選定が行われる占用公募だけでなく、取消しを受けた海域の占用公募についても参加を認めないこととしてはどうか。 【理由】 ある海域において事業を推進していたが途中で認定取り消しを受けた事業者は、当該海域に関し他の事業者よりも多くの情報を有している。当海域の再公募において公募参加者間の公平性を担保するための対策として左記提案。	212番の回答をご覧ください。
214	撤退ルール設定	過去に撤退した海域においても、撤退した海域の再公募の前に別の海域の公募が行われた場合は、再公募に参加できるという理解でよいか。 【理由】 過去に撤退した事業者を含めた公募の参加資格者について明確にしたいため。	212番の回答をご覧ください。
215	撤退ルール設定	公募占用計画の認定取消しを受けた事業者の参加制限の範囲について、公平性を確保するため、公募占用指針ではなく公募運用指針で明記されたい。 【理由】 参加を認めない者の範囲は、公募ごとに個別判断する性質ではなく、恣意性を排除し公平性を確保する観点から、統一的に定めることが適当と考えるため。	212番の回答をご覧ください。
216	撤退ルール設定	グループ会社間においては人材流動性が高く、取消しとなった事業者と親会社、子会社または兄弟会社との間で人材が相互に行き来することにより、取消しとなった事業者の人材やノウハウを活用して新たに公募に参加することが可能となるため、参加資格停止の範囲は取消しとなった事業者だけでなく、親会社、当該親会社の子会社（兄弟会社）、当該事業者の子会社等も含むべきと考えるがいかがか。同一の促進区域の公募に参加しようとする他の者との間に資本関係、人的関係がある場合は参加資格を認めない現行のルールを鑑みても、認定取消し後の再公募の参加資格停止範囲を取消しとなった事業者だけとするのは公平性に欠けるものと思料する。なお、資本関係があったとしても互いに独立して事業を実施している場合もあるため、単に資本関係があるか否かで判断するのではなく、実際の支配関係・人的関係を考慮いただきたい。 【理由】 公平性担保のため。	212番の回答をご覧ください。
217	撤退ルール設定	公募参加資格として以下の記載があるが、一度計画認定の取消しを受けた者は恒久的に参加資格を失うかのようにも読め、撤退後初の公募以降の公募には参加可能とのルールと矛盾が生じているため、修正が必要ではないかと。 ト) 次のいずれかに該当するとして経済産業省及び国土交通省から参加資格を認めないこととされた者 a 本法第 24 条に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣に公募占用計画の認定の取消しを受けた者 【理由】 参加資格の明確化のため。	御指摘を踏まえ、「ト) 次のいずれかに該当するとして経済産業省及び国土交通省から参加資格を現に認めないこととされた者」と修正します。
218	撤退ルール設定	取り消しを受けた場合、選定事業者等は、当該取り消しの後、初めて事業者選定が行われる占用公募、および当該区域での占用再公募への参加を認めないこととすべきではないかと 【理由】 取り消しを受けた事業者は、当該区域につき他の事業者より圧倒的に多くの情報を保有しており、当該区域への再公募が認められた場合、競争環境において著しく不公平になることが予想されるため	212番の回答をご覧ください。
219	撤退ルール設定	「・公募占用計画の認定の取消し等がなされた際の、再度公募を行う場合の手続や当該取消しを受けた事業者のその後の占用公募への参加資格等について、公募占用指針に記載する。」とありますが、各公募占用指針において、海域ごとの事情を踏まえた記載内容になるのでしょうか。 【理由】 洋上合同WGにおいて、再度公募を行う場合の手続や当該取消しを受けた事業者のその後の占用公募への参加資格等について、海域共通で整理がされた状況だと理解しており、海域ごとに異なる設定になるとは想定していないため。	212番の回答をご覧ください。
220	撤退ルール設定	選定事業者が撤退した際の、保有データの扱いについて指針上に明記いただきたい。 【理由】 2025/12/17開催の洋上風力促進WGの資料3「洋上風力事業を完遂させるための新たな公募制度」P.30においては、選定事業者が撤退した際、保有するデータを再公募に参加しようとする事業者に対して無償で提供することに関する規定を設けるとされている。洋上風力事業のコスト低減のためには、本規定は必要なものと認識しているが、指針案から記載が落ちているのは何故なのか確認させていただきたいため。	公募占用計画の認定の取消しを受けた事業者による情報提供に関するルールについては、公募占用指針でお示ししますが、その際の検討の参考とさせていただきます。

番号	大分類	御意見	御意見に対する考え方
221	撤退ルール設定	<p>選定事業者の撤退後に再公募参加者、および再公募で選定された引継ぎ事業者に提供される資料について、風況、地盤調査に関わる情報だけでなく、適合性確認に係る認定機関との協議資料、議事録、また基礎設計用の載荷試験も結果も引き継いだ事業者に提供するよう定めていただきたい。</p> <p>また引き継いだ事業者の計画であっても、環境条件は変わらないことから、環境アセス書面を配慮書からやり直すのではなく、部分的に引き継ぐこと（少なくとも引継いだ事業者は方法書から提出）を認め、手続きの迅速化および案件運転開始の遅延最小化につなげてほしい。</p> <p>【理由】 事業者撤退が起こると相当な遅れが生じ、地域経済にとっても大きなマイナスであることは三菱商事の撤退で証明されたとおりである。特に地盤調査、設計、環境アセスなどは、工程上大きなクリティカルパスとなるため、現実的な引継ぎ施策を事前に定めることで、撤退時の運転開始の遅れを最小化できると考えるため。</p>	<p>公募占用計画の認定の取消しを受けた事業者による情報提供に関するルールについては、公募占用指針でお示ししますが、その際の検討の参考とさせていただきます。</p>
222	撤退ルール設定	<p>再公募時に撤退事業者から提供される調査データに関して、下記①②③のような対応を実施し、再公募（R1を含む）が実施されるべき（対応如何によっては、早期の再公募（R1を含む）を回避するべき）だと思います。</p> <p>①撤退事業者が調査データに一定の責任をもつ。 ②セントラル方式のような形で国あるいはJOGMEC様が撤退事業者の当該データの確認を行い、当該データに責任をもつ。あるいは当該データに対する何らかの方針をお示しいただく。 ③撤退事業者の調査データに制度前提を根底から覆す重大な誤りが判明した場合、国は制度上の是正措置を講じる</p> <p>【理由】 一般論としては、民間事業者が調査した調査データに国が何かコミットする保証するということはなく、また当初の公募占用指針にも規定がなかったことは承知ですが、調査データの保証がない中で、調査データ開示から再公募が数か月以内に始まる場合において、十分な入札案を検討する時間はなく、撤退事業者の調査データに依拠した公募占用計画にて入札するしか想定できず、最悪のケースでは入札不調をつながる可能性があると考えため。</p>	<p>公募占用計画の認定の取消しを受けた事業者による情報提供に関するルールについては、公募占用指針でお示ししますが、その際の検討の参考とさせていただきます。</p>
223	撤退ルール設定	<p>洋上合同WGにて議論されていた撤退時のデータ提供の取り扱いについては、本運用指針において統一の見解として項目が記載されるべきではないか。</p> <p>【理由】 撤退時のデータ提供の取り扱いは海域毎に条件を変更するものではないことから、統一的な方針として本運用指針に明記されるべきと考える。</p>	<p>公募占用計画の認定の取消しを受けた事業者による情報提供に関するルールについては、公募占用指針でお示しします。</p>
224	撤退ルール設定	<p>撤退時に調査内容を提供する旨の遵守事項は記載不要（ii）に含まれるという理解）か。</p> <p>【理由】 明記がないため確認するもの。</p>	<p>公募占用計画の認定の取消しを受けた事業者による情報提供に関するルールについては、公募占用指針でお示しします。</p>
225	撤退ルール設定	<p>あらかじめ選定された事業者が公募占用計画の認定を受ける前に同計画に不備あるいは辞退した場合の対処に関し、「他の参加者を繰り上げて選定事業者とする」から「・・・することがある」に変更した理由と背景について、想定される繰り上げにならない具体例も示していただきつつ説明願いたい。</p> <p>着実に案件を形成・実行していく観点からは、従来どおり次点を獲得した事業者が繰り上げ選定されることが望ましいと考える。</p> <p>【理由】 これまで大きな議論になってこなかったとの認識ゆえ、変更の意図を明確にしていきたいもの。</p>	<p>他の公募参加者の中に適切な候補者がある場合であっても、選定事業者の辞退の理由や地域の関係者の意向によっては、繰り上げを行わないことが想定されます。</p>
226	撤退ルール設定	<p>「適切な候補者がある場合には、他の参加者を繰り上げて選定事業者とすることがある」と表現を改められた。適切目候補者があるにもかかわらず、繰り上げが行われない場合を例示されたい。</p> <p>【理由】 認識の齟齬を避けるため。</p>	<p>225番の回答をご覧ください。</p>
227	撤退ルール設定	<p>公募占用計画認定前については、選定事業者の繰り上当選の可能性が記載されており、公募占用計画認定後についてはその旨の記載がない。公募占用計画認定後の繰り上げ当選の可能性はあるのか。</p> <p>繰り上げ当選の可能性がある場合、繰り上げ当選が実施される条件はどのようなものなのか。</p> <p>【理由】 選定事業者撤退後の流れを明確化したいため。</p>	<p>海洋再エネ整備法第20条第1項に規定する公募占用計画の認定を受けるまでには一定の期間が必要であるところ、当該認定を受けた後の時点において選定事業者が事業中止を決定した場合に、他の参加者を繰り上げたとしても公募参加時の公募占用計画どおりに事業を進めることは困難であると想定されることから、当該認定を受けた後の時点において、他の参加者を繰り上げることは想定していません。</p>

番号	大分類	御意見	御意見に対する考え方
228	撤退ルール設定	<p>選定事業者が安易に撤退できないような制度設計は当然に必要なものであるが、一方でAR1のように撤退までずると時間を経過させるのは、再公募の時期を遅らせるものであり地元を含むステークホルダーへの影響をより大きくする。撤退をさせにくくすると同時に、プロジェクトの継続が無理とわかったら早く撤退を促すような制度設計も検討すべきではないか。AR1の事例では、GE Vernovaが超大型洋上風力タービン（18MW級）の生産や新規受注に関して、戦略的な「撤退」や「一時停止」を段階的に発表した時期は2024年4月頃である。15MW級（Haliade-X）の新規受注は2023年後半以降発表はされていない。日本のAR1で予定していた12.5MW級については14MW以上の大型タービンへの移行も計画されているなか2023年前半で生産は事実上終了していた模様である。更に洋上風力タービンの新規受注停止の発表を行ったのは2024年11月である。AR1の事業者は2025年2月の決算発表にて、「ゼロベースで再評価する」と述べた。GEとAR1向けのWTG（風車タービン）の調達についてBindingなSPAを締結できていない状況では、GEからの風車調達がもはや不可能になったことは、事業者は2024年の半ばには既に理解できていたのではないかと推察する。2025年の8月下旬まで撤退発表を遅らせることに意味があったのか。AR1は3海域の合計で1.7GW相当で、SPC構成メンバーは合計で700億円近くの減損をだしたと報じられている。Apple for appleではないにしても、海外の事例と比較するとその減損規模は可なり小さく相当前から支出を絞っていた事がうかがえる。建設工事に入る前と思われる海外の撤退プロジェクトで時期に近いものとしては以下がある。減損を発表した社名、プロジェクト名、規模、減損額、発表時期の順でならべる。</p> <p>1) Orsted, Sunrise Wind (米国) 924MW 約121億クローネ (約2,600億円) 2025年1月</p> <p>2) Shell, Atlantic Shores (米国) 2.8GW (Shellの持分は半分の1.4GW)、持分に対して約10億ドル (約1,400億円) 2025年1月</p> <p>3) 時期は古いですが OrstedのOcean Wind 1&2も開発の完全中止を発表した。</p> <p>Orsted, Ocean Wind 1&2 (米国) 2248MW、約284億クローネ (約6,100億円), 2023年11月</p> <p>何れも本格工事に入る前、即ちFID前のプロジェクトで、日本の1.7GWで700億円の減損が相当小さいことがわかる。1年早く撤退を表明すれば、その分再公募も早く開始でき地元やサプライチェーンへの影響をかなり限定的にできたのではないかと推察する。ゼロベースでの見直しなど時間の浪費以外の何物でもなかったのではないかと推察する。あの当時の状況でWTGをfirmに押さえていなかったことは致命的である。こういう事が二度と起こらないように今後の制度設計ではトレードオフの関係にはなるものの、どうせ撤退するならば早く手が挙げられやすくなる仕組みが必要ではないかと思料する。</p> <p>(理由)</p> <p>その当時の外電 (Reuters, Bloomberg, offshorewind.biz等)の記事からの引用です。すぐに検索できると思います。</p>	個別事業についてのコメントは差し控えますが、選定事業者には事業の継続及び完遂に向けて可能な限り努めていただくとともに、事業を中止せざるを得ない状況になった場合には速やかに経済産業大臣及び国土交通大臣に通知いただくことを求めています。
229	撤退ルール設定	<p>再公募を実施する際は、撤退事業者が検討してきた地域共生策や地元との約束事項について、提案したものは全て取り組み内容や約束事項毎に開示するようにしていただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>公募の公平性の確保のため。また、再公募応札事業者および地元の効率的な共生策の協議・検討実施のため。</p> <p>(以下、2026年1月21日第42回洋上WG合同会議資料_資料1のP29)</p> <p>2. 地盤等のデータ提供</p> <p>第1ラウンドの撤退の要因分析において整理したとおり、事業者による事業撤退は、再エネの導入量、地元関係者、洋上風力産業（サプライチェーン等）に悪影響を与え得る。</p> <p>こうした悪影響を軽減するためには、ある海域において事業撤退が発生した後、当該海域の再公募に、他の事業者が迅速かつ容易に参加することができるようにし、また、早期に再公募を実施することができるようにすることが望ましい。</p>	事業を中止した事業者と地元関係者との間の協議の内容については、法定協議会の資料及び議事録を御確認ください。
230	撤退ルール設定	<p>先行事業者が事業中止を決めた場合に、その時点で支払い済の保証金の使途ついて、関係市町村の経済対策もしくは新たに選考された事業者の出捐金に追加する形で地域経済への影響を軽減することを検討頂きたい。</p> <p>【理由】</p> <p>洋上風力事業の実現においては地域の協力が不可欠であり、地元経済を支える仕組みが必要と考えるため。</p>	公募占用指針において、没収した保証金は国庫に納付することとなり、地域のために活用することは困難ですが、事業中止による地域への影響が生じる場合には、事業を中止した事業者が責任を持って対応することが重要であり、政府においても事業者我真摯な対応を求めています。
231	撤退ルール設定	<p>本制度は長期にわたり一般海域の占用を認める枠組みである以上、事業者の撤退・破綻・譲渡等が生じた場合の履行担保および原状回復責任の具体的設計が不可欠である。</p> <p>当該箇所では、認定取消しにより占用許可が失効することは規定されているが、取消し後の原状回復義務の具体的範囲、履行担保の水準および不足時の対応、保証金算定根拠、物価変動への対応方法、責任承継の在り方等については十分に明示されていない。</p> <p>取消し規定のみでは、事業終了時の費用負担が不明確となり、結果として公的負担や将来世代への転嫁が生じる可能性を排除できない。</p> <p>よって、</p> <p>1.原状回復義務の範囲および基準の明確化</p> <p>2. 履行担保の具体的算定方法および確保手段の明示</p> <p>3. 事業譲渡時を含む責任承継の明確化</p> <p>4. 取消し後の処理状況および履行確認結果の国民への公開</p> <p>を、公募評価基準および運用上の具体措置として明確化すべきである。</p> <p>二〇二六年二月二〇日</p>	選定事業者は促進区域内海域の占用をしないこととなった場合、海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去を行う義務を負うこととなりますが、公募占用計画の認定が取り消された場合も同様に、当該事業者による海域の原状回復が原則です。発電設備の撤去に関する事項の詳細については、公募占用指針でお示しします。
232	撤退ルール設定	<p>p12では「認定の取消し等がなされた際の、取消しを受けた事業者の参加資格等は公募占用指針に記載する」という規定に留めているのに対し、p30では「当該取消しの後、初めて事業者選定が行われる占用公募への参加を認めない」と規定しており、一貫性がないように感じられる。</p> <p>【理由】</p> <p>認定の取消しを受けた事業者の参加資格を明確にするため。</p>	本指針案のP.30には、公募占用計画の認定の取消しを受けた事業者のその後の占用公募への参加資格に関する基本的な考え方を示していますが、その詳細については公募占用指針でお示しします。

番号	大分類	御意見	御意見に対する考え方
233	その他	P5注釈、P.14から「公募占用計画の認定の有効期間は最大30年間」という記載がなくなったものの、P.1、5の「有効期間（最大30年間）」という記載があるため、最大30年間との記載をなくすのであれば統一した対応として頂きたい。 また、P.5注釈、P.14に「発電事業の実施期間は基本的には20年間を想定しているものの」という記載も不要と考える。 【理由】 公募占用計画の有効期限の理解を統一するため。	海洋再生エネ整備法第16条第3項の規定に基づき、認定公募占用計画の有効期間は最大30年となります。
234	その他	30年を超えることができる場合の条件は明記しないのでしょうか。	233番の回答をご覧ください。
235	その他	例えば25年と例示化しているが、これは例示であり、例えば30年等も許容されると考えて問題ないか。また、その場合、一定以上の期間はある程度の制限を設けるべきかと思料するがどうか。 【理由】 意図的に現実的ではない期間を設定して、経済性を良く見せることも可能となるため、一定期間以上の想定は、同想定に対しての根拠を明確にしておく、または一定以上の期間には制限を期しておくべきと思料するため。	海洋再生エネ整備法第16条第3項を踏まえ、本指針案においては、認定公募占用計画の有効期間を最大30年としています。この30年間には、建設期間や撤去期間等の運転が不可能な期間も含める必要があるため、事業実施期間を30年とするような現実的でない計画は認められません。
236	その他	公募占用計画の認定の有効期間について、「本法第16条第3項の規定を踏まえ、原則30年とすることとし、公募占用指針にその旨を明記する。」とあるが、30年を超える期間を設定できる明確な基準を設けて欲しい 【理由】 建設、撤去を考慮した場合、実質の発電事業期間を30年行うことが難しいと考えるため	235番の回答をご覧ください。
237	その他	認定有効期間の終了後の占用許可の更新が原則認められることとされているが、提出する公募占用計画（例えば資金・収支計画）は、延長を考慮しない占用期間（最大30年間）を前提とする必要があるのかご教示いただきたい。	235番の回答をご覧ください。
238	その他	本運用指針改正案P9において「適切な予備期間」が規定されたことを踏まえ、当該予備期間の活用に合わせて、公募占用計画の認定有効期間も延長されるものと理解してよろしいか。 【理由】 本指針箇所については、本運用指針改正案の修正箇所ではないが、本運用指針は全体で一体の文書であることから、他の修正箇所の内容に応じて適正な対応を求めるもの。	公募占用指針に定める予備期間を活用して公募占用計画を変更した場合であっても、公募占用計画の認定有効期間は延長されません。
239	その他	本運用指針改正案P9において「適切な予備期間」が規定されたことを踏まえ、適切な予備期間を活用した場合に、公募占用計画の認定の有効期間がどのような取り扱いとなるのか明記いただきたい。 【理由】 本指針箇所については、本運用指針改正案の修正箇所ではないが、本運用指針は全体で一体の文書であることから、他の修正箇所の内容に応じて適正な対応および記載内容の明記を求めるもの。	238番の回答をご覧ください。
240	その他	「なお、認定有効期間の終了後の占用については、選定事業者が、本法第10条第1項に基づく占用許可の更新を希望するときは、①当該促進区域を引き続き促進区域として指定することが妥当であること、②選定事業者が事業を継続することが、電力の安定的・経済的な供給の観点から合理的であること、③選定事業者による占用が占用許可審査基準に適合していることの全てに該当する場合、当該占用許可の更新が認められることを原則とする。」 占用許可の更新が原則認められることとなったが、公募における評価については、延長期間を含めて40年間を前提とした事業計画を提出した場合、40年間をベースに評価を実施するという理解でよいか。 【理由】 あくまでも最初に与えられる占用期間は30年間であることから、公募評価のベースも30年間となる可能性もあるかと思量していたため、左記の点を明らかにしていただきたい。	海洋再生エネ整備法第16条第3項を踏まえ、本指針案においては、認定公募占用計画の有効期間を最大30年としています。また、公募占用計画の提出時点において、公募参加者は、公募占用計画の認定の有効期間の終了後における促進区域内海域の占用許可を前提とせず、公募占用計画の認定有効期間内で占用の期間を設定する必要があります。ただし、選定事業者として選定された後において、公募占用計画の認定有効期間終了後における占用許可の取得及び事業の継続を妨げるものではありません。公募占用計画の認定の有効期間の終了後の取扱いについては、26番の回答をご覧ください。
241	その他	条件を満たした場合には占用許可更新が認められることになりましたが、公募時点で示す期間は更新を前提としない認定有効期間（最大30年）であることに変わりはないと理解して良いでしょうか。	240番の回答をご覧ください。
242	その他	認定有効期間の終了後の占用について、占用の期間について、予め定められた要件を満たす場合は、当該占用許可の更新が原則、認められることを踏まえ、占用期間の更新を踏まえた計画とすることは認められるのか 【理由】 占用期間の更新を想定するかによって、計画内容が異なることから、入札評価の公平性の観点から明確化していただきたい	240番の回答をご覧ください。

番号	大分類	御意見	御意見に対する考え方
243	その他	<p>本運用指針改正案P15において「(略)、当該占用許可の更新が認められることを原則とする。」とされているが、P5における規定では引き続き、「原則30年」のままである。</p> <p>(1) これは、占用許可の更新は、将来的に、一定の条件下で認められるものの、公募時点で提出する公募占用計画においては、延長を前提とした計画は認められず、引き続き占用期間30年の範囲内で計画を策定しなければならないものと理解してよいか。</p> <p>(2) 特に収支計画に関して、延長を前提とした計画は評価の対象にならないと解してよいか。</p> <p>(3) また、上記(1)および(2)については、個別公募占用指針において明記されるものと理解してよいか。</p> <p>【理由】 これまでの審議会等の議論との整合性を確認するため。 また、公募占用指針で明確化すべき事項についての見解を求めるもの。</p>	240番の回答をご覧ください。
244	その他	<p>海域占用期間について、「(条件が満たされる場合に)更新が認められることを原則」とするとされたが、現状最大30年となっているベース期間自体を長くすることについても検討いただきたい。</p> <p>ベース30年+延長(10年)とする場合と、ベース期間を40年とする場合では、事業計画の策定や、収支計画の作成、並びにそれをベースとしたファイナンスの協議等における考え方が大きく異なると考える。前者の場合、延長が原則とされていても、事業計画策定・ファイナンス組成時点で100%延長が保証されているとは言えないため、事業計画やファイナンスの協議はあくまで30年をベースに検討せざるを得ず、これまでの洋上WG等での議論において想定しているような、期間延長による事業性改善効果やファイナンス組成の多様化といった効果を現時点の収支計画において織り込まず、制度変更の効果が限定的となる(≒制度変更前の考え方から変わらない)ことを懸念している。</p> <p>【理由】 レンダー候補金融機関との会話において、30年+延長に制度変更されることのリスク論点を議論した際、レンダーとしてはあくまで確実な30年がBankableのベースとなるとのコメントを受けたことを踏まえての意見。</p>	頂いた御意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。
245	その他	<p>系統容量に関しては、運用指針において「系統に流す電気の量は系統容量を限度とした上で」と定められているほか、公募占用指針においても「最大受電電力は、確保されている系統の範囲で事業を実施すること」とされており、促進区域指定時に確保された系統容量を超えて事業検討を行うことは想定されていないと理解しています。</p> <p>一方で、再公募等により、系統容量を確保した時期と事業検討の時期との間に大きな乖離が生じる場合、確保・継承される系統容量が、技術進歩等を踏まえた当該区域における合理的な開発可能容量に比して小さくなる可能性があります。</p> <p>ついては、上記のように容量確保時点と事業検討時点に大きな時間的乖離があるケースにおいて、最新の技術動向等を踏まえ、当該区域における合理的な発電容量に見合う系統容量を改めて確保できるよう、運用上の取扱い(再評価・見直しの機会の設定等)を検討いただきたい。</p> <p>【理由】 既に確保されている系統が旧来の小型風車を前提としたものであれば、現在主流となる15MW級の大型風車を使用する場合に促進区域に比べてかなりのダウンサイジングを行う必要があり、海域の有効利用を阻害してしまう恐れがあるため。</p> <p>(ラウンド1公募占用指針 2)当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準(法第13条第2項第4号)</p> <p>本公募における海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準は、最大受電電力は、当該区域で活用することを希望するとして情報提供のあった系統(以下「確保されている系統」という。本促進区域は●万kW)の範囲で事業を実施することとし、海洋再生可能エネルギー発電設備の出力については、公募参加者が一般送配電事業者との調整を行うことを前提に、上限を設定せず、下限は確保されている系統の容量から20%を減じた値(本促進区域では●万kW)とする</p>	本指針案P.4に記載のとおり、発電設備の出力は調達価格等算定委員会の意見を聴き、これを尊重して公募占用指針において定めることとしており、最大受電電力の範囲と併せて、今後、御指摘を踏まえて検討いたします。
246	その他	<p>「系統に流す電気の量は系統容量を限度とした上で、促進区域の指定時に想定する出力(系統容量)から±20%の範囲を参考に、事業者の裁量を認める方向で調達価格等算定委員会の意見を聴き、これを尊重して定める。」とあるが、事業者が提案する発電設備の出力は、系統容量のみでなく、立地制約要因等も踏まえて決定されるものである。従い、個別海域の公募占用指針では、系統容量から±20%の範囲を参考にしつつも、それに縛られず、合理的な説明ができる範囲での提案は可能であり、公募上の評価も当該範囲外であることのみをもって差はつかない形にさせていただくことをご検討いただきたく存じます。</p> <p>【理由】 経済産業省2023年5月12日付プレスリリース別紙P6(発電出力規模に対する発電事業者への意見照会)に記載の通り、系統確保スキームに関する調査では考慮されていない立地制約要因があり、実際には系統確保スキームで確保された系統容量から範囲を外れた容量となる可能性は有り得るものと考えます。従い、意見申し上げるものです。</p>	245番の回答をご覧ください。
247	その他	<p>「国が促進区域における合理的な系統接続の方針を整理する「系統確保スキーム」が適用される場合は、公募の対象となる発電出力規模等について、公募占用指針に明記する。」と記載があるが、既に系統確保スキームが適用される海域において情報提供がされており「現在想定している最大受電電力」が示されている。</p> <p>発電設備の出力の量の基準として「促進区域の指定時に想定する出力(系統容量1)から±20%の範囲を参考に」定めるとあるが、当該海域においては「現在想定している最大受電電力」の±20%の範囲を参考にするか扱いを明確にしてほしい。</p> <p>【理由】 「系統確保スキーム」で想定されている最大受電電力が何を基準に算出されているか明確でなく、示されている最大受電電力の妥当性が不明瞭。その中で、公募占用指針で基準が示されては計画が大幅に変更になる可能性がある。</p>	245番の回答をご覧ください。

番号	大分類	御意見	御意見に対する考え方
248	その他	「系統に流す電気の量は系統容量を限度とした上で」とあるが、ノンファーム型接続が全国で導入されていることもあり、上記ルールが策定された時点よりも系統容量の追加が比較的容易に行えるようになっていの中で、海域の効率的な利用という観点からも、系統容量の制限を設定する合理性は低くなっているのではないかと。応札前に各事業者が、系統容量の増加可否を判断するための接続検討を行うことを前提として、系統容量制限を撤廃し、促進区域指定時点で確保された系統容量以上の最大受電電力にて事業計画を策定することを可能として頂きたい。	最大受電電力の範囲については、公募占用指針においてお示ししますが、その際の検討の参考とさせていただきます。
249	その他	以下のとおり変更してはどうか。 案： 我が国の領海及び内水の海域のうち一定の区域であって、気象、海象その他の自然的条件が適当であること、航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことがないこと、漁業に支障を及ぼさないこと、電力系統への接続が容易であることが見込まれることなど一定の基準に適合するものを海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）として指定できることとされている。 【理由】 系統と電源をセット開発し、総事業費が安く済む海域から案件形成することで国民負担軽減につながると考えるため。	頂いた御意見は、今後の検討の参考にさせていただきます。
250	その他	系統が2つ以上確保されている場合、事業性の観点から一部を利用しない方が合理的と判断された場合など、選定事業者が希望する系統を継承することについて協議が認められるべきである。 【理由】 事業性の観点等を踏まえ、選定事業者が過度に不利にならないようにすべきである。	本指針案P11に記載のとおり、事業者が確保している系統を活用する場合は、当該系統に係る契約を事業者間で承継することとなるため、承継すべき系統の容量とその価格を公募占用指針に明記するとしており、今後、御指摘を踏まえて検討いたします。
251	その他	JOGMECデータの開示時期を明記されたい。例えば、JOGMECのデータが開始された後、6か月以上を経てから公募が開始される記述を加えられたい。 【理由】 JOGMECデータの分析し、適切な占用計画を作成するためには12か月以上の期間が必要である。	調査データの提供時期については、公募に参加する事業者の便宜も勘案し、データ提供から公募開始（公募占用指針の公示）までに一定期間を設けるよう努めるとともに、具体的な段取りについては、今後、見通しが付いた段階で別途周知することとします。
252	その他	JOGMECによる調査の内容と信頼性について事前に事業者に公表頂きたい。またJOGMECが提供する現地データがプロジェクトの実現可能性を十分に評価するには不十分と判断された場合、開発業者は独自で調査を行うことができるかご教示頂きたい。 【理由】 P10, 12) 公募の実施に関する事項及びその他必要な事項（本法第 16 条第 2 項第 16 号）③情報提供	JOGMECが実施するサイト調査については、洋上風力発電設備の「基本設計」に必要な内容を対象としており、パブリックコメントを経て策定した基本仕様に基づいて区域ごとに個別仕様を作成しています。個別仕様の内容については事業者向けに説明会・アンケートを実施しているほか、有識者等の意見も聴取した上で決定しています。 合同会議第30回の資料1のP50のとおり、事業リスクの高まりや公募の公平性の疑義、重複調査による非効率・地域への負担増といった課題に対応するため、JOGMECによるサイト調査を基本とすることとしていることから、事業者独自の調査実施は想定しておりません。
253	その他	セントラル方式のサイト調査が行われる場合であっても、事業者独自の陸上風況観測を禁ずるものではないとの理解でよいか。またその他の開発に係る調査についての取り扱いについても明記されたい。 【理由】 事業実現性の観点からすると独自でのサイト調査には利点もあるが、一方で、無用な開発費競争がおこると経済性を圧迫し、事業実現性が落ちるという矛盾があり、見解をご教示頂きたい。	合同会議第30回の資料1のP50のとおり、事業リスクの高まりや公募の公平性の疑義、重複調査による非効率・地域への負担増といった課題に対応するため、JOGMECによるサイト調査を基本とすることとしていることから、事業者独自の調査実施は想定しておりません。
254	その他	本項イの元に、 ・風況についてはNeoWindsのデータを確認する ・海底地盤は、有望区域に認定後、実施する と記載されており、風況調査に関する考え方が記載されておらず、セントラル調査の対象外の区域の風況については、事業者が自ら現地調査を実施することについてその可否を記載すべきではないか。 【理由】 現地調査を実施せずに立案した計画への評価は低くなるのが想定され、また過去の事例ではセントラル調査を実施しない区域は、事業者等が自ら、風況・波浪・地盤等の現地調査を実施してきたことから、本指針において ・事業者が実施すべし/実施することを容認する/実施することは認められない 等の考え方について明らかとすべきである。	第30回合同会議の資料1「洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための制度のあり方について」P50のとおり、事業リスクの高まりや公募の公平性の疑義、重複調査による非効率・地域への負担増といった課題に対応するため、JOGMECによるサイト調査を基本とすることとしていることから、事業者独自の調査実施は想定しておりません。 なお、JOGMECによるサイト調査の基本化以前に、事業者が調査を実施している案件については、法令上規制されるものではありません。
255	その他	当該選定事業者が支払うこととなるJOGMECからの請求金額は公募占用指針内に記載いただきたい。 【理由】 事業採算性に大きな影響を与える項目であるため。	既に情報提供を実施している区域については、調査費用の支払額の見込みを公開しており、今後、公募占用指針において、精査された金額を示す予定です。

番号	大分類	御意見	御意見に対する考え方
256	その他	<p>"JOGMECがサイト調査（風況・海底地盤・気象海象）を実施した地域において、JOGMECから調査成果の情報提供を受けた選定事業者は、JOGMECに対して調査費用相当額の支払を行うこと"</p> <p>調査内容が設計の技術適合審査に適用できないにも関わらず、基本設計および公募占用計画策定にあたって十分ではない地盤情報を受領し、選定事業者が支払うことは合理的ではない。</p> <p>基本的に当該セントラル調査は、国によって負担されるべき費用だと考える。</p>	<p>JOGMECが実施するサイト調査の成果は、入札時の公募占用計画の策定及び選定後の詳細設計において基礎情報として活用できるほか、登録適合性確認機関による技術基準の適合性確認に必要な追加的調査を特定する上でも活用できるものと認識しております。そのため、多額の国費投入に対する応益負担の観点から、JOGMECから調査成果の情報提供を受けた選定事業者に対して調査費用相当額を請求することとしています。</p> <p>なお、セントラル方式を採用している欧州でも、政府機関等が実施する事前調査に要した費用は、入札前に公示した上で落札事業者が負担することとしており、選定事業者から費用回収を行うことは国際慣行に沿った対応と考えております。</p>
257	その他	<p>FIP制度下において、市場価格が「負の値（マイナス価格）」となった場合でも、少なくともバランスングコスト相当額についてはプレミアムとして確実に交付されること、また、出力制御が多発した場合の救済措置を明確化すべきである。</p> <p>FIP制度では市場価格変動リスクを事業者が負うが、マイナス価格や頻繁な出力制御は、事業者の予見可能性を超えた「制度・市場リスク」である。</p> <p>特にゼロプレミアム水準（ZPL）での入札が常態化している中、市場価格下落時のダウンサイドリスクに対する保護がなければ、長期安定的な事業運営が困難となるため。</p>	<p>御指摘の「市場価格が『負の値（マイナス価格）』となった場合」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、FIP制度における供給促進交付金については、市場参照価格及び非化石価値相当額と基準価格の差分がバランスングコスト相当額を上回った場合、バランスングコスト相当額が供給促進交付金として支払われます。こうした供給促進交付金の算定方法は、再エネ特措法施行規則において規定されております。</p> <p>また、FIP電源への出力制御については、「出力制御の公平性の確保に係る指針（資源エネルギー庁）」において、FIP電源が電源の性質として需給バランスへの貢献度合いが高い電源であることから、電源間の公平性を踏まえ、FIT電源が制御された後に出力制御を実施することされております（運用開始は2026年度又は2027年度を予定）。</p>
258	その他	<p>公募占用計画における「運転開始期日」と、FIPの交付開始時期の関係に関連して確認をさせていただきたい。今後、送電線ルートに係る許認可の関係等により、公募海域によっては、一つの海域内で複数の送電自営線敷設（≒複数地点での連系）を行う計画を立てる必要が出てくる場合があると想像している。このような場合、一つの公募海域内において、連系接続契約毎にFIP交付金を受け取る前提で、公募占用計画を作成することは可能という理解でよいか。（⇒可能な場合）工事のスケジュールの違いにより一方の連系接続が先んじて完了することが想定されるとき、公募占用計画における「運転開始期日」は最も遅い連系接続側の運転開始日で評価されるものの、公募占用計画における収支計画においては、先んじて連系接続が完了した部分について、運転開始期日より先立ってFIP交付金を受領できる前提で作成できるという理解で良いか。</p> <p>【理由】</p> <p>事業性最大化の観点からは連系できたものから遅滞なく運転を開始しFIP交付金を受領することが望ましいため。これが認められない場合、海域全体での工事と連系接続が全て完了してからでないとFIP交付が受けられない前提で計画を作成することとなり、先に工事が完了した系統側の収支が悪化し、事業全体の事業性悪化に繋がる。</p>	<p>今後公募を実施する海域において接続契約が複数となることが想定される場合に、当該海域に特有の公募ルール等を定める際は、当該海域に係る公募占用指針にてお示しします。</p> <p>なお、FIT/FIP制度においては、特定契約に基づき又は市場取引等により認定発電設備が最初に再生可能エネルギー電気供給を開始した日を供給開始日としており、調達期間/交付期間の起算日はこの供給開始日であることから、供給開始日より前に供給促進交付金を受領することは想定されません。</p>
259	その他	<p>本運用指針改正案P9において「適切な予備期間」が規定されたことを踏まえ、FIPの運転開始期限は、当該予備期間の利用に合わせて延長されるものと理解してよろしいか。</p> <p>【理由】</p> <p>本指針箇所については、本運用指針改正案の修正箇所ではないが、本運用指針は全体で一体の文書であることから、他の修正箇所の内容に応じて適正な対応を求めるもの。</p>	<p>運転開始期限日は、選定事業者が初めて公募占用計画の認定を受けた時点で公募占用計画に記載されている海洋再生可能エネルギー発電設備による運転開始予定日となります。</p> <p>その上で、今般、公募占用計画について、柔軟性を確保した計画とするために、全公募参加者は実現可能性の高い運転開始までのスケジュールを検討し、当該スケジュールに乗せて公募占用指針で定める予備期間を設けなければならないこととしたため、公募占用計画に記載する運転開始予定日は当該予備期間を考慮した上で設定することとなります。</p>
260	その他	<p>本運用指針改正案P9において「適切な予備期間」が規定されたことを踏まえ、適切な予備期間を活用した場合に、FIPの運転開始期限はどのような取り扱いとなるのか明記いただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>本指針箇所については、本運用指針改正案の修正箇所ではないが、本運用指針は全体で一体の文書であることから、他の修正箇所の内容に応じて適正な対応および記載内容の明記を求めるもの。</p>	<p>259番の回答をご覧ください。</p>
261	その他	<p>本運用指針においては、洋上風力の供給価格として適用される制度が、FITかFIPかについての明記がない。</p> <p>これは、今後の公募においてFIT制度が適用される可能性があるため、本運用指針においてはFIP適用のみに限定していないと理解してよいか。</p> <p>なお、2026年4月から適用される改正後の「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」第二条第四項の規定に基づけば、「海洋再生可能エネルギー発電事業」はFIPまたはFITによる事業であり、どちらかには限定していない。</p> <p>【理由】</p> <p>本コメントは、本運用指針改正案の修正箇所ではないが、他の修正箇所との整合性を確認するもの。また、根拠法との整合性を改めて確認するもの。</p>	<p>海洋再エネ整備法の条文において、FIT制度とFIP制度のいずれも想定していることから、同法に基づく公募の一般的な考え方を示す本運用指針案においてもFIP制度に限った記載とはしていません。なお、262番の回答を合わせてご覧ください。</p>

番号	大分類	御意見	御意見に対する考え方
262	その他	黎明期であることに鑑みればFIPからいったん離れても良いのではないかと。FITあるいは今年の1月に発表されたUK の計8.4GWのオークション（AR7）で採用されているCfD制度は日本でも大いに参考になるのではないかと。	再エネ特措法上、FIT/FIP制度の対象となる再エネ発電設備の区分等（特定調達対象区分等/交付対象区分等）については、調達価格等算定委員会の意見を尊重して定めることとされています。 この点、「令和6年度以降の調達価格等に関する意見（令和6年2月7日調達価格等算定委員会）」及び「令和7年度以降の調達価格等に関する意見（令和7年2月3日調達価格等算定委員会）」では、2026年度及び2027年度の着床式洋上風力発電については、再エネ海域利用法適用対象の公募における複数事業者の参加状況・評価結果や、将来的なアジア市場等への展開を見据えた国内の環境整備等を踏まえて、FIP制度のみ認められる対象とすることとされています。 また、「令和8年度以降の調達価格等に関する意見（令和8年2月5日調達価格等算定委員会）」では、再エネ海域利用法適用対象の公募については、第1ラウンド3海域の事業からの事業者の撤退等の状況の変化はあったものの、引き続き国民負担の抑制を図りながら、導入拡大を進めていくという方針を踏まえ、2028年度においても、洋上風力発電のFIP制度のみ認められる対象は2027年度と同様とすることを基本としつつ、来年度に検討を行うこととされています。
263	その他	8)撤去については技術が確立されておらず、公募の段階では不確定要素が大きいため、本章もしくはP42「3.公募占用計画の変更等(2)変更を認める場合の基準」において、撤去について明記いただきたい。 【理由】 撤去技術が確立されていないため。	頂いた御意見も参考にしながら今後、公募占用指針の内容を検討してまいります。
264	その他	2)⑩撤去の方法： 公募の段階では不確定要素が大きい撤去方法と撤去費用については、柔軟な計画変更に対応する但し書きが必要と考えます。 【理由】 撤去技術が確立されていないため。	頂いた御意見も参考にしながら今後、公募占用指針の内容を検討してまいります。
265	その他	撤去費用の確保について、銀行保証や事業者による現金積立のみを求める制度設計は、スポンサーの与信枠拘束や事業採算性の悪化を通じて、参入事業者の減少や競争性の低下を招くおそれがあります。 このため、GX推進機構等の公的機関が、一定の条件の下で撤去費用の保証を提供し、事業者が保証料を支払う仕組みについて検討すべきです。 あわせて、モラルハザード防止の観点から、撤去費用の一部は事業者が自己負担するなど、公的保証と事業者責任の適切な分担を前提とすることが望ましいと考えます。（例えば、撤去費用の一定割合（例:20～30%）については事業者が自己負担とするなど） 【理由】 近年の資機材価格高騰や金利上昇等により、洋上風力事業の資金調達環境は厳しさを増している。撤去費用の確保方法が過度に事業者の資金制約を強める場合、投資意欲の低下や参入事業者の減少を通じて、制度本来の目的である競争性の確保や国民負担の抑制に影響を及ぼすおそれがあります。 このため、撤去の確実性を確保しつつ、民間投資を過度に阻害しない制度設計が必要であると考えているため。	頂いた御意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。
266	その他	ii) に関して、風車機種を公表とあるが、公募占用計画提出時点において風車機種は確定し、複数の候補併記は認められないとの認識でよいか。 【理由】 事業者選定後の風車メーカ変更などによる計画変更が上がっているが、公募段階では一旦風車機種は確定させる必要があるのかを、明確にしたい。	風車メーカーは事業スケジュールやサプライチェーン等の前提となることから、御認識のとおり、公募占用計画の提出時点において1社に限定して公募占用計画に記載いただくこととします。ただし、本指針案のP.25に記載のとおり、事業者の選定後、風車メーカー側からの契約解除の申出等の一定の要件を満たした場合には、やむを得ない事情に該当するものと認められ、風車メーカー等の変更が可能となる場合があります。
267	その他	入札時点において風車メーカーや機種が特定されていることが大前提となっているが、学問的に裏付けされた以下の理論により、コストダウンが図れない仕組みであると言える。安価な電力供給を目指すことと矛盾しているため、入札段階での自由度を確保すべきである。 1. ホールドアップ問題（Hold-up problem）とロックイン効果（Lock-in effect）：契約の初期段階で特定の相手（この場合は風車メーカー）に依存する設計・計画を立ててしまうと、他社への切り替えコスト（スイッチング・コスト）が極めて高くなる（ロックイン状態）。この足元を見られ、選定後にメーカー側から価格の引き上げや不利な条件を要求されても、事業者はそれを飲まざるを得なくなる（ホールドアップ問題）。 2. オークション理論（競争入札における入札者の最適戦略）：コストを極小化するためには、最終的な発注の直前まで複数のサプライヤーに競争（リバース・オークション等）を行わせるのが最適である。しかし、国の入札のために事前に1社に絞らなければならない場合、サプライヤー側には自ら価格を下げるインセンティブが働かない。 3. リアル・オプション・アプローチ（Real Options Approach）：不確実性の高い大規模プロジェクト（洋上風力など）において、意思決定（機種や工法の確定）を可能な限り「先送り」にすることには、経済的な価値（オプション価値）がある。現行の制度は、この「待つことの価値（新しい安価な技術が出現する可能性や地盤リスクが判明した後の最適化）」を事業者に放棄させている。	266番の回答をご覧ください。
268	その他	競争力確保の観点からも風車メーカーを入札時に決めることは事業者にとっては望ましくない状況だが、風車メーカーを後決めできるようにして頂きたい。 【理由】 競争力確保の観点からも風車メーカーを入札時に決めることは事業者にとっては望ましくない状況だが、風車メーカーを後決めできるようにして頂きたい。現状実質2社しかない風車メーカーを事前に選択することで、事業者としては競争優位性を保つことが難しいため。	266番の回答をご覧ください。
269	その他	2)④「工事の施工計画が把握できる」：今回の改定で求める「精緻」を追加し、施工計画のレベル感を表現した方が良いと思います。 【理由】 合同会議で議論されていたため。	頂いた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。

番号	大分類	御意見	御意見に対する考え方
270	その他	「当該発電設備の設置及び維持管理の過程で取得する情報」とは具体的にどのような情報を指すのか明確にされたい。	第2章2. (1) 2) ㊸の「当該発電設備を設置する海域に関する情報であって、当該発電設備の設置及び維持管理の過程で取得する情報」は、「気象、海象、海底の地形その他の当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置する海域（政令で定めるその上空及び海底の区域を含む。）に関する情報であって、当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置し、及び維持管理する過程で取得するもの」（海洋再エネ整備法第17条第2項第14号）を意味します。
271	その他	公募占用計画への記載事項として、「㊸当該発電設備を設置する海域に関する情報であって、当該発電設備の設置及び維持管理の過程で取得する 情報の管理に関する事項」が今回新たに追加されているが、目的はなにか。 【理由】 目的・意図確認のため。	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第59号）の施行により、海洋再エネ整備法第17条第2項第14号の規定が追加されたことを踏まえて、御指摘の第2章2. (1) 2) ㊸を追加しております。
272	その他	「当該発電設備を設置する海域に関する情報であって、当該発電設備の設置及び維持管理の過程で取得する情報の管理に関する事項」とは具体的に何か、また本項目が追加された背景をご教示いただきたい。	御指摘の「当該発電設備を設置する海域に関する情報であって、当該発電設備の設置及び維持管理の過程で取得する情報」については、270番の回答をご覧ください。 「管理に関する事項」としては、漏えいの防止を図るための措置（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和8年経済産業省・国土交通省令第1号）による改正後の海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行規則（平成31年経済産業省・国土交通省令第1号）第6条第2項第5号）等に関して公募占用計画に記載していただく予定です。 御指摘の第2章2. (1) 2) ㊸を追加した背景については、271番の回答をご覧ください。
273	その他	「基地港湾の先行利用者による占有延長・明渡し遅延」を、明確に保証金没収の「免除事由」として規定すべきである。 基地港湾（秋田港、能代港等）は複数の事業者がリレー形式で利用する計画となっておりますが、先行事業者の工事が遅延した場合、後続事業者は港を利用できず、玉突きで運転開始が遅延します。これは後続事業者の努力では回避不可能な「他律的要因」であり、これによる遅延で保証金を没収されることは極めて不合理です。 過去のパブコメ回答において、国は先行利用者の遅延による影響について「個別に判断する」としつつも、基本的には事業者が管理すべきリスクという姿勢を崩していません。 しかし、一港湾を複数事業者が共有するスキーム自体が国の制度設計によるものであり、先行者の遅延リスクを後続事業者に負わせることは、後発案件の入札価格に過大なリスクプレミアムを乗せる要因となります。	頂いた御意見も参考にしながら今後、公募占用指針の内容を検討してまいります。
274	その他	保証金没収の免除事由となる「不可抗力」に、「主要サプライヤーの製造遅延・倒産」および「系統・港湾インフラの整備遅延」を明記すべきである。 迅速性評価（20点）により早期稼働が推奨されていますが、遅延時のペナルティ（保証金没収）が過大です。特に、世界的なサプライチェーンの混乱による風車メーカーの納期遅延や、国・一般送配電事業者が管轄するインフラの遅延など、事業者のコントロールが及ばない事象については、明確に免責（没収免除）とされるべきです。 現在の運用指針では、サプライヤー起因のトラブルは「事業者の管理責任」と見なされる懸念が強くあります。 しかし、洋上風車メーカーの寡占化が進む中で、事業者の交渉力には限界があり、メーカーの遅延リスクを全て事業者が保証金でカバーすることは、ファイナンス組成上の重大な阻害要因となります。リスクとペナルティのバランスを欠いた制度は、事業撤退を招くリスクを高めます。	頂いた御意見も参考にしながら今後、公募占用指針の内容を検討してまいります。
275	その他	保証金没収免除の対象となる「不可抗力（当事者のコントロールができない事象）」の定義に、以下を明記すべきである。 ・ 先行事業者や港湾管理者による「基地港湾の整備・利用スケジュールの遅延」 ・ 一般送配電事業者による「系統連系工事の遅延」 ・ 許認可審査の長期化 これらに起因して運転開始が遅延し、迅速性評価点が下がった場合、一律に保証金を没収するのではなく、免除対象とすることを明確化していただきたい。 本改訂案では「事業計画の迅速性」が高く評価される一方、遅延時のペナルティ（保証金没収）が強化されている。 港湾や系統の確保は、国や第三者が管理するインフラに依存しており、事業者の努力のみでは工期を遵守できない場合がある。これら外部要因による遅延リスクまで事業者を負わせることは、過度なリスク負担となり、健全な参入を阻害するため。	頂いた御意見も参考にしながら今後、公募占用指針の内容を検討してまいります。
276	その他	再公募を行う際に、データ提供*から公募開始までに1年程度は、検討期間が必要だと考えます。 *データ提供：風況・海象・地盤等の調査データに加え、検討していた地域共生策等の各種情報・地元との協議事項等を含む 【理由】 再公募が行われる海域においては、当初選定事業者および当初応札（非選定）事業者は、再公募に新規に応札検討する事業者に比して、左記データ提供開示より前から再公募検討に有用なデータを保有しており、公平性の観点から問題があるため。 また、公募開始後は接触禁止期間に該当し、有効な地域共生策を協議するための十分な時間が確保できないため。 （2026年1月21日第42回洋上WG合同会議資料_資料1のP29） 2. 地盤等のデータ提供 ● 第1ラウンドの撤退の要因分析において整理したとおり、事業者による事業撤退は、再エネの導入量、地元関係者、洋上風力産業（サプライチェーン等）に悪影響を与え得る。 こうした悪影響を軽減するためには、ある海域において事業撤退が発生した後、当該海域の再公募に、他の事業者が迅速かつ容易に参加することができるようにし、また、早期に再公募を実施することができるようにすることが望ましい。	公募開始（公募占用指針の公示）の時期については、公募に参加する事業者の便宜も勘案し、データ提供から公募開始までに一定期間を設けるよう努めます。

番号	大分類	御意見	御意見に対する考え方
277	その他	(2)：精緻な施工計画を要求するため、これまでよりも長い公募期間（準備期間）が必要と考えます。 【理由】 作業量が増えるため。	頂いた御意見も参考にしながら今後、公募占用指針の内容を検討してまいります。
278	その他	過去Roundでの公募占用指針案へのパブリックコメント、Q&Aの返答は新規公募にあたっては関連しないものと考えべきか、を明示いただきたい。 特にRound1の再公募においては、Round2の進行中の案件と極めて距離が近く、否応なしに調整事項が生じる。その際に、Round2のパブリックコメントやQ&Aで示された回答等の法的扱いについて、明確に示していただきたい。 過去にはFIP転に関する議題で、同じRound1であっても、五島沖浮体案件での回答は、着床式の能代三種男鹿沖、由利本荘沖、銚子沖では適用されない、という（詭弁としか思えない）方針を公募終了から3年以上経ってエネ庁が公言した事例もあり、同じような混乱を防ぐために、これらの扱いを予め明確に示していただく必要がある。 【理由】 エネ庁のパブリックコメント回答、Q&A回答の恣意的な運用（ある時は過去の回答を適用し、ある時は後付けの理論を正当化するために過去の方針を適用しない、等の）を防ぐため。	公募占用指針案に係る各パブリックコメントの回答は、意見募集の対象となっている公募占用指針案のみを念頭にしています。
279	その他	三菱商事のRound1撤退前に、エネ庁が強引にFIP転換を後出しで認める方針を出したことで大きな混乱が生じたが、行政側の一方的な制度変更による公平性棄損を防ぐ方針を明示すべきである。 エネ庁に中長期の情勢変動を見越した完全なグランド・デザインを提示する能力はないことを謙虚に受け止め、今後制度変更が止むをえない場合に備え、その場合のプロセスを予め明示しておく必要がある。 【理由】 公平性が担保されない公募では何のための公募かもわからない。 2025年に何度も合同ワーキングの場で関係事業者、専門家を集めて後出しFIP転の正当性を協議するプロセスが行われたが、あのようなプロセスが繰り返されるのは国家として人的資源の無駄遣いである。予め最悪の可能性を考慮してプロセスを明示しておけばハレーションも少なくできるため。	選定後に実施される政策措置の適用及びそれに伴う計画変更についての考え方については、合同会議にて議論が行われ、その第36回の資料1のP4において、以下のとおり取りまとめられました。今後も、当該考え方に基づいて、政策措置の適用等について検討してまいります。 「過去及び将来の事業者選定プロセスに係る公募の信頼性を確保する観点から、公募時点において事業者に与えられていた、政策措置に係る予見性が担保されることが重要である。その上で、再エネ海域利用法に基づく公募における事業者の選定後に実施される政策措置の適用及びそれに伴う計画変更については、当該措置がもたらす様々な効果や影響を考慮しつつ、以下①～③の点を総合的に勘案し、その可否を判断すべきではないか。その際、透明性のあるプロセスで、丁寧な説明がなされることが重要である。 ① 政策措置の適用の必要性・合理性 ✓ 当該政策措置が、エネルギー基本計画、再エネ海域利用法の目的等に合致するか、総合的に国民全体の利益に繋がるか ✓ 当該政策措置が、電源横断的かつ一般的なものである場合、他の電源種を含め、他の再エネ発電事業者との公平性が確保されているか ② 公募における競争の要素に与える影響 ✓ 供給価格（国民負担の大きさ） ✓ 事業実施能力（事業実施体制、資金・収支計画、事業スケジュール、発電設備の施工・維持管理・撤去の方法、サプライチェーンの強靱性、事業のリスク分析と対応等） ✓ 地域調整・経済波及効果（関係行政機関との調整能力、漁業等との協調・共生、国内・県内への経済波及効果） ③ 政策措置の適用前後における公募占用計画の一体性に与える影響 ✓ 選定事業者が、選定当初の計画（発電容量、事業スケジュール等）から一体性を保って事業を継続できるか なお、当該政策措置の適用及びそれに伴う計画変更により、他の事業者等に影響が生じるおそれがある場合には、政策的観点からの配慮措置の要否を検討することも重要。」
280	その他	多くの項目で「把握できる資料に基づいて記載する」と表記が改められた。この表記では、「把握できる資料」と「公募占用計画（本体）」が存在することとなる。ついては、「把握できる資料」の扱いについて、明記されたい。例えば、「参考資料として添付すること」等の記載を想定している。 【理由】 評価者が「把握できる資料」を確認することの有無並びにその方法、および公募占用計画の参考資料と「把握できる資料」の差異を承知したいため。特に、「第3章2公募占用計画（1）2）⑩関係行政機関の長等との調整を行うための体制および能力に関する事項」との整合性を確認したいため。	公募占用計画の記載内容の把握のために必要な資料が何を指すかについては、各記載内容によって異なるため、指針において具体的にお示しすることは困難ですが、公募占用計画の参考資料として添付いただくことを想定しています。なお、本指針案のP.16の「⑩関係行政機関の長等との調整を行うための体制及び能力に関する事項」については、他の項目と同様に、「資料に基づいて記載する」との表現に修正します。
281	その他	「第3章2公募占用計画（1）2）海洋再生産可能エネルギー発電事業の内容および実施時期」では、多くの項目で「把握できる資料に基づいて記載する」と表記が改められた。しかし、この項目では、「資料に基づいて記載する」とは記述されていない。参考資料が添付されていなくとも、評価の多寡に影響しない旨明記されたい。 【理由】 不必要な資料の添付を避けるため。	御指摘を踏まえ、本指針案のP.16の「⑩関係行政機関の長等との調整を行うための体制及び能力に関する事項」についても、他の項目と同様に、「資料に基づいて記載する」との表現に修正します。
282	その他	「オプションの付与」を発動する場合は、事前に、審議会等公開の場において十分な議論をされたい。 【理由】 どの様な場合に発動されるのか不明瞭であるため。	「オプションの付与」を適用する場合には、公募占用指針においてお示ししますが、頂いた御意見はその際の検討の参考とさせていただきます。

番号	大分類	御意見	御意見に対する考え方
283	その他	<p>"注釈4をラウンド1の再入札で適用する予定か？ラウンド1の場合はすでに三菱商事が撤退しているので、ドイツの事例とは全く異なると理解している。ドイツの事例(Step-in-rightの付与)は、既に開発権利(exclusive right)を有していたデベロッパーのエリアに対し、ドイツ政府が新たに導入するセントラルシステムにおけるエリアと重複していたために、その進行している開発事業を「existing projects」と称し、その開発事業のみにStep-in-rightを付与したという経緯である。日本におけるラウンド1では三菱商事が正式に撤退した後において、exclusive rightを有している開発業者は存在していないため、ドイツの事例に当てはめることは困難と考えるが、どのような理解、見解なのかをご説明いただきたい。</p> <p>一方、ラウンド1入札において敗退した事業者が当該海域でのデータ等を保有していると思うが、ドイツの事例から見ても、すでに敗退しており開発権利を全く有していないことから、該当はしないと理解しているが、その理解で正しいか？</p> <p>参考までにドイツの事例につき以下のリンクを参照頂きたい。 https://www.nortonrosefulbright.com/en/knowledge/publications/85ea2d80/german-renewable-energy-act-2017-eeg-2017---what-you-should-know</p> <p>【理由】 想定されているケースとR1再入札のケースでは事例が大きく異なる可能性があるため。</p>	<p>特定の公募についてのお答えは差し控えますが、「オプションの付与」を適用する場合には、公募占用指針においてお示しします。</p>
284	その他	<p>洋上風力に関する評価改定が含まれているが、なぜ、再生可能エネルギーにばかり、この様な厳重な環境評価が義務付けられるのか。</p> <p>既存の原子力発電や化石燃料発電に、適切な環境アセスメントがされれば、一発で事業停止ははずだろう(放射性廃棄物、温水、海洋汚染水、事故時の放射能汚染、温室効果ガス、直接の大気加熱など)。</p> <p>既存の問題ある発電方法とも比較して、相対的に再生可能エネルギーの必要性を評価するべきだ。</p> <p>また、再生可能エネルギーに求められる環境評価を、きちんと既存電力にも適用すべきだ。</p>	<p>再生可能エネルギーについては、第7次エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）において、「エネルギー政策の原則であるS+3Eを大前提に、電力部門の脱炭素化に向け、主力電源化を徹底し、関係省庁や地方公共団体が連携して施策を強化することで、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促す」こととされていることも踏まえ、発電所に係る環境影響評価については、選定事業者が環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づいて確認し、適切な環境保全措置を講ずる仕組みとしています。</p>
285	その他	<p>3)建設業法の適用を明記したことは、持続可能な市場形成には大変重要で、評価いたします。</p> <p>【理由】 適切な表現に改定されたため。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p>
286	その他	<p>領海における洋上風力においても、EEZの浮体式洋上風力の方針と同様に、二段階入札を取り込むべきであり、そのための検討は"中長期"とせず速やかに着手すべきである。現在の制度では不確実性が高すぎ、腰を据えて開発ができる状況にない。</p> <p>【理由】 中長期の検討といっている間に、日本の洋上風力産業がまとめて頓挫してしまいかねない状況であるため。 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/yojo_furyoku/pdf/042_01_00.pdf</p>	<p>頂いた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
287	その他	<p>経済産業大臣および国土交通大臣が実施する海域調査（JOGMECによる調査結果を含む）により得られた情報について、第二次被提供者（以下「協力企業」）は、第一次被提供者である事業者との取り決めにより情報提供が可能となるよう、運用を見直しいたきたい。</p> <p>現状、協力企業の海外関連会社も含めた全ての企業に対して、経済産業大臣および国土交通大臣宛の誓約書を提出するよう事業者から求められている。しかしながら、海外企業に日本語のみの誓約書への対応を求めることは難しく、且つ個人情報保護の観点からも対応が困難な状況にある。</p> <p>【理由】 1.洋上風力発電の設計はグローバル体制で実施されるため 洋上風力発電に関する多くの設計業務では、協力企業の海外関連会社のリソースも活用し、グローバルな体制で検討が行われている。 このため、海外の関連法人すべてから日本語の誓約書を取得することは、実務上非常に困難。 2.個人情報保護の観点から記載要求への対応が難しいため 現行の誓約書では役員の住所など、個人情報の記載が求められ、海外企業にこれを求めることは、各国の個人情報保護制度との整合性の点でも困難。 3.公募開始から締切までの期間は余裕があるとは言えず、データ提供に必要な手続きが複雑化することで、技術検討に割ける時間が奪われかねない状況。 これは、プロジェクトの実現性を高めるための重要な検討時間を圧迫するものであり、望ましい状況ではない。 以上の理由から、協力企業の代表である日本法人による誓約書の提出をもってデータ提供を可能とする運用への変更をお願いしたい。</p> <p>【様式1】守秘義務対象情報の提供を受けるための申請書の中の①守秘義務の遵守に関する誓約書、②添付書類 役員情報（親会社、役員）</p>	<p>第4期海洋基本計画（2023年4月閣議決定）において、2つの支柱の一つとして、「総合的な海洋の安全保障」が掲げられる等、近年、海洋の安全保障の重要性が高まっている状況にあります。この状況を踏まえ、政府側の審査体制を強化しています。今般、情報管理の適切性の確認のため、より厳格な審査を実施するために必要な情報として提出を求めるものとなります。</p>
288	その他	<p>漁業権や許可漁業が存在する海域において促進区域指定された場合、漁業者の権利や許可と重複する。漁業者と丁寧な調整が必要であり、公募開始時までにこれらの調整を各事業者が行うことは漁業者に対する負担につながる。また、事業者選定後に個別具体の調整が必要となり、地域の混乱を招きかねないため、国にて公募開始時までに既存漁業権および許可漁業と占用範囲に関する調整を図って頂きたい。今後促進区域になる海域は海洋環境等調査の一環として実施されると理解するものの、既に促進区域になっている海域においても公募開始後に風車設置可能区域が変更になるような事態は避けていただきたい。</p>	<p>風車を設置することが可能な区域については、海洋再エネ整備法第12条第1項の規定に基づき実施される協議会の場において協議がなされると認識しております。</p>

番号	大分類	御意見	御意見に対する考え方
289	その他	趣旨は談合や馴れ合いを防ぐための規定と理解するが、もう少し例外を規定しても良いのではないかと。 <ul style="list-style-type: none"> ・同じ海域に参加するA社とB社が多数の株主が存在する上場の株式会社であった場合、A社の公募担当の洋上風力事業部が認識しないところで同じ株主がB社にいた場合はどうなるのか。 ・A社とB社のJVのC社が存在する場合、A社とC社が同じ海域に参加すれば、両社とも失格になると了解する。仮に常日頃A社、B社、C社がarm's lengthの関係で互いに事前に調整しないと市場に宣言している場合でも失格となるのか。 本当にarm's lengthで事前の打ち合わせをしていなければ、そういう事態も起こり得るし、逆に厳密に言えば、仮にA社はZ海域、C社はY海域と事前に棲み分けをすれば、それはそれで広義には独禁法に抵触する不当な取引制限（市場調整・販売制限カルテル）にあたるのではないかと。 昨今は、洋上風力のリスク分散の為、色々な会社が合従連衡して、オークションに臨むので、選定後に当事者が認識していなかった事実により選定取り消しになるのは時間の無駄になると思料する。よってホ）についてはもう少し場合分けを規定してもよいのではないかと。	御指摘を踏まえ、「別紙 参加資格」における記載を修正いたします。
290	その他	過去ラウンドの公募専用指針にて、『コンソーシアムにより公募に参加する場合には、選定事業者として選定された後、公募占用計画の認定を受けるまでにSPCを設立して、コンソーシアムを解消』することが明記されていますが、洋上風力発電事業における公募占有制度の運用に当たっては、コンソーシアムで応募する場合のSPC設立時期について、事業者選定後、公募占有計画の認定後を基本とし、事業者の合理的な裁量に委ねるべきであると考えます。 【理由】 洋上風力発電事業は、大規模かつ長期の投資を要するものであり、検討初期において事業体制の確定やSPC設立を過度に求めることは、事業リスクやコストの前倒しにつながり、事業性や投資完遂性を損なうおそれがある。 特にコンソーシアムによる応募の場合、事業内容、リスク分担、資本構成等は、事業者選定後、FIDに向けた詳細検討や各種調査を通じて具体化するものであり、これらが十分に整理される前にSPC設立を事業者に求めることは適切でないと考えているため。	公募占用計画の認定に当たっては、海域占用許可等の権利・義務関係の主体を明確にする必要があるため、選定事業者には公募占用計画の認定を受けるまでにSPCを設立することを求めることとしています。
291	その他	「建設、維持管理、撤去を含む発電事業および発電設備にかかる関係法令」について、「建設、維持管理、撤去」にかかる法令について、本運用指針が想定しているものを示されたい。 【理由】 認識の齟齬を防ぐため。	例えば、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）等を想定しております。
292	その他	以下のとおり変更してはどうか。 案； 国内外における海洋土木工事の実績（国内実績の場合は港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、港湾等鋼構造物工事に該当する工事とする。また、国内外を問わず公募開始の日前10年以内に行われた実績に限る。）があること（申請者以外の協力企業が実績を有している場合も含む。） また、10年に限る理由を教えてください 【理由】 実績が10年以内であることの条件が国外実績にも適用されることが明確になるよう。 また、期間が経過しても実績として有効な場合もあると考えるため、10年とした理由を確認させていただきたい。	御指摘を踏まえ、国土交通省直轄工事の港湾工事における入札参加資格の規定を参考に、参加資格の要件において、国内外における海洋土木工事の実績として認める期間を15年に修正します。
293	その他	法律名が2026年4月以降に適用される同法の改正法により変更される予定の法律名となっているが、本運用指針の適用も、同法律名と同様に2026年4月以降となると理解してよいか。 【理由】 基づく法律との整合性を確認するため。	御理解のとおりです。
294	その他	各違反行為の記述において「〇〇行為をした者」から「〇〇行為をしたときにおけるその違反行為をした者」に修正されているが、その理由についてご説明いただきたい。 当該修正は、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会合同会議において議論されたものではないため、確認するものである。 【理由】 修正内容の明確化を求めるもの。	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第59号）の施行により、海洋再エネ整備法第53条及び第54条の規定が改正されたことを踏まえ、御指摘の第6章1. の記載を変更しております。
295	その他	今後指定される促進区域での公募では、これまでの促進区域と異なり、先行開発事業者が存在していない海域もある。その場合、多くの事業者は、基本的に、ある程度の事業採算性を見極めてから公募参加について検討を開始する。また、公募参加に必要なコンソーシアムの組成は、その採算性見極めの後に交渉を開始することとなる。 このことを踏まえると、公募への参加者を増やして、洋上風力産業を活性化させ、また、競争を促すためには、上限価格および「想定供給価格幅」の公表から公募開始まで、十分な期間（少なくとも半年程度）を設定し、コンソーシアム組成のための準備期間を設けることが必要ではないかと。また、当該スケジュールは本運用指針に明記されるべきではないかと。 なお、洋上風力以外の再エネ電源のFIT/FIPの上限価格については、毎年、2年後の価格まで公表されており、十分な準備が可能となっているところ。 【理由】 入札の最低価格が不明なままでは事業採算性を試算することはできない。上限価格および「想定供給価格幅」が公表されて初めて採算性の検討ができるが、当該公表から公募開始までの期間が短すぎれば、公募参加に踏み出せない事業者は多くなるものと考えられる。洋上風力産業を活性化するためには公募参加事業者を増やす必要があるが、そのためには、事業採算性の試算が可能となる情報が出そろってからコンソーシアム組成までの十分な期間が必要である。	公募開始（公募占用指針の公示）の時期については、公募に参加する事業者の便宜も勘案して検討いたします。

番号	大分類	御意見	御意見に対する考え方
296	その他	<p>2050年までにカーボンニュートラルを目指す、という前提がそもそもおかしいと思います。今や太陽光発電や風力発電などの環境ビジネスは米国が詐欺だとはっきり名言しており、舵を真逆にきました。欧州は遅れていますが、これも時間の問題だと思えます。</p> <p>ちなみに英国では長年に渡って沿岸部での風力発電が進められてきました。この数年の欧州情勢の影響を受けてエネルギー政策が失敗してしまい機能していません。国民はエネルギー高騰に悩まされ冬に暖房を使うことすら難しくなりました。風力エネルギーが役に立たない事の証明ではないでしょうか。</p> <p>カーボンニュートラルを目指すための施策は前提が間違っているため、一度全て白紙に戻すべきだと思います。</p> <p>グリーンエネルギーという名目での風力開発にこれ以上無駄に国民の税金を投入することには賛同できません。</p>	御指摘の内容は、今回の意見公募手続の対象ではないため、お答えは差し控えます。
297	その他	<p>突然、経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課風力政策室のパブリックコメント担当様宛てに一般海域における占用公募制度の運用指針（改訂案）についての意見を拝送することをお許しください。</p> <p>早速、公共事業として秋田県沖と千葉県沖とその他の都道府県沖で海洋再生可能エネルギー発電して、日本に住む人が宇宙から人がいなくなるまで0円で電気を使えるようにしてほしいので、海洋再生可能エネルギー発電をする時に必要なものの建設費が0円になるようにしてほしいので財源として市区町村のすべての農地や土地や建物等で太陽光電池発電や海流発電、小水力発電、地熱発電、鳥が巻き込まれる被害が少ないと言われる輪っかのレンズ付きでメンテナンスがしやすいように地上部まで折り畳んだり、縮んだりする風力発電、間伐材や放置林や所有者不明山林で納税が1年間ない山林を市区町村や住む人が所有して近くの住民に貸して生産された木材等を使った火力、神奈川県を見習って下水汚泥を焼却発電しながら金やレアメタルも収穫できる発電、浮体式で太陽光と潮力と海流で発電して船舶に電力を供給できる設備などを地下、地上、海中、空中でも発電できる発電所を作って実現してほしいので累進課税の強化と不公平税制の是正して、今ある返済可能な予算の範囲と迷惑をかけない範囲で日本国内で物価上昇率がプラスにならない深刻なデフレにならないようにしながら、1京8513兆円くらいまで原価0円でタクシー代他ゆりかごから墓場に入るまで国内外の人に迷惑かけないように地球や宇宙にあるものすべて自給自足してサービスに使える地域商品券を日本に住む一人一人に毎月50万円から1200万円を発行して選択的に支給したり、取りに来てもらったりできるようにご支援お願い申し上げます。</p>	御指摘の内容は、今回の意見公募手続の対象ではないため、お答えは差し控えます。
298	その他	<p>電力安定供給・サプライチェーン形成が20点から25点に引き上げられた。強靱なサプライチェーン構築は、公募ルールとは別次元の議論である。サプライチェーン構築は、民間だけの設備投資で成り立たず、公的な支援があり民間の設備投資が促進されるものである。サプライチェーンが構築され始めればコスト競争力は自ずと向上してくるので、黎明期は一旦公募提案からは切り離し、実現可能性及び効果の高いサプライチェーン構築の在り方について、公募と並行して官民で協議させていただきたい。</p> <p>また、国内風車メーカーがなく海外風車メーカーの工場すら国内に現状存在しない。国内で部品メーカーだけのサプライチェーンを構築しても、結局は部品を輸出することでコストアップにつながるのが現状である。海外風車メーカーに頼らざるを得ない状況下では、主要部材工場が日本国内に存在し、主要部材のサプライチェーン構築が可能となって初めてコスト低減につながるため、国としてコミットするグランドデザイン・ロードマップを示すことで日本の洋上風力マーケットの魅力度をアピールし、海外風車メーカーを日本国内に誘致することで、「強靱なサプライチェーン」構築を推進させていただきたい。</p> <p>中長期的には、国内風車メーカーが国内案件向け調達を担う制度設計をしていただきたい。量産化はコストダウンの主要要素の1つであるため、欧州のように大型化を追い続ける必要性は必ずしもなく、国内案件向けにはある程度決まった型式に限定することも考えていただきたい。風車の型式が限定されることにより、着床式・浮体式とも支持構造物も量産化することが可能となり、また港湾や工事船舶に求められるスペックも同様になるため、大幅なコストダウンが可能になることが期待できる。国内洋上風力が黎明期であることをポジティブに捉え、欧州を中心とした制度のベストプラクティスを取り入れながらも、エネルギー・経済安全保障の観点から中長期的制度設計をお願いしたい。</p>	御指摘の内容は、今回の意見公募手続の対象ではないため、お答えは差し控えます。
299	その他	<p>「本公募はFIT認定を受けて事業を実施することを前提にしており、途中からFIP制度へ移行することは想定しておりません。」という表現の解釈について、昨年多くの波紋を呼びました。状況の変化に対応するため、後付けでルール変更せざるを得ないという判断ならば、ある程度致し方ない部分もあったかと思えます。</p> <p>しかし貴省の説明では「制度変更ではなくて、あくまで運用の明確化」とのことでした。この難解な日本語表現を理解できた事業者は皆無であり、一般常識から外れた表現であったと言わざるを得ません。</p> <p>過去のパブコメ回答を再確認した結果、「想定しておりません」といった類の回答は、内容の重複を除いたとしても、運用指針と占用指針の合計で数十件確認されました。これらについても認識の齟齬が発生している可能性が大きいので、「想定」という表現は用いず、今一度平易な日本語で再回答ください。</p>	御指摘の内容は、今回の意見公募手続の対象ではないため、お答えは差し控えます。
300	その他	<p>事業実現性で高評価を得たラウンド1の事業者が事業実現できなかった原因について、事業者側への責や、制度の見直しが議論されていますが、審査側の評価が抜けています。事業者側だけではなく審査側をどのように評価するのか、指針に盛り込むべきと考えます。</p>	<p>第1ラウンドの事業撤退の要因分析において、事業実現性が相対的に過小評価され得る点が挙げられたことを踏まえ、本指針案においては、事業実現性評価において、より精緻な採点を行うために、評価区分を廃止し、チェック項目ごとの積上げ式にすることとしました。また、チェック項目の内容については、作成段階で外部の知見も活用するとともに、外部専門家からなる第三者委員会においても、その妥当性を確認していただくことに加え、第三者委員会については、インフラ関連ビジネス等に知見のある有識者を加えることや、第三者委員会の審査作業を支える「サポートチーム」を構築することを検討します。</p>
301	その他	<p>既存の指針をベースに改訂の議論が行われていますが、パブコメ内容が発散している状況や、最近の業界団体から多くの要望が出されている状況のように、そもそも既存の指針ベースでは修正不能ではないでしょうか。一旦、ゼロリセットして、ラウンド1?3の状況や他国の事例から学び、新たに作り直すべきと考えます。</p>	<p>本指針案の改訂内容は、御指摘のように、合同会議における第1ラウンド3海域からの事業撤退の要因分析や事業者からのヒアリングを基に洗い出した洋上風力の事業環境の課題に対応するべく見直したものです。</p>